広報費

賞 雅 动

参考様式③

２０２１ 年度　会派名 日本共産党　議員名　日本共産党那覇市議団　整理番号　/

【項目】 □調査研究費　□研修費　☑広報費　□広聴費　□要請・陳情活動費
□会議費　□資料作成費　□資料購入費　□人件費　□事務所費

領　収　証

№ 000547

得意先コード	お得意先名
	日本共産党那覇市議団 殿

2021 年 8 月 30 日

¥ 187,200

但し 市議団ニュース・1号 B4×2P 30,000部

上記金額正に領収致しました。

内訳		
	現金	
	小切手	
	銀行振込	
	手形	
	相殺	

担当者印	取扱者印
	[redacted]

あけぼの印刷株式会社
〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2
TEL (098) 861−9145
FAX (098) 861−9148

按分率　　%　　充当額 187,200 円

新型コロナ危機突破へ、城間市長に緊急申し入れ

2021年8月24日

那覇市長　城間　幹子　様

日本共産党那覇市議団団長　古堅 茂治
湧川 朝渉　我如古 一郎
前田 千尋　西中間 久枝

命を守ることを最優先にした新型コロナ対策に関する緊急申し入れ

新型コロナウイルス感染症の「第５波」は、デルタ株の影響でこれまで経験したことのない爆発的な感染拡大となり、緊急事態宣言下でも感染拡大に歯止めが掛らず、医療の逼迫、さらに医療崩壊を引き起こし、救える命が失われることが強く懸念されている。

にもかかわらず政府が、８月３日、重症患者と重症化リスクの高い患者以外は「原則自宅療養」という重大な方針転換を行ったことは、コロナ患者を事実上「自宅に放置」する無責任きわまるものであり、断じて認められない。政府は、大きな批判に直面して、「中等症は原則入院」との「説明」を行ったが、「原則自宅療養」という方針を撤回していない。

一日の新規感染者数、重症者数も過去最高を更新し、自宅療養者も激増している。医療現場などからは「災害級」と悲鳴が上がり、危機的状況の打開は一刻の猶予も許されない。

こうした事態は、後手後手、無為無策、五輪とパラリンピックで間違ったメッセージを伝えた菅政権が招いた重大な人災そのもので、最新のマスメディア世論調査（ＡＮＮ調査８月21・22日実施）でも、この時期の五輪開催に「良かった」は 38.1%で、「良くなかった」が 44.1%と上回り、「政府のコロナ対策を評価しない」は61%と国民の批判が高まっている。

いま、政府と政治に求められているのは、命を守ることを最優先にした対策である。感染急拡大を抑止するには、ワクチン接種の加速化とセットで無症状者を含めたＰＣＲ等検査を文字通り大規模に実施し、陽性者を隔離・保護する取組を行う以外にない。この立場から、以下、緊急に申し入れる。

１、国・県・医師会等と連携し症状におうじて必要な医療をすべての患者に提供する

◉ 政府に「原則自宅療養」の方針を公式に撤回することを要請すること。

◉ 命を守ることを最優先に、症状におうじて必要な医療をすべての患者に提供することを大原則にすえ、そのために、限られた医療資源を最も効率的に活用することを考慮して、国・県・医師会・看護協会などと連携し、医療機能を強化した宿泊療養施設や、臨時の医療施設などを、大規模に増設・確保すること。あわせて、入院病床をさらに確保すること。在宅患者への往診や訪問看護など在宅医療を支える体制を抜本的に強化すること。

２面に続く

日本共産党那覇市議団ニュース　１号　2021年8月25日

団長　都市建設環境委員　古堅 茂治
幹事長　教育福祉委員　湧川 朝渉
政調委員長　総務委員　我如古 一郎
政調副委員長　厚生経済委員　前田 千尋
会計長　教育福祉委員　西中間 久枝

ご意見、ご要望をお気軽にお寄せ下さい

発行：日本共産党那覇市議団　那覇市泉崎１－１－１市役所４階　電話：862―8268　FAX867－3170
メール：jcp-naha@nirai.ne.jp

コロナ問題など、お困りごとは、お気軽にご相談ください。

◉ 国・県・医師会・看護協会などと連携し、医師・看護師を確保すること。国に対し、すべての医療機関を対象に減収補填と財政支援にふみきることを要請し、安心してコロナ診療にあたれるようにすること。
◉ 新型コロナ治療の最前線で日夜献身している医療従事者をはじめ、宿泊療養施設や臨時の医療施設、訪問診療に携 わる医療従事者も含めて、すべての医療従事者に対する待遇の抜本的改善をはかることを国に要請すること。独自の支援策も検討・実施すること。

2、感染伝播の鎖を断つために大規模検査を実行する

速やかに新規陽性者を減らすための強力な対策が求められている。感染伝播の鎖を断つための検査を「いつでも、誰でも、何度でも」の立場で、従来の枠にとらわれず大胆かつ大規模に行うこと。とくに――

◉ 市民の安心･安全のために、広島県等の先行事例を参考に、拠点施設･薬局･大学等において、無料ＰＣＲ検査キット等を配布する体制をつくるなど、有症者への検査や保健所の積極的疫学調査では発見しきれない無症状感染者を早期に発見・保護すること。
◉ 発熱などの症状がある時に、感染を疑われる方が通勤、通学など外出をしないよう、抗原検査キットを自宅に常 備して、直ちに、自分で検査できるようにすることで、感染拡大を抑えられることが期待されることから、抗原検査キットを個人に配布することについて、財源措置も含めて国に要請すること。
◉ 市民の生活･経済の安定確保に不可欠な業務の継続と、医療機関、介護施設、福祉施設、学校、こども園、保育園、学童クラブ等のエッセンシャルワーカーへのワクチン優先接種、防御的定期検査（社会的検査）を引き続き拡充すること。必要に応じ施設利用者全体を対象にした大規模検査を行うこと。
◉ 学校、こども園、保育園、学童、学習塾、家庭内での感染防止策の徹底、定期検査など、こどもの命を守り、学びと保護者への影響を最小限に抑える万全な対策を行うこと。
◉ 行政検査を抜本的に拡充することと、早期探知のための事業所モニタリング検査の枠組みを拡大し、希望する事業所すべてで定期検査が可能になるように国に要請すること。
◉ 感染の地域的な抑え込み、全県への拡大防止のために、クラスターが発生した事業所、エリアなどで集中対策重点区域を設定し、大規模検査など必要な措置を講ずること。
◉ 県内外から飛行機や船舶を使って往来・移動する全ての人々に、国の責任でのＰＣＲ等検査を無料で実施し、水際対策を徹底するよう要請すること。

3、ワクチン接種の加速化と経済・雇用・生活等を守る支援を強化する

デルタ株により、これまでとフェーズが変わったことを広く周知し、命を守るための危機感を伝え、行動変容とワクチン接種を促す従来とは異なる強いメッセージを引き続き発信し､市民の命と暮しを守る多様な取組を拡大･強化すること。とくに――

◉ 接種を希望する人を誰一人取り残さないことが求められている。国にワクチンの安定供給を求めるとともに、各年代層でのワクチン接種を加速するため、未接種者の把握や希望者への一日も早い接種へ、県と連携しあらゆる方策を検討・実施すること。
◉ 国に対して、新型コロナの影響で収入が落ち込んでいる市民や事業者等への直接給付、時短・休業への十分な補償、持続化･家賃支援の給付金の２回目の支給、雇用調整助成金など各種コロナ特例の維持を国に要請する こと。
◉ 経済･生活支援策として効果の大きい消費税の５％減税と、家計、低所得者、中小業者支援を国に要請すること。自粛要請に伴う補償は飲食店に限定せず、売り上げが減少した全ての事業者を対象とし、協力金及び一時金の金額を引き上げることと迅速な支給を国・県に要請すること。独自の支援策も検討・実施すること。
◉ 生活困窮者に対しての 10 万円給付を国に要請すること。コロナ禍で困窮する大学生・専門学校生を支援するために、「応援給付金」を行うこと。学費半減を国に要請すること。
◉ 新型コロナに感染した障害者を、障害特性に応じて受け入れることを徹底すること。
◉ 近くに協力者がいない新型コロナに感染したひとり暮しの市民、ひとり親家庭に対して、寄り添ったきめ細かい対策を行うこと。
◉ ワクチン接種済みの米兵への感染が在沖米軍で拡大している。米軍の移動を起因とする新たな変異株ではとの疑念も生じている。日本の検疫検査なしで自由に入国できる日米地位協定を抜本的に改定することと、米軍の対策強化を国や関係機関に要請すること。
◉ 世界各国での変異株の確認等を踏まえ、ラムダ株を含め新たな変異株に対する水際対策を徹底し、対象となる変異株の流行国・地域からの入国制限措置については、感染状況に応じて機動的に対象国を拡大することと米軍への適用を国に要請すること。
◉ 各自治体が休業要請や営業時間短縮要請等、多様な新型コロナ対策が躊躇なく実施できるよう、国に対して全面的な財政措置と柔軟な運用を全国の自治体と連携し要請すること。

以上

参考様式③

2021 年度　会派名 日本共産党　議員名　日本共産党那覇市議団　整理番号 2

【項目】 □調査研究費　□研修費　☑広報費　□広聴費　□要請・陳情活動費
□会議費　□資料作成費　□資料購入費　□人件費　□事務所費

領　収　証

№ 000451

得意先コード	お得意先名
	日本共産党那覇市議団殿

2022 年 3 月 11 日

¥ 398,600

但し 市議団ニュース・2号 A3×4P 2回折 30,000部

上記金額正に領収致しました。

内訳		
	現金	
	小切手	
	銀行振込	
	手形	
	相殺	

担当者印	取扱者印
	[redacted]

あけぼの印刷株式会社
〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2
TEL (098) 861-9145
FAX (098) 861-9148

200円 [redacted]

按分率　　%　　充当額　　円

日本共産党「沖縄の心」で市議会リード

那覇市議会は、３月８日、「ロシアのウクライナ侵略を糾弾し、ロシア軍の即時無条件完全撤退を求める意見書」を全会一致で採択しました。意見書・抗議決議は、日本共産党で起案し、３月３日の議会運営委員会に、与党のニライ、立憲民主・社大、日本共産党の３会派で共同提出し、古堅茂治党市議団長が代表して提案説明、沖縄戦で凄惨な犠牲を被った沖縄の県都・那覇市民の恒久平和への強い意思、市議会の意思を国内外に発信するために、命どぅ宝、反戦平和の「沖縄の心」での賛同を全会派に呼びかけ、全会一致となりました。

ロシアのウクライナ侵略を糾弾し、ロシア軍の即時無条件完全撤退を求める意見書

ロシアが2月24日、ウクライナの主権と領土を侵し、軍事攻撃を始め、民間人を含む多くの人々が犠牲となっている。

今回のロシアの侵略行為は、「主権の尊重」、「領土の保全」、「武力行使の禁止」などを義務づけた国連憲章に違反することは明々白々で、国際社会へ挑戦する許しがたい蛮行であり、本市議会は激しい怒りを込めて断固抗議する。

国連憲章は、２度の世界大戦の教訓の上に、目的の第一に国際の平和及び安全を維持することと、国際的紛争を正義と国際法の原則に基づく平和的手段によって解決することを掲げている。そして、目的達成のための加盟国の行動原則として、紛争の平和的解決を義務づけ、武力による威嚇または武力の行使を禁じている。

ロシアのプーチン大統領は、侵略を正当化するために様々な理由を掲げて弁明しているが、ウクライナ侵略はこの国連憲章に基づく国際社会の平和秩序を根底から突き崩す暴挙であることは、だれが見ても疑う余地のないほどの事理明白である。

とりわけ、核保有大国であることを誇示して、“攻撃されれば核兵器でこたえる”との恫喝に続いて、核戦力を念頭に「抑止力を特別態勢に移行」させるよう命令したことは、人類全体に破滅的結果をもたらす核戦争に繋がる威嚇であり、断じて許せるものではない。

核兵器の廃絶、戦争のない平和な世界は、広島・長崎を体験した被爆国・日本国民と、沖縄戦で悲惨極まる犠牲を受けた沖縄県民はもとより、人類共通の願いである。そこで、重要なのは、国連と国会でロシア非難決議を採択したように、世界の国ぐにと市民社会が「侵略戦争をやめよ」「国連憲章を守れ」の一点で、声をあげ、力を合わせることである。

よって、本市議会は、世界の恒久平和を希求する立場から、ロシアのウクライナ侵略の蛮行を激しい怒りを込めて糾弾し、関係機関に下記事項を強く要請する。

記

1.　ロシアは、国連憲章と国際法に違反するウクライナ侵略を直ちにやめ、ウクライナ領内から即時無条件で完全撤退すること。

2.　ロシアは、国連憲章と国際法、国際社会の秩序を遵守すること。

3.　政府においては、国際社会の平和秩序を根底から突き崩すロシアのウクライナ侵略を糾弾し、国連憲章と国際法の立場から、平和的解決に向けて国連並びに国際政治の場において、積極的に外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和４年（2022年）３月８日　　那覇市議会

意見書あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛大臣
抗議決議あて先：ロシア連邦大統領、在日ロシア大使

日本共産党那覇市議団ニュース　２号　2022年３月８日

団長　都市建設環境委員　古堅 茂治
幹事長　教育福祉委員　湧川 朝渉
政調委員長　総務委員　我如古 一郎
政調副委員長　厚生経済委員　前田 千尋
会計長　教育福祉委員　西中間 久枝

ご意見、ご要望をお気軽にお寄せ下さい

発行：日本共産党那覇市議団　那覇市泉崎１－１－１市役所４階　電話：862－8268　FAX867－3170
メール：jcp-naha@nirai.ne.jp

コロナ問題など、お困りごとは、お気軽にご相談ください。

那覇軍港での米軍の横暴勝手な訓練やめよ！

那覇市議会は、3月8日の本会議で、「那覇軍港（那覇港湾施設）での米海兵隊の軍用機使用訓練に関する意見書／抗議決議」を賛成多数で採択しました。意見書・抗議決議は、日本共産党が起案し、与党のニライ、立憲民主・社大、共産党の3会派で共同提案、本会議で古堅茂治党市議団長が提案説明を行い、本市・沖縄県・27市町村長の要請を無視し、これまでになかった那覇軍港での軍用機使用訓練を強行した米軍と、米軍訓練を是認・擁護する政府を厳しく糾弾し、市民、県民、観光客の生命と安全を守ることを求め、賛成26、反対12で可決しました。（※3会派提案の意見書・抗議決議に反対した議員は、自民党の奥間 亮、大山 たかお、吉嶺 努、山川 典二、粟國 彰、外間 有里、金城 直子、比嘉 啓登、花城 典史、坂井 浩二、みんなの協働！・上里直司、無所属・屋良 栄作の 12 議員です。）自民党提案の意見書・決議は、賛成 17、反対16で採択されました。日本共産党湧川朝渉議員が自民党案を厳しく批判する反対討論を行いました。

那覇軍港（那覇港湾施設）での米海兵隊の軍用機使用訓練に関する意見書／抗議決議

在沖米海兵隊は、2月8日から13日までの6日間、那覇軍港（那覇港湾施設）で、本市や沖縄県の中止要請を無視し、傍若無人にもMV-22オスプレイ及びCH53ヘリコプターを離着陸させる訓練などを強行した。

那覇軍港は、県都･那覇市の市街地に位置し、民間機が離着陸する那覇空港と学校、病院、商業やスポーツ施設、住居、国道などの生活と経済活動等を支える施設が近接している。

県内では、MV-22 オスプレイ及び CH53 ヘリコプターなど米軍機の事故が相次いでいて、宜野湾市の普天間第 2 小学校では、米軍機が上空を飛来するたびにグランドの児童がシェルターに避難を繰り返す異常な状況にあり、昨年 11 月にも、MV-22 オスプレイから宜野湾市野嵩の住宅密集地の玄関先に水筒を落下させる重大事故が発生したばかりである。

本市と沖縄県は、事故が相次いでいるオスプレイとヘリコプターの離発着を那覇軍港で一切行わないことや訓練の中止を申し入れ、昨年 12 月には、県知事と県内 27 市町村長で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会も、那覇軍港での航空機の運用を一切行わないことと、基地の使用条件を定めた「5.15 メモ」の厳格な運用等を要請している。本市議会も、那覇軍港への米軍機の飛来を中止することを昨年 11 月に全会一致で採択した決議で求めている。

それにもかかわらず、訓練を強行したことは、本市と沖縄県、県知事と県内 27 市町村長の要請を踏みにじり、県民の安全よりも軍隊の論理を最優先する言語道断の暴挙である。

米軍が那覇軍港の港湾施設としての基地使用条件を厳格に遵守せず、新たな運用、軍用機使用訓練を行うのは、米軍基地の自由使用であり、過重な基地負担を背負わされている県民への新たな基地負担と危険の増大となるもので、断じて容認できるものではない。

然るに、日本政府が本市と沖縄県、県知事と県内 27 市町村長の要請をないがしろにし、エスカレートする米軍の横暴勝手な訓練を是認し擁護する姿勢は、復帰 50 周年の沖縄に、さらなる犠牲と負担を強いるものであり、怒りと憤りを禁じ得ない。

よって、本市議会は、市民と県民、観光客の生命と安全、生活と経済活動を守る立場から、那覇軍港（那覇港湾施設）での米海兵隊の軍用機使用訓練に対し、激しい怒りを込めて厳重に抗議するとともに、関係機関へ下記事項を強く求める。

記

1．　那覇軍港（那覇港湾施設）においては、沖縄の本土復帰時に米軍基地の使用条件を決めたいわゆる「5.15 メモ」に記載されている、「港湾施設及び貯油所」との使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、軍用機の離着陸や訓練を一切行わないこと。

2．　在沖米軍基地においては、従来行われなかった運用を行うことにより、県民への基地負担と危険をこれ以上増大させることのないようにすること。

3．　地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、関係市町村や県に遅滞なく速やかに情報を提供すること。

4．米軍に特権を与えている日米地位協定を抜本的に改定し、米軍に国内法を適用させること。

5．那覇軍港の早期返還、在沖米軍基地の整理・縮小、「5・15 メモ」の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和4年（2022年）3月8日

那覇市議会

意見書あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長。

決議あて先：米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊太平洋基地司令官、在沖米国総領事。

「ロシアのウクライナ侵略を糾弾し、ロシア軍の即時無条件完全撤退を求める意見書／抗議決議」

議会運営委員会で、ニライ、立憲・社大、共産党共同提案３会派を代表しての提案説明（大要）

2022年３月３日　日本共産党　古堅茂治

ロシアのウクライナ侵略を糾弾し、ロシア軍の即時無条件完全撤退を求める意見書／抗議決議案を、ニライ、立憲・社大、共産党の３会派を代表して、提案させていただきます。

日本時間、本日午前２時前に、国連総会で、ロシアへの非難決議が、日本を含む賛成 141、反対 5、棄権 35 で採択されました。国会でも、衆院、参院で、ロシア非難決議を採択しています。

ロシアのウクライナへの侵略は、「主権の尊重」、「領土の保全」、「武力行使の禁止」などを義務づけた国連憲章と国際法に違反する許しがたい蛮行です。多くの子どもや罪なき人々が犠牲になっています。先ほどの報道では、ウクライナ政府が民間人２千人亡くなっていると発表しています。

また、プーチン大統領の核兵器使用、核戦争の威嚇は言語道断で許されません。

核兵器の廃絶、戦争のない平和な世界は、広島・長崎を体験した被爆国・日本国民と、あの沖縄戦で悲惨極まる犠牲を受けた沖縄県民、那覇市民はもとより、人類共通の強い願望です。

日本国憲法の前文は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から、まぬかれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と謳っています。参院の非難決議にも引用されています。

いま、国際社会に求められているのは、恐怖に怯えているウクライナの人々に思いを寄せ、世界の国々と市民社会が、「侵略戦争をやめよ」「国連憲章を守れ」の一点で、声をあげ、力を合わせ、ロシアを追い込んでいくことではないでしょうか。

そこで、ニライ、立憲・社大、共産党の３会派で、意見書・決議案を共同提出いたしました。

沖縄戦で凄惨な犠牲を被った沖縄の県都・那覇市民の世界の恒久平和への強い意思、議会の意思を、国内外に発信するために、命どぅ宝、反戦平和の「沖縄の心」で、全ての会派の共同提案として、全会一致で採択できるよう、ご賛同をよろしくお願い致します。　以上

「那覇軍港（那覇港湾施設）での米海兵隊の軍用機使用訓練に関する意見書」

本会議で、ニライ、立憲・社大、共産党共同提案３会派を代表しての提案説明

2022年３月８日　日本共産党　古堅茂治

ハイサイ、グスーヨー チューウガナビラ。日本共産党の古堅茂治です。ただいま議題となりました、ニライ、立憲民主・社大、日本共産党の３会派 14 人の議員で共同提案しました、意見書案第３号　那覇軍港（那覇港湾施設）での米海兵隊の軍用機使用訓練に関する意見書について、提案理由を申し上げます。

沖縄は、5月 15 日に本土復帰 50 周年を迎えます。いま、0・6%の国土面積しかない沖縄に、米軍専用施設が集中し、その割合は、復帰時の 58・7%から、現在は、70・3%と、逆に 11・6 ポイントも増加しています。米軍基地がある故に米軍機墜落と不時着、空からはヘリの窓枠や、部品、水筒などが、学校や住宅街に落ちる、小学校上空に米軍機が飛来するたびに、グランドにいる児童がシェルターに避難する、早朝深夜の爆音被害、飲料水等の地下水や河川が発がん性物質で汚染される、小学生や女性が辱めにあう、米兵犯罪で県民が殺害される、米軍基地由来のコロナ感染拡大などなど、県民の生命と人権、生活と経済活動が脅かされ、筆舌に尽しがたい犠牲と苦難が強いられています。

このような中で、在沖米海兵隊は、那覇軍港に於いて、本土復帰時に米軍基地の使用条件を決めた、いわゆる「5.15 メモ」に記載されている、「港湾施設及び貯油所」との使用主目的に沿った厳格な運用をせずに、中止要請をも無視し、傍若無人にも軍用機使用訓練を強行しました。同訓練は、復帰 50 年間なかった新たな運用であり、米軍のやりたい放題の基地の自由使用への拡大強化です。

このことは、過重な基地負担を背負わされている沖縄県民に対し、新たな基地負担と事故などの危険性の増大をさらに押しつけるものであり、言語道断の暴挙です。

それゆえに、城間幹子市長と玉城デニー知事、そして、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会も県知事と基地所在の県内 27 市町村長の連名で、使用条件の厳格な運用と那覇軍港で航空機を一切使用しないことを強く要請しています。

然るに、勝手放題の米軍の横暴な軍用機訓練を容認し、擁護している日本政府の姿勢は、沖縄側の切実な要請を踏みにじるものであり、相次ぐ事故に怯える県民の生命と安全よりも、米軍を最優先し、基地の自由使用拡大を進め、県民に更なる犠牲と苦難を押しつけるもので、断じて容認できるものではありません。

そこで、市民、県民、観光客の生命と安全を守るために、那覇軍港（那覇港湾施設）において、軍用機の離着陸や訓練を一切行わないことなどを、関係機関に求めるために、この趣旨に賛同する議員の連名により、ここに意見書案を提出した次第です。それでは、意見書の案文を朗読いたします。・・・・・・・・・・・

心ひとつに琉球文化と歴史の薫る街づくりを

那覇市議会は、昨年 11 月定例会最終日の 12 月 22 日、「御茶屋御殿等の戦災文化財の復元と『新・首里杜構想』の着実な推進を求める意見書」を全会一致で採択、久高議長、野原副議長、粟国議会運営委員長で県知事等に手交しました。意見書は、古堅茂治議員が正副議長から依頼を受けて起案し、全会派の賛同を得て全会派共同提案で上程、採択されました。

「御茶屋御殿等の戦災文化財の復元と「新・首里杜構想」の着実な推進を求める意見書」

多くの人々の心をひとつにした運動で、平成４年（1992 年）に本土復帰 20 周年記念事業として蘇った首里城は、琉球王国の歴史と文化、戦災復興の象徴として、市民と県民の心の拠り所となっている。

その首里城が、令和元年（2019 年）10 月 31 日に焼損し、国内外に大きな衝撃を与えたが、県民には、先人が歩んできた歴史と築き上げてきた沖縄独自の文化の価値、誇りを改めて再認識させ、首里城再建と周辺戦災文化財の一体となった復元や古都･首里のまちづくりへの機運を高め、促進する契機ともなっている。

沖縄県では、令和元年(2019 年)12 月に発表した「首里城復興の基本的な考え方」を踏まえ、令和２年(2020 年)４月に「首里城復興基本方針」、令和 3 年（2021 年）3月に「首里城復興基本計画」･「新･首里杜構想」を策定し、来年３月には、「首里杜地区整備基本計画」・「中城御殿跡地整備基本計画」の策定を予定していて、国や那覇市等の関係機関、県民をはじめとする多くの人々と連携のもと、首里城の復興、首里杜地区の風格あるまちづくりを一体的かつ継続的に取り組んでいくとしている。

本市議会は、先駆けて首里城の早期再建、御茶屋御殿や中城御殿等の周辺の戦災文化財の復元、第 32 軍司令部壕等の保存公開などを旨とする意見書を幾度も全会一致で採択し、関係機関へ要請してきた。

首里城周辺のまちづくりの将来像を示す「新・首里杜構想」では、首里城正殿をはじめとする首里城公園全体及び城下町として発展した首里杜地区を改めて一体的なものとしてとらえ、歴史、文化的遺産の復元整備とともに歴史的風土環境の保全など、県民が首里杜地区を沖縄の歴史、文化を体現する空間として共有し、これを後世に残していくことを理念としている。そして、中核をなす首里城及び外苑の一群の文化資源を保全・整備するとともに、文化を育む拠点の充実を図ることなど、５つの方針を掲げている。さらに、沖縄県は、沖縄の歴史及び文化への理解を深めるための施策を効果的に推進することにより、沖縄の文化の継承と発展を図り、もって心豊かな県民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的に、11 月 1 日を「琉球歴史文化の日」と定め、本年スタートしている。

これらの趣旨を踏まえ、市民と県民には、多くの人々と心ひとつに復元してきた首里城を再び甦らせ、首里杜を整備し、多様性・独自性を持つ琉球文化を後世に継承し高め、国内外へ発信していく責務がある。

よって、本市議会は、琉球王府の迎賓館でかつ文化の殿堂で、琉球文化・伝統芸能の発祥の地ともいえる御茶屋御殿の復元をはじめ、「新・首里杜構想」の着実な推進へ向けて、下記事項を要請する。

記

1．「新・首里杜構想」の具体的な取組を決める「首里杜地区整備基本計画」では、御茶屋御殿等の戦災文化財の復元をしっかり位置づけ、専門委員会を設置し、ロードマップを策定して推進すること。

2．御茶屋御殿、中城御殿、崎山公園、弁ヶ岳等を首里城公園に組入れ、一元的に復元整備を図ること。

3．新たな沖縄振興計画に「新・首里杜構想」を反映させるとともに、1998 年から多くの人々が復元運動を展開している御茶屋御殿の復元については、本土復帰記念事業・戦災復興事業として推進すること。

4．首里城正殿の大龍柱の向きについては、見切り発車ではなく、慎重に幅広い議論を重ねること。

5．第 32 軍司令部壕、留魂壕の戦争遺跡を保存公開し、平和を希求する「沖縄の心」を発信すること。

6．市民、県民、各種団体、関係機関などの幅広い知恵と力を総結集して、心をひとつに、「首里杜地区整備基本計画」を策定し、沖縄を主体とした県民の参加・連携の取組みをさらに強化し促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和３年（2021 年）12 月 22 日

那覇市議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、文化庁長官、沖縄県知事

参考様式③

２０２１ 年度　会派名 日本共産党　議員名　日本共産党那覇市議団　整理番号 14

【項目】 □調査研究費　□研修費　□広報費　□広聴費　□要請・陳情活動費
□会議費　□資料作成費　□資料購入費　□人件費　□事務所費

領　収　証

№ 000459

得意先コード	お得意先名
	日本共産党那覇市議団 殿

2022 年 3 月 11 日

¥ 115,500

但し 市議団ニュース・2号別刷号 A3 1回折 30,000部

上記金額正に領収致しました。

内訳		
	現金	
	小切手	
	銀行振込	
	手形	
	相殺	

担当者印	取扱者印

あけぼの印刷株式会社
〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2
TEL (098) 861－9145
FAX (098) 861－9148

按分率　　%　　充当額 115,500 円

那覇軍港訓練を容認し、市民・県民の生命と安全よりも米軍を思いやる自民党提案「那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書」への日本共産党の反対討論大要

2022年　3月8日　日本共産党・湧川朝渉

ハイサイ、グスーヨー チューウガナビラ。那覇軍港における軍用機使用訓練を容認、擁護する驚くべき自民党の意見書案にキッパリ反対の立場から討論を行います。

3ヶ月半前の昨年11月23日、米軍のＭＶ２２オスプレイから宜野湾市野嵩の住宅密集地に、金属製の水筒を落下させる重大事故が発生しました。本市議会は、11月26日に、この重大事故に関する意見書と抗議決議を自民党も賛成し、全会一致で採択しています。そして、人口密集地上空での飛行・訓練中止など、抜本的な再発防止策を直ちに講ずること。危険性除去のため、普天間基地の運用停止、閉鎖、早期返還を行うこと。那覇空港に近接し、市街地にある那覇軍港への米軍機の飛来を中止すること 。基地の整理縮小などを、関係機関に強く要求しました。この本市議会の全会一致の意見書と抗議決議を正面から踏みにじっているのが自民党案です。自ら賛成した意見書・決議を否定する厚顔無恥な自民党意見書案には、大義も道理もなく、言語道断です。

米軍機事故が相次いでいます。2017 年　12 月には宜野湾市野嵩の保育園の屋根に部品が落下、同じ月に、宜野湾市立普天間第二小学校の運動場に、重さ約　7.7kgの窓を落下させています。その後も、米軍機からの部品落下事故が発生、米軍機墜落事故も、沖縄国際大学、名護市、東村などで起きています。宜野湾市の普天間第２小学校では、米軍機が上空を飛来するたびに、グランドの児童がシェルターに避難する戦時中とも言える異常な学校生活が強いられています。再発防止の言葉を繰り返すだけの米軍や政府の実効性が信用できないことは、このことからも明白です。米軍機は宜野湾市上空だけでなく、那覇市をはじめ、県内各地の上空を飛行しています。

県都の市街地、経済活動の中心地にあり、那覇空港と国道、住宅街、学校、病院、商業やスポーツ施設が近接しているのが那覇軍港です。この那覇軍港での軍用機訓練は、危険性きわまりないものです。

自民党の意見書案には、人命を脅かす凶器となる米軍機からの落下物事故に、恐怖と不安に怯えている市民や県民への思いがありません。逆に、訓練の必要性を強調し、擁護するなど、米軍への思いがあふれでています。考えられません。自民党が思いやるのは、市民や県民ではなく、横暴な訓練を強行する米軍なのでしょうか。

この逆立ちした立場は、必ずや、市民、県民から厳しい審判が下るでしょう。

いま、那覇軍港で航空機を一切使用しないように求めているのは、城間市長と玉城知事だけではありません。県内基地所在の27市町村長も那覇軍港の使用条件の厳格な遵守と、航空機を一切使用しないよう求めて、昨年12月に国に要請しています。そのなかには、自民党推薦の市町村長もいます。命どぅ宝、県民の生命と安全が最優先との県内市町村長の思いをも、乱暴に踏みつけているのが自民党意見書案です。主権者である県民よりも、米軍が最優先との立場であるとしか理解できません。

同じ立場で、那覇軍港の航空機訓練を容認し擁護している政府の姿勢も、断じて容認できません。復帰後50年もなかった軍用機訓練の強行は、基地の自由使用への拡大であり、県民に更なる負担と危険性の押しつけです。5.15メモを様々な解釈ができないよう、県民優先の立場で見直すべきです。

よって、市民、県民、観光客の生命と安全を守る立場から、事故が相次ぐ米軍機の那覇軍港での訓練を容認し、傍若無人な米軍を擁護する自民党提案の意見書案には、断固反対するものです。

みなさん。那覇市議会の良識で、自民党の意見書案を否決しようではありませんか。議員各位のご賛同をお願い致します。

以上

自民党が提案した、那覇軍港における米軍の訓練に関する意見書・抗議決議　　賛成・17、反対16で採択

在沖米軍が2月8日から13日の間、那覇港湾施設（以下、「那覇軍港」という。）で訓練を実施した。米軍の説明によると本訓練は「非戦闘員避難活動」訓練であり、戦闘訓練ではなく、非戦闘員を人道的活動として非戦闘地域へ避難輸送する訓練であった。

国民保護において、県知事及び那覇市長は「武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置」が責務として示されている。ロシアがウクライナに侵攻し、武力による権利の侵害に対する認識が各国で高まっている。台湾と国境を接し、尖閣諸島を行政区域として保有する沖縄県周辺では政治的に緊張感が高まっていることから、決して他人事として考えるのでなく、国民保護を議会としても現実課題として受け止め、有事等に起因する市民・県民保護等を真剣に考えなければならない。

ロシアがウクライナに侵攻することにより、軍事施設だけでなく民間施設から多くの一般人犠牲者が出たことから、市民の生命を保護するための集団避難は重要なことである。一度に大量の避難輸送は、航空機ではなく船舶でなければできないことから、非戦闘員の人道的避難訓練を輸送港である那覇軍港で行うことは、「船舶による人員避難輸送」という一連の流れから、港湾施設那覇軍港の主目的に沿うと容認せざるを得ない。訓練では、那覇軍港に進入する際も海上部から行うなど市街地上空を飛行しない配慮はされたが、突然の航空機の飛来や騒音などが近隣の市民に大きな影響を及ぼしたことは、誠に遺憾であり、米軍による訓練の通知は訓練前日であったため、市民県民に対する説明する暇もなく、市民から航空機の騒音等に対する不安や不満の声が高まった。

沖縄県が制定する沖縄県国民保護計画では「県は、必要に応じ在沖米軍の協力を得て円滑に国民保護措置を実施するため、在沖米軍との連携体制の整備に努めるものとする。」とあるが、今回のような手法で訓練等が継続的に続くことは、市民県民への不信感が募るため、関係機関へ下記事項を強く求めるものである。

記

1 訓練の実施にあたっては、早期の段階から関係自治体を含めた調整及び通知を行うこと。
2 同様の訓練を行うにあたり、那覇軍港以外での訓練適地がないか早期に調査すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和４年（2022年）３月８日　　那覇市議会

※自民党案に反対したのは、与党の二ライ、立憲・社大、共産党の14人と中村議員・前泊議員の１６人です。公明党は退席しました。他の１７人の議員が賛成しています。

参考様式③

2021年度　会派名 日本共産党　議員名　古堅茂治　整理番号 4

【項目】 □調査研究費　□研修費　☑広報費　□広聴費　□要請・陳情活動費
□会議費　□資料作成費　□資料購入費　□人件費　□事務所費

領　収　証

№ 001695

得意先コード	お得意先名
	古堅茂治　殿

2021 年 7 月 28 日

¥367,200

但し 6月議会報告・一般質問 A4×267,500部

上記金額正に領収致しました。

内訳		
	現金	
	小切手	
	銀行振込	
	手形	
	相殺	

担当者印	取扱者印

あけぼの印刷株式会社
〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 1F2
TEL (098) 861-9145
FAX (098) 861-9148

按分率　%　充当額 367,200円

那覇市議会 2021 年 6 月定例会　6 月 14 日（月）本会議

日本共産党
那覇市議会議員

古堅茂治

一般質問報告

― 質問項目 ―

1．コロナ禍について

2．尖閣諸島への中国の領海侵犯問題について

3．平和行政（第 32 軍司令部壕・旭ヶ丘公園名称変更）について

4．首里城の再建について

5．人権と人間の尊厳の尊重について

6．土地区画整理事業での法令遵守違反、法令解釈ミス事件について

7．救急救命について

8．道路行政について

9．下水道行政（浦添市の前田地区の使用料未払い問題）について

古堅茂治議員の６月定例会での一般質問議事録大要をお届けします。
ご意見、ご要望などをお気軽にお寄せください

発行：日本共産党那覇市議団　那覇市泉崎１－１－１市役所４階　那覇市議会
電話：８６２―８２６８　ＦＡＸ８６７－３１７０

2021年那覇市議会６月定例会

６月14日（月）

一般質問

日本共産党

古堅茂治

○古堅茂治　議員

ハイサイ グスーヨー チュー ウガナビラ。

オール沖縄・日本共産党の古堅茂治です。一問一答方式で一般質問を行います。

最初に

コロナ禍について

困難な状況下で、新型コロナ対応に奮闘されておられる全ての皆さん、市職員の皆さんに深い敬意と感謝を表明します。

モニター御覧ください。

緊急事態措置に係る沖縄県対処方針です。そこで、重点検査の拡充、新型コロナワクチン接種の促進の課題などについて伺います。

○桑江豊　副議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也　健康部長

お答えします。

議員から御紹介のありました、沖縄県対処方針では、重点検査の拡充として高齢者施設の従事者に対する検査、歓楽街における集中検査の延長・拡大などの６項目を、また、新型コロナワクチン接種の促進として、新型コロナウイルスワクチン広域接種センターの設置など３項目、医療提供体制の整備として入院病床の確保などの４項目を掲げ、実施に努めております。

本市としましても、那覇市危機管理対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が中心となり、沖縄県対策方針の実現のため、県と本市の各部局が情報交換や連携を図り、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け取り組んでいるところでございます。

課題としましては、財源及びワクチンの打ち手や医療従事者をはじめとするマンパワー並びに入院病床の確保、水際対策の徹底の難しさ等が挙げられます。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

コロナ対策最優先で取り組んでおられる城間市政を高く評価いたします。

感染力の強いインド変異株への感染が12都府県で確認され、拡大ペースが加速し、政府対策分科会の尾身会長は、市中感染が広まっているとの見方を示しています。拡大防止対策の強化が求められています。

そこで、全国では、政府の指導を上回る先進的な対策を実施し、感染を抑えこんでいる自治体があります。飲食・宿泊業の感染対策のチェックが厳格なやまなしグリーン・ゾーン認証制度の山梨モデル。早期発見、早期隔離、徹底した行動履歴調査による観察網を構築した和歌山モデル。民間病院と連携し、区内で完結した受入れ態勢で、入院待ちゼロを実現した墨田区モデルなどがあります。

これらの先進事例を学び、本市の対策にも生かすべきです。見解を伺います。

○桑江豊　副議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也　健康部長

御紹介をいただきました事例のうち、例えば和歌山県では、６月９日時点での直近１週間の人口10万人当たり新規感

染者数が 2.08 人と低い数値を保つなど、その地域の実情に沿った取組を行っており、いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大防止に成功している好事例だと認識しております。

本市としましても、このような先進事例に学び、本市の特性に合った取組を調査研究してまいります。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

頑張ってください。

感染力の強いインド変異株については、インドからの直接流入だけでなく、イギリスやアメリカから経由したケースもあると解析をまとめた専門家もいます。

命を守るためにもオリンピックは中止すべきです。また、自由に入国できる米軍基地からの感染拡大も危惧されます。米軍への国内法用、水際対策の徹底した強化も求められています。

次の質問です。

私が９月定例会で質問した運転代行業者への支援について、今回、市長が実施を表明したことを高く評価します。実施時期を伺います。

○桑江豊　副議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕　市民文化部長

お答えいたします。

運転代行業への支援につきましては、飲酒運転を根絶し、安全安心な地域社会を実現する観点から、何らかの支援を行いたいと考えており、現在、具体的な支援策について関係部署で調整を行っているところでございます。

スケジュールにつきましては、支援の方法などについて急ぎ調整・決定し、できるだけ早く支援を開始したいと考えております。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

早く実施されてください。

今コロナ感染を封じ込めるためには、安全、迅速なワクチン接種と大規模検査、中小企業と雇用を支える十分な補償、感染症対策と生活支援対策を同時並行で進めることが求められています。これらの抜本対策を国、県、市町村、住民が連携して推進し、コロナ危機を一丸となって乗り越えるために、市議会も超党派で力を合わせて、政治の責任をしっかり果たしていこうではありませんか。

次は、質問順序を変えて、

尖閣諸島への中国の領海侵犯問題について 質問します。

中国公船が尖閣諸島接続水域への入域、領海侵入を繰り返しています。本当に許せません。その状況を伺います。

○桑江豊　副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦　総務部長

海上保安庁のホームページによりますと、2021 年１月から６月 10 日現在までで、接続水域に入域した中国公船は延べ 562 隻、領海侵入については 50 隻となっています。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

本市議会は２月定例会で、「中華人民共和国の海警法施行に対する適切な対応を政府に求める意見書」、「沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む可能性のある土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書」をはじめ、６件の意見書、３件の決議や

陳情を、自民党から共産党まで超党派で力を合わせ、全会一致で採択しています。見解を伺います。

○桑江豊　副議長
仲本達彦総務部長。

○仲本達彦　総務部長
先の２月定例会において９件の意見書等が全会一致で可決されたことは、それぞれの主義・主張を超え市民の人権や生命、財産を守る点で思いを一つにされたものであり、心より敬意を表するものでございます。

また、意見集約に向け迅速に行動し、意見書や決議として表明されたことは、いち早く内外にその姿勢を示したという点で大変意義があるものと考えております。

○桑江豊　副議長
古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員
全くその通りです。

中国の海警法の施行問題への市長の見解を伺います。

○桑江豊　副議長
城間幹子市長。

○城間幹子　市長
お答えいたします。

尖閣諸島をめぐる問題については、平和的な外交・対話を通じて一日も早い解決が図られるよう、日本、中国、両政府に全力を尽くしていただきたいと願っております。また、本件が平和的に解決されて、早急に住民や漁業関係者の不安が解消されることを切に願っております。

○桑江豊　副議長
古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員
城間市長の答弁、高く評価いたします。

国際法違反の中国を正すためには、国連憲章と国際法の遵守を迫る国際世論を高めて、外交的に包囲していくことが重要となっています。中国の覇権主義、人権侵害、国際法を無視した無法な行動は社会主義とは無縁です。共産党の名に値しません。日本共産党は、中国やどんな大国にも堂々とものを言い、国際社会と共に無法な行動の是正を強く求めてまいります。次に、

平和行政について

第 32 軍司令部壕は、沖縄戦の実相の全体像が凝縮した重要な戦争遺跡で、その保存・公開は、沖縄戦の実相と教訓を後世へ正しく継承していくためにも必要不可欠です。

第 32 軍司令部壕保存・公開検討委員会での文化財指定に関する議論の概要を伺います。

○桑江豊　副議長
比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕　市民文化部長
お答えいたします。

去る３月に沖縄県が主催する第 32 軍司令部壕保存・公開検討委員会の第２回会合が開かれ、文化財の視点から見た保存・公開について話し合われております。

県文化財課からは、県内の戦争遺跡の指定状況、文化財指定の要件・手続等について説明があり、併せて司令部壕を文化財指定する際の課題について報告がありました。出席した委員からは文化財指定を進めていくべきであるという意見や、地下壕の保存についての技術的な見地からの意見などがあり、文化財指定の意義や技術的な課題について議論がなされておりました。

○桑江豊　副議長
古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

モニターを御覧ください。

検討委員会の第２回会合資料です。審議委員のほとんどが文化財指定を推進する立場です。文化財指定への本市の見解を伺います。

○桑江豊　副議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕　市民文化部長

文化財指定に向けた課題の整理などは引き続き沖縄県が主催する第 32 軍司令部壕保存・公開検討委員会の中で進められていくものと認識しております。

本市としましても、適宜協力してまいります。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

首里城復興基本計画での第 32 軍司令部壕の活用の位置づけを伺います。

○桑江豊　副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦　総務部長

第 32 軍司令部壕は、首里城復興基本計画の「歴史の継承と資産としての活用」という基本施策のうち「平和を希求する沖縄のこころの発信」と施策展開に位置づけられています。

当該施策の中では、保存・公開の可能性等を検討することのほか、その歴史的価値の継承及び平和発信に取り組むこととされております。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

首里城と一体となった平和学習、平和発信、高く評価いたします。

モニターを御覧ください。

旭ヶ丘公園とその周辺には、那覇市関係の戦争犠牲者の名簿が奉納され祀られています。なぐやけの碑をはじめ、対馬丸記念館や沖縄の歴史的人物や文化などの顕彰碑などがあります。

未来へ平和の願い、文化や先人の歩みを紡ぐためにも、「平和の杜」としての新たな名称で、平和発信の拠点にすべきです。見解を伺います。

○桑江豊　副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦　総務部長

旭ヶ丘公園には、本市戦没者の追悼と恒久平和を願う恒久平和のモニュメント「なぐやけ」を建立しており、同公園を含む周辺に慰霊碑等があることからも、那覇市平和の杜として新たな名称で本市の平和発信の拠点とすることは、恒久平和を発信するという点で意義があるものと考えております。

名称変更につきましては、市長からは「その熟度を見極めていきたい」との発言もあったことから、引き続き検討してまいりたいと思います。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

沖縄の心で検討されてください。次、

首里城の再建について

沖縄県民の心のよりどころとなっているのが首里城です。早期再建は 145 万県民の強い願いです。

モニターを御覧ください。

首里城復興基本計画の概要版です。そのポイントを伺います。

○桑江豊　副議長

金城康也企画財務部長。

○金城康也　企画財務部長

お答えいたします。

首里城復興基本計画は、沖縄県において、多くの人々が同計画を共有することで、20 年、50 年先などの未来を見据え、連携・協働して、首里城に象徴される沖縄の歴史・文化の価値を確実に次世代へ継承し、それぞれの時代にふさわしい新たな文化創出など沖縄発展の礎として、首里城復興に一体的かつ継続的に取り組むことを策定の趣旨としております。

また、同計画の位置づけとしましては、「令和４年度を始期とする新たな沖縄振興計画の実施計画において、首里城復元はもとより、首里城に象徴される歴史・文化の観点から沖縄振興を目指す施策のマスタープランとなるものである」と首里城復興基本計画に記されております。

なお、同基本計画は新・首里杜構想による歴史まちづくりの推進など、８つの基本施策に計画の着実な推進を合わせた９項目を上位施策として掲げ、各上位施策には施策展開が 25 項目、これに係る施策の方向性が 48 項目で構成されております。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

沖縄の伝統文化、ウチーナーンチュの誇りと尊厳を守り、高める基本計画になっています。評価するものです。

そこで、基本計画での新・首里杜構想による歴史まちづくり推進の施策等について伺います。

○桑江豊　副議長

幸地貴都市みらい部長。

○幸地貴　都市みらい部長

新・首里杜構想による歴史まちづくりの推進につきましては、施策の目的として、「首里城を中心とした首里杜地区において、古都首里のたたずまいを形成し、歴史や琉球文化を体現できる都市空間の創出を図る」と示されております。

施策の展開といたしましては、首里城公園及び周辺地域の段階的整備などがあり、その方向性として、中城御殿跡や円覚寺等の歴史文化遺産の整備や御茶屋御殿等の地域に点在する文化資源の段階的整備に向けた連携が示されております。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

市議会の意見書に応える方針となっています。

次に、首里城正殿の大龍柱の向きの検討状況を伺います。

○桑江豊　副議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕　市民文化部長

首里城正殿焼失前の龍柱の向きは 18 世紀に正殿を修理した際の記録には、龍柱が向き合っていること根拠として復元しております。

令和２年 11 月 15 日の新聞には、琉球処分前の明示 10 年５月に写されたとされる首里城正殿の写真が掲載されており、それには龍柱が正面を向いておりました。

この新聞報道を受け、国が主催する首里城復元に向けた技術検討委員会の中で、龍柱のことを担任する色彩・彫刻ワーキンググループでは、本市が所蔵する尚家文書を含め新たな史料の掘り起こしや調査、これまでの史料の再検討など、改めて分析を進めていると伺っており、正殿竣工までに何らかの報告があるものと認識しております。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

復興計画の期間・スケジュールを伺い

ます。

○桑江豊　副議長

金城康也企画財務部長。

○金城康也　企画財務部長

お答えいたします。

首里城復興基本計画は、令和２年度から令和 13 年度末までの 12 年間の計画となっております。そのうち令和３年度末までの２年間を短期、正殿が復元予定である令和８年度末までの７年間を中期、新たな沖縄振興計画の最終年度である令和 13 年度末までの 12 年間を長期としております。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

次、**文化行政について。**

県内唯一の都市型公共劇場・那覇市文化芸術劇場なはーとの進捗状況を伺います。

○桑江豊　副議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕　市民文化部長

那覇文化芸術劇場なはーとの進捗といたしましては、現在、建設工事の完成検査を行っており、検査完了後、引渡しを受け、令和３年 10 月 31 日の開館に向け、音響や照明備品などの整備、施設スタッフの習熟訓練を行ってまいります。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

なはーとの開館記念事業の状況等を伺います。

○桑江豊　副議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕　市民文化部長

施設の引渡し後、７月中旬に開館記念プレ事業として、施設外構に地域の皆様と在来植物を植栽するワークショップや、市民向け施設見学会も予定しております。

10 月 31 日に、市制 100 周年記念式典と併せて那覇文化芸術劇場なはーと開館記念式典を実施し、琉球古典芸能を劇場のお披露目公演として行う予定でございます。

開館後、令和４年３月にかけてこけら落としシリーズと題し、祝祭的な舞台公演を開催いたします。伝統芸能をはじめ、クラシック、演劇、音楽、ファミリーミュージカルのほか、ロビーコンサートなどを実施する予定でございます。

その他、県内で活動する文化芸術団体などを対象に、舞台芸術公演を募集したところ 29 団体の御応募があり、審査の結果５団体がこけら落としシリーズに参加いただく予定となっております。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

６年ぶりの県内最高の劇場での公演、文化・芸能・芸術関係者、市民、県民の期待が高まっています。担当部署の皆さん、頑張ってください。次に、

人権と人間の尊厳の尊重について

2020 年２月定例会で、私は、人権侵害のブラック校則の見直しを求めました。質問は、琉球新報の「金口木舌」、2021 年３月 16 日の沖縄タイムスの１面トップの特集記事、17 日の社説などで引用掲載され、多くの人々の理解を深め、問題点などを共有できたと思います。

そこで、校則見直し、制服の選択制導入について、改善に向けた取組を伺います。

○桑江豊　副議長

武富剛教育委員会学校教育部長。

○武富剛　教育委員会学校教育部長

まず初めに、校則の見直しについてですが、教育委員会としましては、これまで校長連絡協議会、教頭連絡会、生徒指導主事連絡協議会において、校則の確認や社会環境や生徒の実情等を踏まえた見直しを周知してまいりました。

現在、那覇市立中学校では、校則の見直しが行われております。約半数の学校では、校長、教頭、学校職員のほか、生徒会やＰＴＡ役員等も関わり、様々な意見を取り入れて校則の見直しが行われております。

次に、制服の選択制についてですが、教育委員会としましては、校長連絡協議会等で制服選択制について周知しております。

令和３年５月現在、申請なしで制服を選択することができる中学校は、17 校中６校、夏休み明けには１校が予定しております。

また、教員向けのＬＧＢＴ等の研修を夏休みに予定しております。

教育委員会としましては、今後とも校則の見直しや制服の選択制が促進されるよう支援してまいります。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

教育委員会と学校の真摯な取組、高く評価いたします。

新教育長山城教育長の校則の改善への決意を伺います。

○桑江豊　副議長

山城良嗣教育長。

○山城良嗣　教育長

校則の見直しや性の多様性に配慮した制服の選択制導入等については、各学校で子供たちや保護者を交えて協議していくことが大切だと考えております。

今後とも、子供たちの人権意識の高揚を図り、全ての子供が自分を大切にし、自分らしく生きるとともに、他の人々の生き方も尊重し、偏見、差別のない社会の担い手となるよう、各種教育活動の充実に向け教育委員会としても取り組んでまいります。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

素晴らしい答弁です。高く評価いたします。

この問題でも、県都那覇市として全県をリードされてください。次は、本市の

土地区画整理事業での法令遵守違反、法令解釈ミス事件です。

問題発覚から 30 年、行政不服審査請求から最高裁判所での那覇市の上告不受理決定まで 22 年、判決確定から１年以上と、長期間、当事者に苦痛を与えています。人権侵害事件です。見解を伺います。

○桑江豊　副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟　まちなみ共創部長

令和２年度の本会議で謝罪した際に答弁いたしましたとおり、本市といたしまして、本市が行った行政処分が違法という結果を重く受け止め、当事者の方、そして事件に関わる御親族の皆様に大きな御負担をおかけしたことを、改めて心よりおわびを申し上げます。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

憲法でも、国民は法の下で平等である

とうたわれています。法令遵守違反、法令解釈ミス、本市の行政行為が幸せに生きる権利を侵害しています。

城間市長は、「心よりおわび申し上げます。誠意を持って対応し、早期に解決を図ってまいりたいと考えております。申し訳ありませんでした。」と真摯な議会答弁を行っています。

市長の反省を踏まえた早期解決への取組を伺います。

○桑江豊　副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟　まちなみ共創部長

早期解決にむけた取組といたしまして、当事者の方には、令和２年 11 月 27 日に面談し、本事件の解決に向けた本市の考え方をお伝えするとともに、令和３年１月５日付文書を送付させていただきました。

直近においては、令和３年４月 28 日に面談し意見交換を行ったところであります。

本市としましては、現在、当事者から書面による回答をお待ちしているところであり、今後とも真摯に協議を続けてまいりたいと考えております。また、早期に解決されるよう誠意を持って対応いたしたいと思います。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

解決への一番の近道は、土地区画整理事業の本旨にのっとり、他の地権者と同様に本市が造成工事を行うことです。

本市議会は、「那覇市行政執行における法令遵守の尊重と法令解釈検証体制の整備についての陳情」を全会一致採択しています。見解を伺います。

○桑江豊　副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟　まちなみ共創部長

議会において陳情が採択されたことにつきましては、大変重く受け止めているところであり、去る５月 19 日に総務部長、企画財務部長、まちなみ共創部長連名で、各部局長宛てに陳情内容に対する市の対応の考え方、方向性並びに委員会審査の際に頂戴した御意見について、周知を図ったところであります。

今後は、法令遵守を徹底し、解釈の誤りを生じないよう事業執行に当たる所存でございます。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

市当局には猛省が求められています。

そこで、セカンドオピニオンで、ミスを絶対に起こさない新たな対応を模索すべきです。見解を伺います。

○桑江豊　副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟　まちなみ共創部長

議員御提案のような方法及び運用の改善など、今後、関係部局と調整を図って進めてまいりたいと考えております。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

早期解決に向けて力を尽くしてください。次に、

救急救命について

自動体外式除細動器・ＡＥＤを本市が設置した台数。

○桑江豊　副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦　総務部長

本市設置のＡＥＤは、本庁をはじめ各行政施設や学校、市内のコンビニエンスストアなどに備えており、全体で 247 台となっております。

また、ＡＥＤの設置は市民等の突然の心停止時に即座に救命の対応をすることにより、安全安心に過ごせる体制を整備することを目的としております。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

市営住宅入居者と本市の高齢者率を伺います

○桑江豊　副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟　まちなみ共創部長

本市の高齢化率は年々上昇しており、特に市営住宅における高齢者の割合は、市全体の平均に比べ高くなっている状況でございます。

令和元年９月時点における高齢化率は、市全体の平均 28.8%に対して、市営住宅入居者は 49.1%となっております。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

高齢化率が高い市営住宅でのＡＥＤの必要性を伺います。

○桑江豊　副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟　まちなみ共創部長

先ほど答弁差し上げましたとおり、市営住宅では高齢化が特に加速化しておりますので、必要だと考えております。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

ＡＥＤがあれば救える命があります。早めの設置を進めてください。次、

道路行政について

市民からの要望も多く、担当部署の道路等の補修整備に関する頑張りには、市民の評価は高いものがあります。

そこで、道路や橋梁の経年劣化で補修や対応などが増えている中での道路管理行政の課題を伺います。

○桑江豊　副議長

幸地貴都市みらい部長。

○幸地貴　都市みらい部長

本市では、令和３年４月１日現在、市道は 1,899 路線で、総延長 419.5 キロメートル、法定外道路は 206 キロメートル、橋梁は 98 橋、その他、モノレール・インフラ施設等を管理しております。

道路清掃や街路樹の剪定等の日常的な維持管理業務に加え、近年は、完成後数十年を経過する橋梁等が増加傾向にあることから、効果的・効率的に道路施設を維持していくため、長寿命化修繕計画に基づき、適切に修繕管理を行う必要がございます。

道路管理行政の課題といたしましては、厳しい財政状況の中、通常の維持管理事業やモノレール・インフラ施設、また増加する橋梁の修繕費用について、国庫補助事業を含めた財源を確保することが主な課題となっております。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

道路管理の重要性、役割からして、予算と人員体制を増やしてください。次、

下水道行政について

本市の公共下水道に接続している浦添市前田地区の公共下水道の使用料の未払

い問題への取組を伺います。

○桑江豊　副議長

大嶺政信上下水道部長。

○大嶺政信　上下水道部長

本件につきましては、令和２年 11 月 30 日提訴後、これまでに４回の口頭弁論を経て、令和３年５月 25 日に那覇地方裁判所から和解勧告が示されました。

内容は、浦添市に対し、「解決金として未払金の全額 1,103 万 4,429 円及びこれに対する年 2.7%の割合による遅延損害金の支払い義務があるということを認める」というものであります。

本市としては、和解勧告を受け、その内容で了承する旨を那覇地方裁判所へ伝えております。

○桑江豊　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

高く評価いたします。

最後に、勇退される桑江副議長、大浜議員、喜舎場議員、宮平議員、金城議員、新崎議員の６人の議員の皆さん、市議会と市政発展に尽くされた御功績に心からの敬意を申し上げます。引き続きお身体を大事に、選挙運動も一緒に頑張ってください。

終わります。

古堅茂治議員資料　1　　出典：沖縄県ＨＰ

令和３年５月21日決定
令和３年６月9日変更

特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針

実施内容	国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第45条及び同法第24条により、県民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。
区　域	沖縄県全域
期　間	令和３年５月23日（日）～６月20日（日） ※6月3日緊急事態措置の強化を決定

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第９項：協力要請
法第45条第１項：緊急事態措置としての要請

要請内容

外出自粛要請＜外出及び接触機会を徹底的に削減しましょう＞

◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を自粛すること。特に20時以降の外出を控えること
（法第45条第１項）

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。

◆必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動すること
買い物は代表１人で行くなど混雑を作らない取組もお願いします(法第45条第1項)

◆都道府県間の移動・往来は自粛すること（法第45条第１項等）
オンライン会議の活用等により出張は控える。やむを得ず往来する場合は、必ず事前（３日前程度）にPCR検査を受検し、現地での会食を避け、帰沖後速やかにPCR検査を受検し１週間は、家族以外の方との会食は控えること

◆離島との往来は、自粛すること（法第45条第１項）

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤並びにワクチン接種等これに準じるものを除き、離島との往来を控えてください。

◆模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第９項)
飲食関係による感染を多数確認しております。また、屋外のバーベキューでの感染事例も確認していますので、この期間は飲食につながるイベントの自粛をお願いします。

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第９項：協力要請
法第45条第１項：緊急事態措置としての要請

要請内容

飲食での要請

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること（法第45条第１項）

なお、期間内は時間を問わず酒類提供しないよう要請しているので店舗へ酒類提供を求めず、酒類の店内持込も行わないこと

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること（法第45条第１項）

◆会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を避けること（法第24条第９項）

（感染対策未実施例：店員がマスク未着用、手指消毒用の設備が無い、換気が悪い、席の間隔が狭い、アクリル板の設置が無い、入店時の検温・マスク着用の呼びかけが無い）

◆飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること（法第24条第９項）

検温、マスク着用、手指消毒、間隔をあけた配席等店舗が求める感染予防対策にご協力ください

沖縄県医療非常事態宣言（法第24条第９項）

●不要不急な救急受診は控えること

体調不良時は、日中のクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用
＜沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター：098-866-2129＞

●毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を止めること

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

【来訪者（沖縄への来訪を検討している）の皆様へ】

期　　間	令和３年５月23日（日）～６月20日（日）
協力内容	**来訪自粛(感染急拡大中)** **◆県外からの来訪（帰省を含む）について、緊急事態措置期間は自粛してください** やむなく必要があって、来訪する場合は、本県入域前（３日前程度）に確実にＰＣＲ検査又は抗原検査による陰性判定を受けてください。なお、来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港到着時にＰＣＲ検査を受検できる体制を整備しておりますので、受検ください。 また、来訪後、県民の方との会食等の接触は控えてください。 ※県内においては、県内滞在者として法第24条第９項による要請の対象です。 日中を含めて不要不急の外出自粛、特に20時以降の外出はお控えください。

【飲食店等への要請】　法第24条第９項：協力要請　法第45条第2項：緊急事態措置としての要請

期　　間	**令和３年５月23日（日）～６月20日（日）**
対象施設	**〔飲 食 店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）** **〔遊興施設・結婚式場等〕バー、カラオケボックス・結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店**
要請・協力依頼内容	**【酒類又はカラオケ設備を提供**（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）**する飲食店**（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く）**及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店】** **◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）**（法第45条第２項） **【上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）】** **◆営業時間短縮要請 ５時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）**（法第45条第２項）
	◆次の感染防止対策を実施する（法第45条第２項） ・従業員への検査推奨　・入場者の整理・誘導　・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置　・事業を行う場所の消毒　・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（退場も含む） ・施設の換気を行う　・アクリル板等の設置又は１ｍ以上の距離の確保 ◆業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第９項） ◆県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力（法第24条第９項） ◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。（法第45条第2項）また、できるだけ1.5時間以内で、少人数（50人または50％のいずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）
追加措置	**※これまで対象外として整理していた、宿泊客等特定客のみの飲食店（ホテルのラウンジ等）も要請の対象とします。6/7～6/20の期間、要請に応じて協力していただければ、協力金の支給対象となります(法第45条第2項)。** **※多くの事業者の協力を得るため、5月24日以降に協力に応じる店舗についても、協力金の支給対象とします(6/7～6/20の期間の協力に対し支給)(法第45条第2項)**

【イベントの開催についての要請・働きかけ】

法第24条第９項：協力要請

期　間	令和３年５月23日（日）～６月20日（日）

※1,000人超のイベントについては、5月22日-24日までは、周知期間とし、5月25日から適用する。周知期間終了後までに販売が開始されたチケットは、上限5,000人以下を満たす場合はキャンセル不要とする。
※1,000人以下のイベントについては、6月3日－6日までは周知期間とし、6月7日から適用する。周知期間終了後までに販売が開始されたチケットは、上限1,000人以下を満たす場合はキャンセル不要とする。
※上記周知期間後は、チケットの新規販売を停止すること。

要請内容	**◆規模や場所に関わらず全てのイベントは、延期又は中止を要請する※（無観客又はオンライン配信の場合は除く）（法第24条第9項）** **※各種試験、採用活動等オンライン配信等が困難かつ業務上必要なものの為延期がどうしても難しいイベントを除く。**
イベント実施時の留意事項	**◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）** **◆営業時間は21時まで（無観客で開催される催物を除く）（法第24条第9項）** **◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）** **◆催物前後の３密および飲食を回避する方策の徹底（法第24条第9項）** **◆国の接触確認アプリ（COCOA）・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート（RICCA）の導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する（法第24条第９項）**

【事業者・経済界への要請・働きかけ】

法第24条第９項：協力要請

期間	**令和３年５月23日（日）～６月20日（日）**
要請内容	■会議、説明会、営業活動等の回数や人数を７割減（回数・参加人数） ◆職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の７割削減を目指す（働きかけ） ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する（働きかけ） ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する（働きかけ） ◆職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を行う事（法第24条第９項） ・従業員の体調管理の徹底（出勤時の検温等）し、体調不良職員を休ませること ・休憩場所や食事場所など、感染リスクが高い場所を再点検する ・社員寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること ・事業所の換気を励行すること ◆自社の従業員に対し、休業要請・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう求める（法第24条第９項）
実施状況を積極的に公表してください	◆学校等の臨時休業に伴い、育児等のために休む必要がある従業員に対して、休暇取得を認めること(働きかけ) ◆会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を延期・オンライン・規模縮小・分散開催すること（法第24条第9項） ◆自社の従業員に対し、懇親会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること(法第24条第9項) ◆屋外照明（防犯対策上、必要な物等を除く）を夜8時以降夜間消灯すること（働きかけ）

【交通事業者への要請・働きかけ】

要請・協力依頼内容	◆主要ターミナルにおける検温を実施すること（働きかけ） ◆航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者において、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守するよう要請すること（法第24条第９項）

【各市町村と連携した取組を実施】

依頼内容	◆防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発、自治会等への協力の呼びかけ ◆飲食店等への巡回（感染防止対策の呼びかけ、休業要請・営業時間短縮要請の徹底を強力に呼びかけ） ◆各種施設、公園等の管理者としての取組（路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む） ◆発熱時の医療受診方法の周知（不要不急の救急受診抑制、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129）

【学校等への要請】

法第24条第９項：協力要請

期　　間	令和３年５月23日（日）～６月20日（日）
要請内容	◆県立学校は原則、７日から20日まで休校する。また、小中学校については、県立学校の対応に準じ、対応するよう市町村教育委員会に依頼する。 ◆幼児児童生徒に対し、不要不急の外出自粛を徹底する。 ◆休校中は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う ◆県立学校の部活動は中止する。ただし、大学推薦等の考査に係る大会に限り認める場合がある ◆「学校ＰＣＲ支援チーム」により、迅速なＰＣＲ検査実施のため必要な支援を行う。 ◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する ◆大学は学生に対し、以下の行動を自粛するよう徹底すること ・休業要請・営業時間短縮を要請した飲食店等への出入り ・大人数での行動や、バーベキューや友人宅等での飲酒 保育所等 ◆ 市町村に対し、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、児童の家庭保育や登園自粛の依頼、又は臨時休園等の対応を検討するよう依頼する。 ◆ 市町村に対し、学校が休校となる地域の放課後児童クラブの午前中の開所について検討するよう依頼する。

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第９項：協力要請

期　間	令和３年５月23日（日）～６月20日（日）（※ただし、土日の休業要請については、6/5(土)からとする）

	対象施設（特措法施行令第11条）	内訳	要請・協力依頼内容
要請・協力依頼内容	劇場等（第4号）	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム	■入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項） ■整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する（働きかけ） ■酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ） ■映画上映は平日は21時までの時短、土日は休業要請（1,000㎡超は法第24条第9項） ■イベント開催以外の場合は平日は20時までの時短、土日は休業要請（1,000㎡超は法第24条第9項） ■結婚式を行う場合は、飲食店と同様の要請に従うこと（法第45条第２項）できるだけ短時間（1.5時間以内）で、少人数（50人または50％いずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）
	集会場又は公会堂（第5号）	集会場、公会堂	
	展示場（第6号）	展示場、貸し会議室、文化会館、多目的ホール	
	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）（第8号）	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	

【※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者には、協力金を支給】】（他の補助メニューがある場合は、対象外となります）

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第９項：協力要請

期　間	令和３年５月23日（日）～６月20日（日）（※ただし、土日の休業要請については、6/5(土)からとする）

	対象施設（特措法施行令第11条）	内訳	要請内容
要請・協力依頼内容	商業施設（生活必需物資を除く）（第7号）	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店（食品、衣料品、医薬品、雑貨、燃料等生活必需物資を除く）） 運動・遊戯施設（第9号） 体育館、スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター 等 博物館、美術館等（第10号） 博物館、美術館等（図書館を除く） 遊興施設（第11号） 性風俗店、デリヘル、個室ビデオ店、ライブハウス、場外馬（車・船）券場 サービス業（生活必需サービスを除く）（第12号） スーパー銭湯、エステサロン、写真屋など（理美容、クリーニング屋、不動産屋など生活必需サービスを除く）	■（床面積1,000㎡超の施設）営業時間を平日は５時から20時までの時短、土日は休業要請（法第24条第9項） ■（床面積1,000㎡以下の施設）営業時間を平日は５時から20時までの時短、土日は休業（働きかけ） ■入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項） ■セール等の集客イベントの延期又は中止(法第24条第9項) ■整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する（働きかけ） ■酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ） ■イベント開催の場合は平日は21時までの時短、土日は休業要請（法第24条第9項）

【※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく休業・又は営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者には、協力金を支給】（他の補助メニューがある場合は、対象外となります）

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

法第24条第９項：協力要請

期　間	令和３年５月23日（日）～６月20日（日）

要請・協力依頼内容	対象施設（特措法施行令第11条）	要請・協力依頼
	保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設（第２号）	・感染リスクの高い活動等の制限（働きかけ） ・適切な感染防止対策の協力を要請（法第24条第9項）
	葬祭場（第５号）	・酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む）の停止（働きかけ）
	図書館（第10号）	・入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項）
	ネットカフェ・漫画喫茶※、銭湯、理容室、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など（第12号） ※ネットカフェ・漫画喫茶のうち夜間の長期滞在を目的とした利用が相当の場合	・入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項） ・店舗での飲酒につながる酒類提供停止（利用者による酒類の持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛（働きかけ）
	自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室など（第13号）	・オンライン活用等の働きかけ（働きかけ）

公共施設	■県立施設は、原則休館とする。市町村にも同様の取扱を働きかける。

重点検査の拡充

1. 高齢者施設の従事者に対する検査

感染拡大地域における検査の頻回実施（2週に1回程度）、抗原定性検査の導入

2. 歓楽街における集中検査の延長・拡大

飲食店従業員向けの集中検査を延長実施、歓楽街での拡大に応じて集中検査を拡大

3. モニタリング調査の促進

対象者を拡大し、幅広く検査を実施、保育所・幼稚園等職員の定期検査の実施

4. 県独自の検査事業の推進・強化

希望者PCR検査、エッセンシャルワーカー定期検査の推進（障害者施設職員の追加）、
那覇空港PCR検査、本土直行便のある離島空港PCR検査体制の構築

5. 変異株検査の拡充

衛生環境研究所での検査体制の拡充、民間検査機関との連携による拡充、インド株検査体制の構築

6. 学校PCR支援チームの設置

学校関係者に感染者が発生した場合、クラス等単位の接触者を対象として迅速にPCR検査を行える体制の構築

新型コロナワクチン接種の促進

1. 新型コロナワクチン広域接種センターの設置

市町村の高齢者向けワクチン接種を補完
県による広域接種センターの設営（沖縄コンベンションセンター、県立武道館の2カ所）で準備中

2. 医療従事者向けの優先接種の推進

6/3現在、1回目接種86.6%、2回目接種65.1%

3. 市町村への支援

ワクチン接種副反応対応コールセンターの設置
離島市町村への派遣医療従事者の調整支援

医療提供体制の整備

1. 入院病床の確保

重点医療機関等（23病院→25病院）を増設
重点医療機関等に要請し病床536床→585床を確保
病床確保のため、コロナ回復者の受入促進を図る協力金を創設

2. 軽症者向け宿泊療養施設の確保

那覇市内に2ヶ所（計260室）、北部地区（30室）、宮古地域（73室）、八重山地域（50室）の計413室を確保、新たな宿泊施設の施設設置を協議中

3. 自宅療養者へのフォローアップ体制

県コロナ本部内に「自宅療養健康管理センター」を設置し、看護師などによる健康観察や相談、配食支援、医療資器材の貸与を実施

4. 看護師・保健師を募集中（看護協会ナースセンター：098-888-3127（3128））

うちなーんちゅ応援プロジェクト　感染拡大防止協力金について

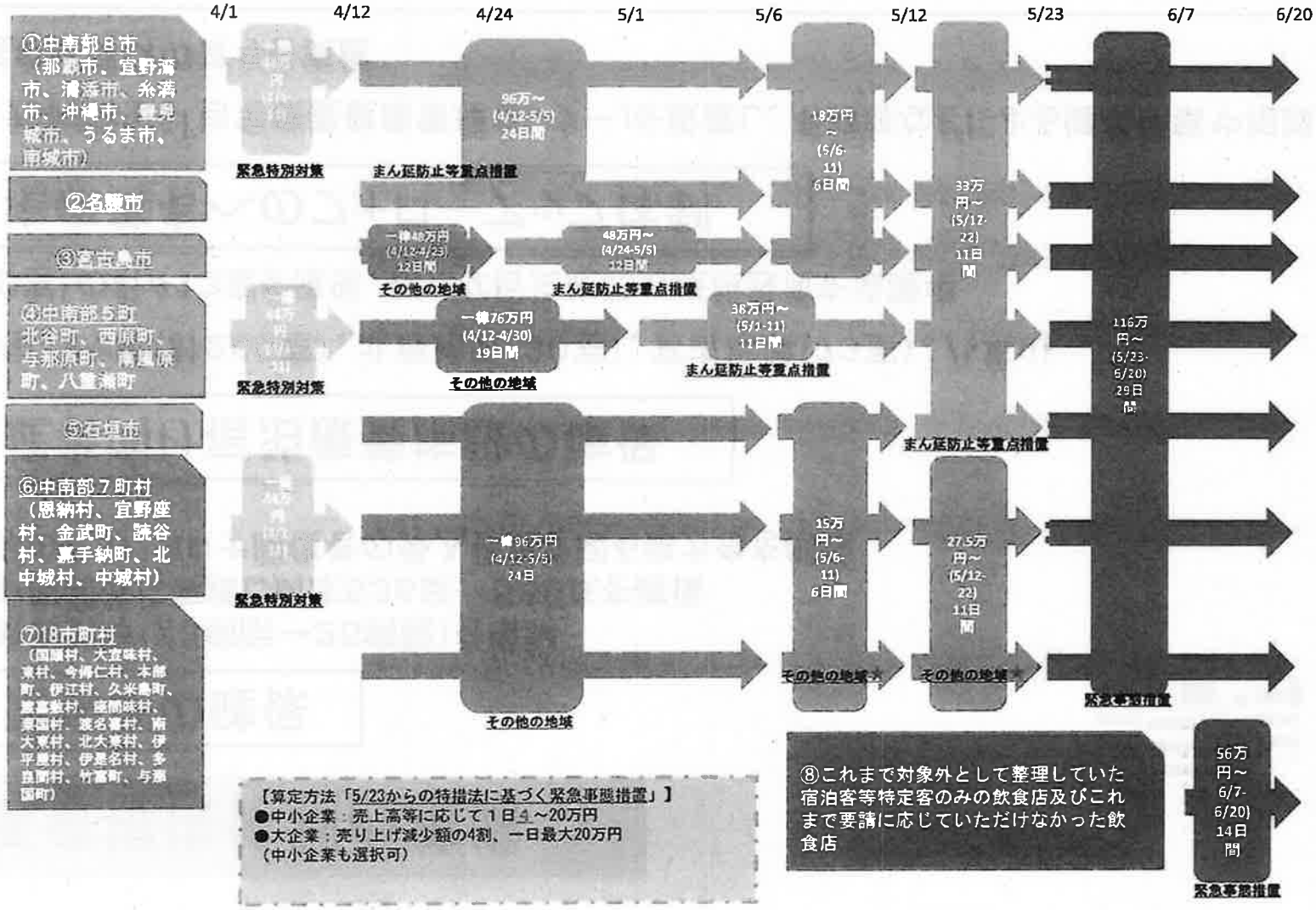

商工労働部感染防止経営支援課TEL098-917-2872

大規模施設等対する休業・時短営業協力金の見直し

5/14　5／14～5／22（9日間）　5 /23　5／23～　6／20（29日間）　6/20

まん延防止等重点措置　16市町

緊急事態宣言　41市町村

（16市町）那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、名護市、宮古島市

（25町村を追加）国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村・宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北中城村、中城村、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、多良間村、竹富町、与那国町）

6/5　土日休業要請　6/ 5, 6, 12, 13, 19, 20

大規模施設　200,000円／1000㎡

テナント管理把握2,000円／1テナント

１テナント　20,000円／100㎡

1日あたりの協力金
（休業要請の場合）大規模施設　面積1,000㎡毎に20万円
（時短要請の場合）大規模施設　面積1,000㎡毎に20万円×（短縮した時間／本来の営業時間　）

古堅茂治議員資料　2　　出典：沖縄県ＨＰ

第2回会合資料③

-文化財指定の要件・課題等について-

1. 文化財指定の要件・手続き
1－1 文化財指定の要件 ……2
1－2 文化財指定等の手続き（国） ……3
1－3 文化財指定等の手続き（沖縄県） ……4

2. 第32軍司令部壕を文化財指定する際の課題
2－1 文化財指定と壕内公開（安全対策）の両義性 ……5
2－2 文化財指定と調査の必要性 ……5

3. まとめ
3－1 文化財指定で生じる効果及び制限 ……6
3－2 文化財の視点からみた「第32軍司令部壕の保存・公開」について …6

令和3年3月29日

第32軍司令部壕保存・公開検討委員会

1. 文化財指定の要件・手続き

1－1. 文化財指定の要件

- 文化財保護法第109条は、記念物のうち重要なものを史跡等に指定することができると規定している。
- 一般的に、遺跡を文化財に指定する場合、対象となる物件が歴史上又は学術上の価値が高く、多数ある遺跡の中でも特に重要であることを示さなければならない。
- そのためには、以下の2つの要件を満たすことが必要である。

① 遺跡の保存状態が良好であること

遺跡の残存状況が非常に悪い場合や、遺跡の主体となる部分が失われている場合は、その遺跡を正当に評価することが困難である。

② 遺跡が歴史的または学術的に評価されていること

文献調査や発掘調査等により、遺跡の時期や性格等を確認することで、遺跡を正当に評価することが可能となる。

一方で、発掘調査は有効な手法であるが、同時に遺跡を破壊することにもつながるため、発掘の範囲は最小限にとどめる必要があり、広範囲を掘りつくすことは避けなければならない。

重要!

文化財の適切な保存・公開・活用の事例として、首里城跡がある。

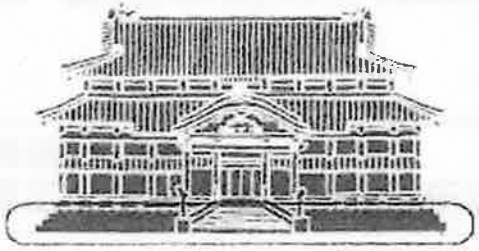

基壇（きたん）

※ 発掘の範囲を最小限にとどめ、一部を公開している。

首里城公園公式サイト http://oki-park.jp/shurijo/about/189 より引用

1. 文化財指定の要件・手続き

1－2. 文化財指定等の手続き（国）

● 文化財保護法に基づく文化財の指定・選定・登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととされている。（下図参照）

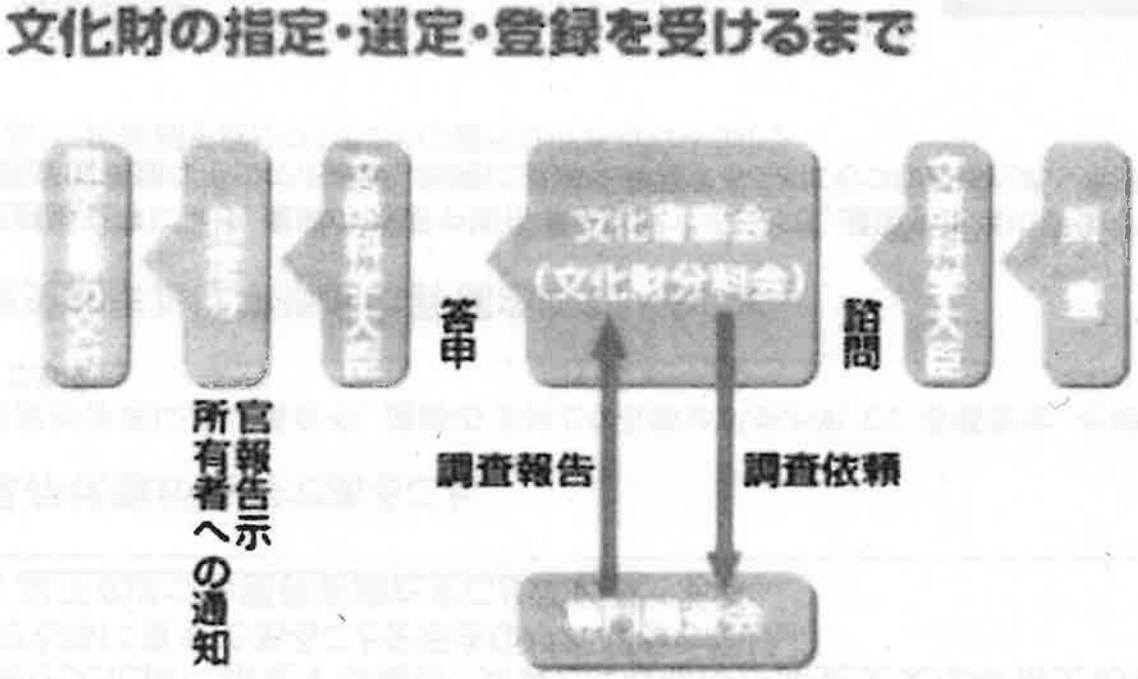

文化庁公式サイト
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/taikeizu_l.html より引用

1. 文化財指定の要件・手続き

1－3. 文化財指定等の手続き（沖縄県）

●沖縄県文化財保護条例に基づく文化財の指定・認定・選定・選択は、教育委員会が文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととされている。（下図参照）

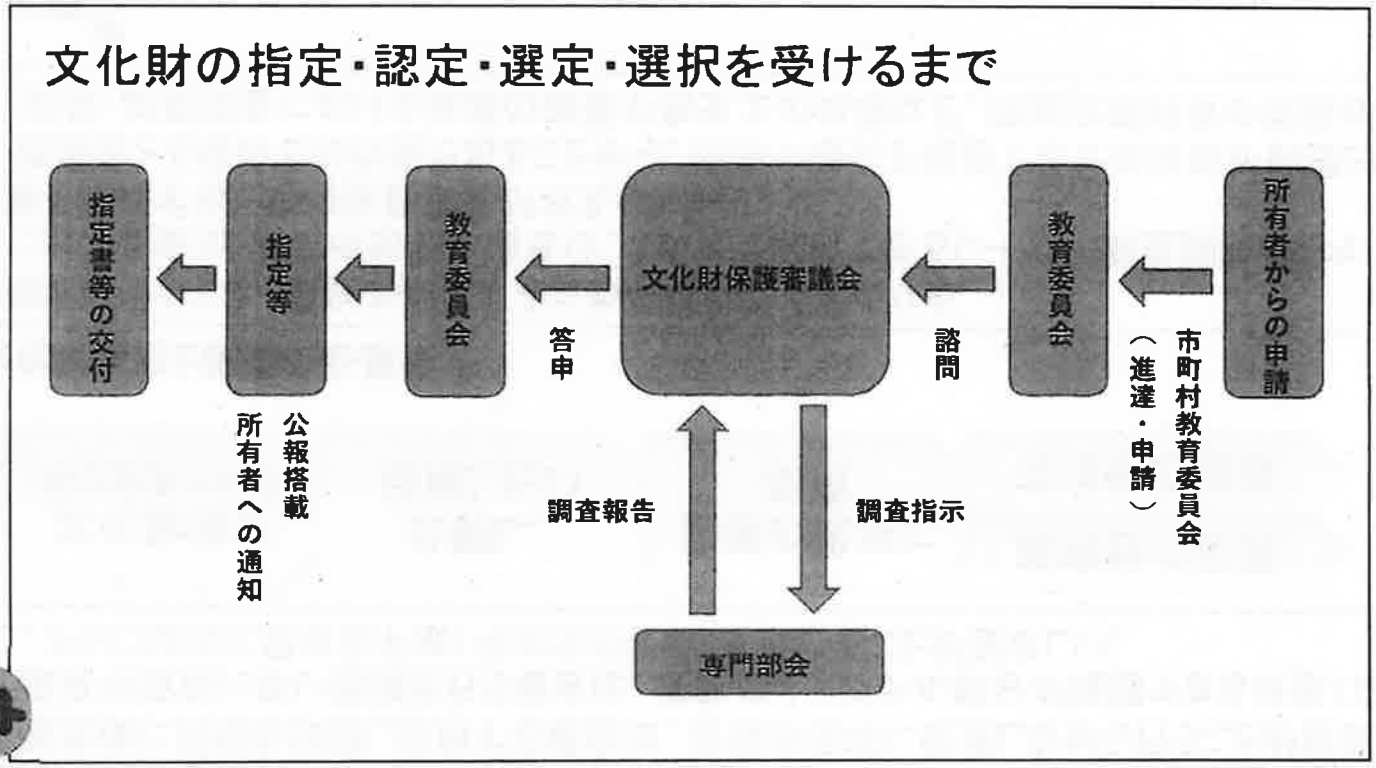

ポイント

県指定文化財の指定の条件については特に定めはないが、おおむね以下の要件を備えていることが望ましい。
（1）市町村指定文化財であること。
（2）文化財としての価値が研究されていること。
（3）無形文化財については、保存会が整備されていること。
（4）土地を伴う文化財（史跡、名勝、天然記念物）については、指定地の範囲が明確になるもの。

（出典：沖縄県教育庁文化課1998『沖縄県文化財保護の手引き　改訂版』）

2. 第32軍司令部壕を文化財指定する際の課題

2－1. 文化財指定と壕内公開（安全対策）の両義性

- 第32軍司令部壕を文化財に指定した場合、文化財保護法及び沖縄県文化財保護条例上、最も強い保護措置（現状変更の制限等）が執られる。
- 文化財指定後に同壕を公開し活用する場合は、遺構の保存に配慮しながら行うことが前提となる。
- 同壕の保存や活用に伴い整備を行う場合は、遺跡のオリジナル部分が確認できる状態（真実性の担保）とし、さらには元に戻せる手法（可逆性の担保）を用いることが望ましい。

2－2. 文化財指定と調査の必要性

- 文化財指定を行うには、遺跡を評価するための調査が必要となる。
- 現時点における第32軍司令部壕の場合は、3次元で図化できるレーザー測量調査（壕内）及び床面の構造等を確認するための試掘調査が考えられる。
- ただし、両調査とも壕内での作業であることから、崩落や酸欠を回避する安全対策が前提となる。
- 加えて、測量・試掘調査における光源の確保や発生土の処理など、閉塞空間特有の問題がある。

メモ

- 第32軍司令部壕の約半分は、史跡「首里城跡」や県指定史跡「龍潭及びその周辺」の地下に所在する。
- 当該箇所で掘削等の改変を伴う行為を行う場合は、文化財保護法第125条や沖縄県文化財保護条例第36条の規定に基づき、事前に文化庁や県教育委員会の許可が必要である。
- そのためには当該行為が地上にある史跡の保存に影響を与えないことが前提となる。

3. まとめ

3－1. 文化財指定で生じる効果 及び 制限

効果	【那覇市指定史跡等の場合】 ●現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の制限（那覇市文化財保護条例第34条） ●管理・修理に関する経費を市が補助　（同条例第11条、第35条） 【沖縄県指定史跡等の場合】 ●現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の制限（沖縄県文化財保護条例第36条） ●管理・修理に関する経費を県が補助　（同条例第10条、第37条） 【国指定史跡等の場合】 ●管理・復旧に関する経費を国が補助（文化財保護法第35条、第118条） ●現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の制限　（同法第125条） ●公有化（土地の買い取り）に関する経費を国が補助　（同法第129条）
制限	●指定地内での現状変更等が制限されるため、自由な土地利用は困難 ●遺構に即した整備を除く改変行為（例：資料館等の設置・駐車場等便益施設の整備）も困難

3－2. 文化財の視点からみた「第32軍司令部壕の保存・公開」について

チェック ✓ ① 第32軍司令部壕は、文化財保護法上の「記念物」に該当する。

チェック ✓ ② 法令等の整備により、指定要件を満たせば、文化財として指定は可能である。

チェック ✓ ③ 文化財指定後は、最も強い保護措置（現状変更の制限等）が執られる。

チェック ✓ ④ 文化財指定後に整備する際は、真実性及び可逆性を担保する必要がある。

チェック ✓ ⑤ 壕内の発掘調査は安全対策を講じた上で、掘削範囲を最小限にとどめる必要がある。

チェック ✓ ⑥ 壕内で現状の改変を行う場合は、地上の史跡に影響を与えないことが前提となる。

古堅茂治議員資料　３　　出典：関連資料より古堅議員作成

旭ヶ丘公園とその周辺にある慰霊碑・顕彰碑等

◉戦争犠牲者を祀った慰霊碑

なぐやけの碑　（那覇市民の戦争犠牲者の全員の名簿が祀られている）

小桜の塔

海鳴りの像

殉職警察職員慰霊之碑

戦没新聞人の碑

◉戦争資料施設

対馬丸記念館

◉歴史的人物・文化・芸能などの顕彰碑

琉球箏曲興陽会の「先師顕彰碑」

琉球音楽の「野村流始祖先師顕彰碑」

「沖縄芝居顕彰碑」

「ペッテルハイム博士居住跡」の碑

「臺灣遭害者之墓」

「孔子廟」

「山城正忠歌碑」

「折口信夫（釈迢空）歌碑」

「程順則名護親方寵文頌徳碑」

「鄭迥謝名親方利山顕彰碑」

「蔡温具志頭親方文若頌徳碑」

「牛痘種痘始祖仲地紀仁顕彰碑」など

古堅茂治議員資料　４ 出典：沖縄県ＨＰ

首里城復興基本計画

概要版

令和３年３月29日
沖縄県

策定の趣旨

「首里城復興基本計画」は、基本方針で示した主な施策について、具体的に取り組む際の方向性等を体系的に定め、首里城復興を計画的に推進することを目的としている。

また、県民はじめ多くの人びと、企業・団体等及び行政・大学・関係機関等が、復興基本計画を共有することで、20年、50年先などの未来を見据え、連携・協働して、首里城に象徴される沖縄の歴史・文化の価値を確実に次世代へ継承し、それぞれの時代にふさわしい新たな文化創出など沖縄発展の礎として首里城復興に一体的かつ継続的に取り組んでいく。

計画の位置づけ

本復興基本計画は、令和４年（2022年）度を始期とする新たな沖縄振興計画の実施計画において、首里城復元はもとより、首里城に象徴される歴史・文化の観点から沖縄振興を目指す施策のマスタープランとなるものである。

首里城復興が目指す将来像

首里城に象徴され、古より体験・継承している歴史・文化を基層として、ふるさとへの誇りや愛着を感じられる社会が形成されるとともに、その時代に生きる私たちがそれぞれの挑戦を通して多様で重層的な沖縄振興が果たされている。

そして、これらが積み重なって沖縄の新たな歴史・文化が創造され、これらが基層に加わることで、さらに発展していく社会を目指す。

首里城復興基本計画の施策体系

基本施策	施策の展開	施策の方向性	期間
基本施策1 正殿等の早期復元と復元過程の公開	(1)伝統技術を活用した施設整備	首里城の復元・修復を支える人づくり	中期
	(2)木材、瓦等の調達に向けた取組	①県産木材の調達	短期
		②首里城赤瓦に関する調査研究	短期
		③県民をはじめ国内外から寄せられた思いを形にする取組	長期
	(3)復元過程の公開による観光資源等としての活用	①正殿の復元過程を観る、学ぶ、楽しむことを実現する取組	中期
		②首里城公園内の新型コロナウイルス感染症対策	短期
基本施策2 火災の原因究明及び防火設備・施設管理体制の強化	(1)再発防止に向けた防火設備等の強化	①想定される様々な出火要因を踏まえた新たな防火対策等の実施	中期
		②首里城公園全体の防火対策の強化	長期
	(2)安全性の高い施設管理体制の構築	①首里城火災に係る再発防止策の策定	短期
		②国等と連携した施設管理体制の構築	中期
基本施策3 首里城公園のさらなる魅力の向上	(1)国営・県営区域の一体的利用	①首里城公園全体の魅力向上	中期
		②中城御殿跡の整備と展示・収蔵等機能の拡充	中期
		③県営公園区域内の文化遺産等の整備	長期
	(2)多様で柔軟な施設の利活用	首里城公園における多様な行催事等の推進	長期
基本施策4 文化財等の保全、復元、収集	(1)首里城跡の適正な保全と価値の周知	①正殿遺構の適切な保護及び公開	短期
		②周辺文化財の情報発信	中期
	(2)文化財等の復元、修復及び収集	①被災した文化財等の修復、復元に対する支援	中期
		②琉球王国時代の文化財等の調査研究、資料収集	長期
基本施策5 伝統技術の活用と継承	(1)伝統的な建築技術の活用と継承	技術者の育成と活用	中期
	(2)美術工芸における伝統技術の継承	①模造復元を通したネットワークの構築	中期
		②最新デジタル技術等を活用した技術伝承と文化の継承	長期
		③文化財等保存修復技術の習得に関する体制の整備	長期
		④工芸技術等の伝承者養成に向けた体制の整備	長期

基本施策	施策の展開	施策の方向性	期間
基本施策６ 「新・首里杜構想」による歴史まちづくりの推進	（１）歴史を体現できる風格ある都市空間の創出	①「新・首里杜構想」及び「首里杜地区整備基本計画」の策定	短期
		②推進体制の構築・充実・強化	中期
		③歴史や文化を感じる景観まちづくりの推進	長期
	（２）首里城公園及び周辺地域の段階的整備	①中城御殿跡や円覚寺等の歴史文化遺産の整備	長期
		②御茶屋御殿等の地域に点在する文化資源の段階的整備に向けた連携	長期
	（３）交通環境の整備	①目標水準の設定	短期
		②首里城公園の運営改善	中期
		③首里城公園周辺での取組	長期
		④安全で快適な歩行空間の整備	長期
基本施策７ 歴史の継承と資産としての活用	（１）多様で魅力ある観光資源の活用	歴史や伝統産業等の観光資源化	中期
	（２）平和を希求する「沖縄のこころ」の発信	歴史的価値を継承するための環境整備	中期
	（３）次世代を担う子どもたちへの継承	歴史・文化を観て、学ぶことができる環境の整備	中期
基本施策８ 琉球文化のルネサンス	（１）多様性・独自性を持つ琉球文化の再認識	伝統芸能や伝統工芸等に触れる機会の提供	短期
	（２）琉球文化の復興と新たな文化の創出	①琉球文化の普遍的価値の具現化	長期
		②新たな文化創出機会の提供	中期
	（３）国内外へ向けた琉球文化の発信	①琉球文化を体感する機会の提供	短期
		②最新デジタル技術等による発信	中期
	（４）琉球文化を活用した産業振興	①文化資源を有効活用したビジネスモデルの創出や商品開発	中期
		②工芸産業拠点を活用した伝統工芸の魅力・価値の向上	中期
復興基本計画の着実な推進	（１）関係機関との推進体制の構築	国、那覇市等関係機関との連携等	
	（２）国内外の学術ネットワークとの連携	学際的なネットワーク化に向けた支援	
	（３）県民等の継続的な参加による復興	①県民等の参加機会の確保	
		②県民等相互連携の仕組みづくり	
	（４）効率的で効果的な復興の推進	①多様な復興財源の確保	
		②計画の進捗管理	

基本施策 1

正殿等の早期復元と復元過程の公開

国等連携した伝統技術等の活用による正殿の早期復元とともに、歴史・文化・観光拠点としての復興の取組や、復興への継続的な関心につなげていく。

目指す姿

1. 首里城正殿等の復元に、県内に蓄積・承継されている技術が活用され、将来の修復に必要な技術者の育成にもつながっている。
2. 県内資源を活用した首里城復元が取り組まれることで首里城と県民社会の結びつきが強まり、首里城をより身近に感じることにつながっている。
3. 首里城の復元の段階的公開・関連イベントが実施され、歴史・文化を知る新たな魅力となっており、県民はじめ多くの観光客等が訪れる場になっている。

施策の方向性

（1）伝統技術を活用した施設整備

首里城の復元・修復を支える人づくり

（左）被災した奉神門屋根の復旧工事
写真：沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所

（右）復元建物の漆塗装
写真：（一財）沖縄美ら島財団

（2）木材、瓦等の調達に向けた取組

①県産木材の調達
②首里城赤瓦に関する調査研究
③県民をはじめ国内外から寄せられた思いを形にする取組

国頭村有林内のオキナワウラジロガシ／寄附金活用のイメージ

（3）復元過程の公開による観光資源等としての活用

①正殿の復元過程を観る、学ぶ、楽しむことを実現する取組
②首里城公園内の新型コロナウイルス感染症対策

火災残存物の展示（復興展示室）／世誇殿におけるデジタル技術を活用した展示／破損瓦を活用した漆喰シーサー体験

基本施策 2

火災の原因究明及び防火設備・施設管理体制の強化

首里城正殿等を含む首里城公園内施設について、二度と火災による焼失を生じさせない。

目指す姿

首里城公園の特性や想定される様々な出火要因等を踏まえ、国及び那覇市消防局等と緊密に連携した首里城公園内における火災の早期発見と迅速な初期消火を可能とする体制・設備が再構築されている。

施策の方向性

（1）再発防止に向けた防火設備等の強化

①想定される様々な出火要因を踏まえた新たな防火対策等の実施
②首里城公園全体の防火対策の強化

（2）安全性の高い施設管理体制の構築

①首里城火災に係る再発防止策の策定　②国等と連携した施設管理体制の構築

首里城火災に係る
再発防止検討委員会

検討委員会による先進事例調査（姫路城）
個色感知器・スプリンクラーの設置状況／スプリンクラー配管・カメラ設置状況／地上防火水槽

基本施策 3

首里城公園のさらなる魅力の向上

県民を含む多くの観光客等が歴史や文化を感じ・体感できる場となるよう首里城公園全体の魅力向上を図る。

目指す姿

1. 首里城公園内の歴史的空間の保存・整備や、文化財等の展示・収蔵機能、利用者の利便性が向上し、歴史や文化を体感できる場となっている。
2. 首里城に象徴される歴史・文化の発信や観光の拠点として多様な行催事が行われ、県民や観光客等にとって首里城や沖縄文化が身近な存在となっている。

施策の方向性

（1）国営・県営区域の一体的利用

①首里城公園全体の魅力向上
②中城御殿跡の整備と展示・収蔵等機能の拡充
③県営公園区域内の文化遺産等の整備

中城御殿整備イメージパース

円覚寺放生橋

写真：首里城公園（龍潭）

（2）多様で柔軟な施設の利活用

首里城公園における多様な行催事等の推進

首里城を舞台とした利活用イメージ（中秋の宴）
写真：国営沖縄記念公園（首里城公園）中秋の宴

首里城でのMICE利用のイメージ
写真：（一財）沖縄観光コンベンションビューロー

基本施策 4

文化財等の保全、復元、収集

学術的な研究成果等を分かりやすく工夫して情報発信をし、その歴史的価値を周知する。焼失又は被災した貴重な文化財等の復元・修復を支援するとともに、国内外に所在する文化財等の調査・収集を行い、次世代へ継承できる環境を整備する。

目指す姿

1. 首里城跡や首里城周辺の文化財の歴史的価値が評価されるとともに、保全に必要な措置が適切に実施されている。
2. 火災で焼失・被災した文化財等美術工芸品の修復及び復元が計画的に取り組まれるとともに、県内を拠点として文化財等の保存・修復が推進されている。
3. 文化財等美術工芸品の研究体制が充実されるとともに、国内外に現存する美術工芸品等の展覧会等が沖縄や各地で実施され、必要な修復等も沖縄で実施されている。さらに、美術工芸品等の収集が積極的に取り組まれ、伝統的な技術又は技法が継承されている。

施策の方向性

（1）首里城跡の適正な保全と価値の周知

①正殿遺構の適切な保護及び公開　②周辺文化財の情報発信

正殿遺構の展示室（覆屋）

埋蔵文化財の展示会の実施

（2）文化財等の復元、修復及び収集

①被災した文化財等の修復、復元に対する支援　②琉球王国時代の文化財等の調査研究、資料収集

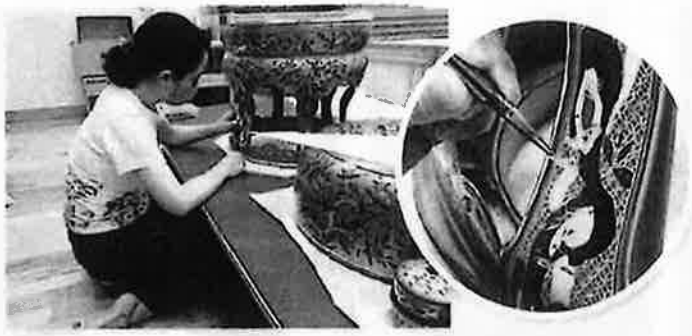

被災した文化財等の修復の様子
漆や加飾部分が傷つかないよう、漆器に貼りついた薄紙を剥がす作業
写真：（一財）沖縄美ら島財団

被災した文化財等の修復の様子
煤を被ってしまったが、煤が固着化する前に緊急措置として煤を除去した状況
写真：（一財）沖縄美ら島財団

緊急措置前

緊急措置後

基本施策 5

伝統技術の活用と継承

建築や美術工芸に関する伝統技術を復元のみならず、修復にも活用していくことで、技術の継承及び人材を育成する。

目指す姿

1. 首里城正殿等の華美なたたずまいが悠久に受け継がれるとともに、美術工芸における伝統技術の継承、琉球文化の価値が次世代に伝達されている。
2. 模造復元製作における技術が蓄積・継承され、県内外にある琉球王国時代の文化財等が適切に保全され、琉球文化の価値が継承されている。

施策の方向性

（1）伝統的な建築技術の活用と継承

技術者の育成と活用

工芸技術者育成の取組状況

漆芸技術

紅型技術

（2）美術工芸における伝統技術の継承

①模造復元を通したネットワークの構築
②最新デジタル技術等を活用した技術伝承と文化の継承
③文化財等保存修復技術の習得に関する体制の整備
④工芸技術等の伝承者養成に向けた体制の整備

技術者による模造復元作業の様子
写真：久米島町教育委員会

映像と合わせた模造復元の展示（世誇殿）

無形文化財の技術継承（久米島紬）
写真：久米島町教育委員会

沖縄県立芸術大学の漆芸実習風景

基本施策 6

「新・首里杜構想」による歴史まちづくりの推進

首里杜地区において、古都首里のたたずまいを形成し、歴史や琉球文化を体現できる都市空間の創出を図る。

目指す姿

首里城公園内の歴史・文化資源の整備が進むとともに、周辺地域に点在する文化資源と相まって、歴史を体現できる風格ある都市空間が創出され、住民・来訪者が散策して王朝時代の歴史・文化を体現できる環境が整っている。

新・首里杜構想

理念

首里城正殿をはじめとする首里城公園全体及び城下町として発展した首里杜地区を改めて一体的なものとしてとらえ、歴史、文化的遺産の復元整備とともに歴史的風土環境の保全など、県民が首里杜地区を沖縄の歴史、文化を体現する空間として共有し、これを後世に残していく。

方針

1. 中核をなす首里城及び外苑の一群の文化資源を保存・整備するとともに、文化を育む拠点の充実を図る。
2. 古都首里の歴史的なたたずまいに配慮した景観形成とともに、住みやすく魅力的なまちづくりを進める。
3. 総合的な交通対策により、暮らしと観光が両立した歩行者中心のまちづくりを進める。
4. 地形、地質、水系、植生等を基盤に形成された歴史的風土の環境を保全する。
5. 行政機関及び地域住民、教育機関、関係団体等が連携して推進体制を構築し、整備基本計画の策定、実施に取り組む。

施策の方向性

(1) 歴史を体現できる風格ある都市空間の創出

①「新・首里杜構想」及び「首里杜地区整備基本計画」の策定
②推進体制の構築・充実・強化　③歴史や文化を感じる景観まちづくりの推進

(2) 首里城公園及び周辺地域の段階的整備

①中城御殿跡や円覚寺等の歴史文化遺産の整備
②御茶屋御殿等の地域に点在する文化資源の段階的整備に向けた連携

(3) 交通環境の整備

①目標水準の設定　②首里城公園の運営改善
③首里城公園周辺での取組　④安全で快適な歩行空間の整備

県民参画による歴史まちづくりの推進

松崎馬場整備イメージ
図：NPO法人首里まちづくり研究会

首里城公園付近の交通渋滞の様子（一部画像加工）
写真：NPO法人首里まちづくり研究会

基本施策 7

歴史の継承と資産としての活用

首里城及びその周辺地域を観光資源として活用していくなど、首里城に象徴される歴史・文化の継承に向けた取組を推進していく。

目指す姿

1. 歴史・文化的遺産、伝統産業など、地域の潜在的な魅力が資産として認識され、各主体が強みを生かして相互に連携し、歴史・文化を体現できる取組が活発に実施されている。
2. 首里城周辺の戦争遺跡が適切に保存され、第32軍司令部壕を活用した平和学習環境等が整備され、沖縄戦の実相が正しく伝わり、「沖縄」をより深く知ってもらえている。
3. 首里城の復興を通して、沖縄の歴史・文化を感じることができる取組が活発に実施され、ふるさとへの誇りや愛着が育まれ、文化の継承につながっている。

施策の方向性

（1）多様で魅力ある観光資源の活用

歴史や伝統産業等の観光資源化

国等と連携して設定した、見て学ぶ周遊モデルコース

（2）平和を希求する「沖縄のこころ」の発信

歴史的価値を継承するための環境整備

第32軍司令部壕内の視察状況

（3）次世代を担う子どもたちへの継承

歴史・文化を観て、学ぶことができる環境の整備

首里城を活用した教育活動

伝統工芸品に触れる機会の創出
（漆の器を使用した学校給食の提供）

学校教育での首里城復興活動のイメージ

基本施策 8

琉球文化のルネサンス

首里城の焼失によって改めてその価値が再認識された沖縄独自の文化について、自信と誇りを持ち、その価値を将来に向けて高め、世界に発信していく。

目指す姿

1. 地域文化とその基層であるしまくとぅば等が普及・啓発され、県民や世界のウチナーンチュが琉球文化を身近に感じ、誇りを持ち、その継承に向け主体的な活動が行われている。
2. 首里城及びその周辺が県民等の感動体験の機会を創出する拠点となり、多くの県民等が首里城を身近に感じている。
3. 伝統芸能や伝統工芸等の普遍的価値が再認識され、さらなる発展につながっている。
4. 沖縄の多様な文化が世界へ発信され、認知度が高まっている。
5. 伝統文化に携わる人々の連携や異分野の人々との交流を通して、新たな文化の創造、伝統技術を活かした商品開発等が行われ、伝統の技が現代のライフスタイルに広く活用されている。

施策の方向性

（1）多様性・独自性を持つ琉球文化の再認識

伝統芸能や伝統工芸等に触れる機会の提供

（左）琉球文化を体感できる機会の創出（空手演武）

（右）民俗踊りに首里から伝えられた組踊の要素が加わった多良間の八月踊
写真：多良間村教育委員会

（2）琉球文化の復興と新たな文化の創出

①琉球文化の普遍的価値の具現化
②新たな文化創出機会の提供

芸能とバルーンアートの融合

（3）国内外へ向けた琉球文化の発信

①琉球文化を体感する機会の提供
②最新デジタル技術等による発信

Google社と連携した情報発信（Google Arts & Culture）

（4）琉球文化を活用した産業振興

①文化資源を有効活用したビジネスモデルの創出や商品開発
②工芸産業拠点を活用した伝統工芸の魅力・価値の向上

文化資源を活用した商品開発の事例
写真：（左）紅型工房うるばな。
（右）SAKURA YONAGUNI

復興基本計画の着実な推進

首里城復興は、沖縄県だけでなく、多様な主体が自主的に、又は連携して取り組んでいくことで、より高い成果を得ることができる。それぞれが継続して首里城復興に参加できる仕組みを基盤として、復興基本計画を着実に推進していく。

目指す姿

1. 国、県等の行政による首里城復興の取組だけでなく、県民、企業、地域団体など、様々な主体による自主的な取組とともに、相互に協力・連携した復興の取組が活発化し、着実に復興基本計画の目的達成に向けて進んでいる。
2. 首里城復興の取組が、新たな沖縄振興計画に反映され、国と連携して計画的・具体的な取組が進められている。
3. 琉球大学を中心とした国内外の学術ネットワーク及び県立芸術大学による首里城復興に関する研究、議論が活発化するとともに、その成果が地域文化の復興やまちづくり活動等と連携し、具体的な取組につながっている。
4. 木曳式等復元の各段階における重要行催事の機会を中心に、多くの人びとが関われる各種イベント等が充実、拡充、継続的に実施され、首里城正殿等建造物の復元はもとより、琉球の歴史・文化等に関する理解・関心が高まっている。

着実な推進に向けた取組

（1）関係機関との推進体制の構築

国、那覇市等関係機関との連携等

（2）国内外の学術ネットワークとの連携

学際的なネットワーク化に向けた支援

（3）県民等の継続的な参加による復興

①県民等の参加機会の確保
②県民等相互連携の仕組みづくり

（4）効率的で効果的な復興の推進

①多様な復興財源の確保
②計画の進捗管理

復興基本計画の期間（令和２年度から令和13年度までの12年間）

R1.10.31	R2 (2020)	R3	R4	R8 (2026)	R13 (2031)
首里城焼失	首里城復興基本計画スタート	再建に係る県事業開始	新たな沖縄振興計画スタート（仮）	首里城正殿の復元北殿・南殿等の工事着手	新たな沖縄振興計画最終年（仮）

県内・国内外のたくさんの皆様から復興を願う思いを頂いています

お問い合わせ

沖縄県知事公室特命推進課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2　電話：098-943-8199

首里城復興への取組や、「首里城復興基本計画」は、
県の首里城復興サイトで確認できます。

沖縄県公式首里城復興サイト「首里城がつなぐ過去から未来へ」
https://www.shurijo-fukkou.jp/

特命推進課 公式Twitter

沖縄県公式 首里城復興サイト

参考様式③

2021年度　会派名　日本共産党　議員名　古堅茂治　整理番号 5

【項目】 □調査研究費　□研修費　☑広報費　□広聴費　□要請・陳情活動費
□会議費　□資料作成費　□資料購入費　□人件費　□事務所費

領　収　証

№ 001699

得意先コード	お得意先名
	古堅 茂治 殿

2021 年 10 月 12 日

¥128,150.

但し 9月議会報告・一般質問 A4×1ヵ月 500部

上記金額正に領収致しました。

内訳		
	現金	
	小切手	
	銀行振込	
	手形	
	相殺	

担当者印	取扱者印
	[redacted]

あけぼの印刷株式会社
〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 B2
TEL (098) 861-9145
FAX (098) 861-9148

按分率　%　充当額 128,150 円

那覇市議会 2021 年９月定例会　９月１４日（火）本会議

日本共産党
那覇市議会議員

古堅茂治

一般質問報告

― 質問項目 ―

1．新型コロナ対策について
2．自然保護 ・水源地保全について
3．森林環境譲与税について
4．施政権返還（本土復帰）50 周年について
5．文化行政・「琉球舞踊立方」（踊り手）の重要無形文化財指定について
6．下水道行政（浦添市関連）について
7．行政のデジタル化について
8．水産行政・泊漁港競り市場について
9．ジェンダー平等・男女の賃金格差について

古堅茂治議員の９月定例会での一般質問議事録大要をお届けします。
ご意見、ご要望などをお気軽にお寄せください

発行：日本共産党那覇市議団　那覇市泉崎１－１－１市役所４階　那覇市議会
電話：８６２－８２６８　ＦＡＸ８６７－３１７０

那覇市議会 2021 年 9 月定例会

9 月 14 日（火）

一般質問

日本共産党 古堅　茂治

※質問項目

1. 新型コロナ対策について
2. 自然保護・水源地保全について
3. 森林環境譲与税について
4. 施政権返還（本土復帰）50 周年について
5. 文化行政・「琉球舞踊立方」（踊り手）の重要無形文化財指定について
6. 下水道行政（浦添市関連）について
7. 行政のデジタル化について
8. 水産行政・泊漁港競り市場について
9. ジェンダー平等・男女の賃金格差について

○古堅茂治　議員

ハイサイ、グスーヨー チューウガナビラ（皆さん、こんにちは）。オール沖縄・日本共産党の古堅茂治です。一般質問を行います。

新型コロナ対策について

現在、日本はコロナ対策として、海外からの入国規制を実施しています。しかし、米軍は、日米地位協定で特権が与えられ、日本の検疫や規制を受けずに基地経由で自由に入国しています。このことが、県内での感染拡大の要因の１つともなっています。在沖米軍の感染状況を伺います。

○野原嘉孝　副議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也　健康部長

米軍での感染状況についてお答えいたします。

沖縄県が発表している在沖米軍基地内における新型コロナウイルス感染症発生状況によれば、９月８日現在、累計で 2,406 人となっております。７月に 186 人、８月に 600 人の新規感染者数となっております。また、新聞報道によりますと、在沖米軍基地内の新型コロナウイルス新規感染者が８月 30 日までの直近１週間で 240 人となり、人口 10 万人当たりに換算すると 500 人を超えると推計されるということでございます。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

米軍の感染が高いことが答弁でも明らかです。在沖米軍の３割以上、２万人近くが主に本島中部の民間地域に居住しています。その居住先からの感染拡大と新たな変異株の流入が危惧されます。

そこで政府は、最低限、米軍の感染対策の徹底、基地外居住の実態公表、米軍関係者を日本が検疫・規制できるよう日米地位協定の抜本的改定を実施すべきです。見解を伺います。

○野原嘉孝　副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦　総務部長

米軍関係者につきましては、嘉手納飛行機など米軍基地から直接入国する場合、検疫について国内法の適用がないことが課題とされております。米軍への国内法適用など日米地位協定の改定につきましては、引き続き関係市町村と共に軍用地転用促進・基地問題協議会の要請活動の中で取組を進めてまいりたいと考えてお

ります。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

県民の命と安全を守るためにも米軍基地はなくす必要があります。　次に、

自然保護・水源地保全について

私の生まれ島・故郷の国頭村を含む本島北部・やんばるの山々は、那覇市民と県民の飲料水の大切な水源地となっています。そして、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネ等の希少動植物がその地域だけに生息しています。7月 26 日には、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界遺産登録が国連教育科学文化機関（ユネスコ）で決定されました。見解を伺います。

○野原嘉孝　副議長

玉寄隆雄環境部長。

○玉寄隆雄　環境部長

お答えいたします。

市民、県民の大切な水源地でもあります本島北部のやんばるの山々を含む地域が世界自然遺産に登録されたことは環境保全の面から大変意義深いものです。

当該地域は、絶滅危倶種が生息する独特で豊かな生物多様性の保全においても極めて重要な地域であることが国際的に評価されたものであり、この地域を守り、生かし、将来の世代に引き継ぐことは重要だと考えております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

答弁のとおり大切な地域です。チョウ類研究者の宮城秋乃さんの調査で、世界自然遺産登録された米軍北部訓練場返還跡地から、米軍の薬きょうや様々な汚染物が続々発見され、米軍は汚しっぱなし、日本政府はそれを放りっぱなしという不都合な真実が明らかにされています。

日本政府と警察は、米軍の環境汚染問題を告発し、解決を求めている宮城秋乃さんを弾圧するのではなく、米軍と政府は、返還地の汚染物を除去する責任を果たすべきです。見解を伺います。

○野原嘉孝　副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦　総務部長

返還合意された駐留軍用地について、国は土地所有者に引き渡す前に支障除去措置を講じることになっておりますが、地権者への土地引渡し後に、訓練弾や廃タイヤ等が発見された事例がございます。今後、同様の事態が生じないよう支障除去の徹底を図るとともに、土地引渡し後に発見された土壌汚染等の処理についても、国の責任で対応するべきものと考えております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

そのとおりです。世界自然遺産登録の貴重な自然・生態系を保護し、大切な水源地を保全するためにも、残された米軍北部訓練場は、無条件で早期に全面返還すべきです。　次に、

森林環境譲与税について

2019 年9月 30 日に同税の譲与が始まって以降の本市への譲与額と活用を伺います。

○野原嘉孝　副議長

末吉正幸経済観光部長。

○末吉正幸　経済観光部長

本市への森林環境譲与税の譲与額につきましては、令和元年度に 1,301 万円、令和２年度に 2,764 万 8,000 円が交付されており、今年度も昨年度と同額の 2,764 万 8,000 円が交付される予定となっております。また、本市での活用につきましては、昨年度に、市制 100 周年事業の一環として、姉妹都市である日南市の飫肥杉を使用した木製の積木を市内全ての幼児教育・保育施設へ贈呈したほか、現在建設が進められている小禄支所において、内装や備品の一部に木材の使用を検討しているところでございます。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

①モニターを御覧ください。伊部岳闘争記念碑です。国頭村民は、1970 年 12 月 31 日の大晦日、米軍の実弾砲撃演習を保守の山川武夫村長を先頭に、保革の立場を越えた村民が、発射地点と着弾地点に結集し、身体を張って実力で阻止して、国頭の山々を守り抜きました。そのことが、今回の世界自然遺産登録と水源地の保全につながっています。

そして、国頭村民と、高校３年生で着弾地点に座り込んだ私にとっても大きな誇りとなっています。

そこで、世界の宝である自然を保護し、大切な水資源を保全するために力を尽くしているのが国頭村をはじめとするやんばる地域です。その恩恵を受けている那覇市として、森林環境譲与税を同地域に還元すべきです。担当副市長の見解を伺います。

○野原嘉孝　副議長

知念覚副市長。

○知念覚　副市長

お答えいたします。

経済観光部関係なんですけれども、実は令和２年の初頭ですか、国頭村の職員と、それから国頭村森林組合の組合長がいらっしゃって私のほうで対応させていただきました。そのときに議員がおっしゃっていたように、水の大切さ、そういうのを国頭村としては伝えていきたい、そのために那覇市の子供たちに森林教育、水の教育の環境を整えておりますのでぜひ来てくださいと、具体的には環境教育センター、やんばる学びの森というのがあって、ここでの宿泊研究の提案がございました。私のほうもこれは十分賛同するものですから、この森林譲与税を使って行いたい旨を申し上げました。

その後はコロナがありまして、今はそれが執行できない状況にありますけれども、また教育委員会等とも相談して早めに実現できるような形に持っていきたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

国頭村の森林組合長は私の先輩で、現在の国頭村の副村長は後輩に当たります。ぜひよろしくお願いいたします。　次に、

施政権返還（本土復帰）50 周年について

来年 2022 年５月 15 日は、県民を先頭にした国民的な闘いの中で、施政権返還・本土復帰を勝ち取って 50 周年の大きな節目を迎えます。現在、国土面積の約 0.6%しかない沖縄に、全国の米軍基地面積の 70.3%が集中し、本土復帰時点の 58.7%よりも、逆に 11.6%も比重が高まり、基地あるがゆえの犠牲と負担が強いられ続けています。

これらの現実を踏まえ、27 年間の米軍

占領を打ち破った県民の闘い、そして今も闘いが続く、沖縄の歩みを振り返り、未来の発展へつないでいくべきです。県都・那覇市の本土復帰 50 周年記念した取組を伺います。

○野原嘉孝　副議長
仲本達彦総務部長。

○仲本達彦　総務部長
歴史博物館において、本土復帰 50 周年に関連した企画展示を実施する計画となってございます。復帰 50 周年は大きな節目でありますので、本市としてさらに広がりのある取組が実施できるよう、今後、関係部局との調整を図ってまいりたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長
古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員
今、桜坂劇場では、沖縄テレビ作成の「サンマデモクラシー」が上映されています。米軍占領に抗い、裁判で闘った魚屋女将・玉城ウシさんと下里恵良弁護士、さらに、那覇市長を米軍布令で追放された、米軍が最も恐れた男・瀬長亀次郎さんなどが描かれていて、野蛮な米軍占領時代の県民の闘いの一端が分かります。

②③モニターを御覧ください。国頭村では、本土復帰 50 周年記念事業の実行委員会を立ち上げて、企画案の検討・準備を進めています。沖縄県では高校生の企画提案を募集しています。本市も実行員会を立ち上げ、県都・那覇の知恵と力を発揮して企画すべきではありませんか。対応を伺います。

○野原嘉孝　副議長
仲本達彦総務部長。

○仲本達彦　総務部長
復帰 30 周年、40 周年の際にも一定の取組がございました。過去のこのような事例も踏まえながら、本市としてどのような展開ができるのか、関係部局との調整を鋭意図ってまいりたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長
古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員
次に、

文化行政について

モニターを御覧ください。④

文化庁の記者会見資料です。文化庁は7月、重要無形文化財に、芸能の部で「琉球舞踊立方」（踊り手）を新たに指定し、本市在住の宮城幸子さん（名護市出身）、本市出身の志田房子さん（東京在）のお二人をこの分野で初めて人間国宝（重要無形文化財保持者）として認定しました。琉球王国時代から脈々と引き継がれ、洗練された琉球芸能が高く評価されたことはウチナーンチュとして本当に誇らしい限りです。

ウチナー芝居劇場沖映で微力ながら琉球芸能に関わったことのある私にも特別の喜びを与えてくれました。人間国宝認定、城間市長の見解を伺います。

○野原嘉孝　副議長
城間幹子市長。

○城間幹子　市長
お答えいたします。

この朗報に接しまして私も大変うれしくなりました。

この認定はお二人が長年御精励により築かれた素晴らしい御功績と後進の指導育成に御尽力をされたことの賜物であると捉えております。琉球舞踊の継承発展に大きく寄与するものであると深く敬意を表します。今後のお二人の活躍、御精

進を期待したいと思います。おめでとうございます。

○野原嘉孝　副議長
古堅茂治議員。
○古堅茂治　議員
ＮＨＫ沖縄では、10 日に琉球舞踊の発展と後進の育成に尽力されている新しい人間国宝、お二人の喜びの声と珠玉の舞を紹介する番組を放映していました。
琉球舞踊と沖縄への愛があふれる素晴らしい番組でした。本市にゆかりのあるお二人です。市の広報紙でも、先人から継承してきた沖縄の文化を愛するお二人に相応しい紹介をすべきです。対応を伺います。

○野原嘉孝　副議長
比嘉世顕市民文化部長。
○比嘉世顕　市民文化部長
お答えいたします。
本市にゆかりのある方が人間国宝（重要無形文化財）に指定されたことは、本市の誇りであり、大変喜ばしい限りである旨の市長からの発言もございました。新聞報道によりますと、例年９月から 10 月に官報告示をもって正式に認定されるということでございましたので、本市におきましてもこの喜ばしい、そして素晴らしいニュースについて、この機会に発信を進めてまいりたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長
古堅茂治議員。
○古堅茂治　議員
芸能分野の人間国宝認定者数を伺います。

○野原嘉孝　副議長
比嘉世顕市民文化部長。
○比嘉世顕　市民文化部長
令和３年９月１日現在、文化庁の国宝・重要文化財等都道府県別指定件数一覧に、重要無形文化財の芸能分野の保持者として登録されているのは、全国で 52 人、沖縄県で６人、今回の登録により全国で 55 人、沖縄県は７人となります。この７人のうち、那覇市在住の認定者は６人となります。

○野原嘉孝　副議長
古堅茂治議員。
○古堅茂治　議員
県内（東京在・志田房子氏を含めると）の芸能の人間国宝８人のうち、お二人以外は那覇文化協会所属です。琉球舞踊、組踊、琉球古典音楽などの人間国宝８人の珠玉の技を一同で披露する公演を本土復帰 50 周年記念事業として、那覇市文化協会の協力も得て企画してほしいと思います。流派を超えた歴史的な舞台になります。見解を伺います。

○野原嘉孝　副議長
比嘉世顕市民文化部長。
○比嘉世顕　市民文化部長
本市では、10 月 31 日のなは一と開館記念式典において、本市の人間国宝の皆様に御指導、御出演を賜るとともに、諸流会派を代表する芸能家の魅力を結集した舞台を開催する予定であります。復帰 50 周年を記念した舞台公演につきましては、機会を捉えて皆様の御意見を伺ってまいりたいと考えております。
それと先ほど答弁いたしました人数につきましては、志田房子氏は、東京在住という形でカウントしているので、7 人という形の答弁となりました。

○野原嘉孝　副議長
古堅茂治議員。
○古堅茂治　議員
私は、昨年 11 月定例会で、首里城を

大正、平成と救い、琉球文化・芸術の保存と復興に果たした染色家で沖縄文化研究家の鎌倉芳太郎氏の沖縄を愛し続けた功績を讃えて顕彰するよう提案しました。3月 22 日には、本議会が「故鎌倉芳太郎氏を那覇市名誉市民に追贈し顕彰することを求める決議」を全会一致で決議しています。議会の総意に対する対応を伺います。

○野原嘉孝　副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦　総務部長

鎌倉芳太郎氏の功績は多大なものであり、本市といたしましても、先の市議会の決議とその思いは同じでございます。一方で、氏のその卓絶した功績に比して、市民の認知は必ずしも十分ではないと認識も持っております。このことから、まずは、その認知度の向上に取り組むべきと考え、早速、なは市民の友 10 月号に特集記事を掲載するほか、市の歴史博物館での展示等を計画しているところであります。同氏の特筆すべき功績の１つに、首里城を二度も救ったということがございます。このことを踏まえ、現在、進められている首里城再復元にタイミングを合わせながら、しっかりと顕彰してまいりたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

総務部長、頑張ってください。

下水道行政について

本市の公共下水道に接続している浦添市前田地区の公共下水道の使用料が、浦添市からの本市への報告漏れで本市に 18 年間も未払いとなっていた問題について、私は議会と監査委員会で、時効を主張する浦添市の理不尽、不誠実な対応を批判し、当局をバックアップしてきました。そして、当局の粘り強い対応によって解決が図られています。担当部局の頑張りを高く評価いたします。解決内容を伺います。

○野原嘉孝　副議長

大嶺政信上下水道部長。

○大嶺政信　上下水道部長

本件につきましては、令和３年５月 25 日に那覇地方裁判所から和解勧告が示され、同年７月６日に浦添市と和解が成立しております。その内容は、「浦添市は、那覇市に対し、解決金として未払金の全額 1,103 万 4,429 円及びこれに対する年 2.7％の割合による遅延損害金の支払い義務があることを認める」というものであります。その後、同年７月 15 日に、浦添市より解決金として未払い金の全額及び遅延損害金の合計額 1,179 万 9, 226 円の支払いがございました。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

担当部局の頑張りで 1,100 万円余りを取り戻しています。高く評価いたします。

次に、

行政のデジタル化について

デジタル技術を住民の幸福と健康のために、安心･安全で活用できる自治体づくりが求められています。本市の最上位計画・第５次総合計画でも、城間市長の施政方針でも、行政のデジタル化の推進がうたわれています。取組を伺います。

○野原嘉孝　副議長

金城康也企画財務部長。

○金城康也　企画財務部長

お答えいたします。

今年度の取組の１つとしては、デジタル化に係る庁内横断的な課題に対し、プロジェクトチームによる取組を行っており、現在４つのプロジェクトに 10 部局、約 60 人の職員が関わっております。具体的な事例としましては、市政情報の発信強化等を目的に、無料通信アプリＬＩＮＥを活用した情報発信プラットフォームの構築実証を行っており、年内には市民向けのリリースを予定しております。これにより、市民はスマートフォン１つで生活情報を簡単に入手でき、将来的には行政手続の入り口に位置付けるなど、利便性の向上が図られるものと考えております。その他、オンライン会議の環境整備や各課の困りごとや地域課題の解決など、より良い市民サービスを提供できる市役所に進化できるよう全庁一丸となってデジタル化を推し進めてまいります。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

担当部署の皆さん、デジタル化推進に頑張ってください。

モニターを御覧ください。⑤

2020 年版情報通信白書では、通信利用動向調査の安全なインターネット利用の課題、不安などを明らかにしています。そこで、先駆的な個人保護条例を策定し、評価が高い那覇市として、デジタル化推進に併せても、個人情報・プライバシーを守る対策を強固に行うべきです。弁護士等も含めた識者の委員会を設置して検討すべきです。見解を伺います。

○野原嘉孝　副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦　総務部長

デジタル化の推進と個人情報の保護は、表裏一体の関係にあり、適切な対応が強く求められているものと認識しております。個人情報の提供に係る市民の不安を払拭するため、有識者からなる既存の審議会の活用を含め幅広い視点から引き続き個人情報の保護に努めてまいりたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

答弁を評価いたします。個人情報・プライバシー保護対策の徹底を図ってください。　次に、

水産行政について。

那覇の水産業を守るために、山川典二議員に続いて自共共闘で質問します。泊漁港の荷捌施設（セリ市場）の役割と課題を伺います。

○野原嘉孝　副議長

末吉正幸経済観光部長。

○末吉正幸　経済観光部長

泊漁港は、中央卸売市場を有し、県内最大の水揚げ量を誇るとともに、県内で水揚げされるマグロのうち約半分が水揚げされるなど、本県並びに本市水産業の一大拠点となっております。その泊漁港の課題としましては、荷捌施設の老朽化や衛生環境の向上が挙げられているほか、本年３月末に泊魚市場有限責任事業組合（ＬＬＰ）が解散し、同施設に２つの市場が開設されたことによって、市場経営に支障が生じているとの声を那覇地区漁協から伺っております。

その原因として、短期的な集計ではありますが、那覇地区漁協の水揚げ量が全体での水揚げ量の半分を上回っている一方で、那覇地区漁協のセリ床面積は全体

の３割程度となっていることから、セリ床面積が水揚げ量に対して不足していることだと分析しております。

なお、那覇地区漁協からは、セリ床面積の不足を解消するため、沖縄県漁連が所有する荷捌施設の貸与等について沖縄県へ要請するよう、市長と市議会宛てに陳情が出されております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

市長に答弁を求めたいと思います。城間市長は泊魚市場の存続問題では、県と直接調整を行い、泊魚市場と糸満市場との共存共栄を確保し、高い評価を受けています。今回、県漁連の糸満移転に関連して、17 日の県漁連の理事会には、泊漁港の県漁連荷捌施設の撤去が議題となっています。先ほど答弁がありました那覇地区漁協からの陳情に出されている課題については、市長がリーダーシップを発揮され、沖縄県や県漁連と調整を行い、解決を図るべきだと思います。市長の決意と対応を伺います。

○野原嘉孝　副議長

城間幹子市長。

○城間幹子　市長

お答えいたします。

令和４年度 10 月には、県漁連の市場機能が泊漁港から糸満漁港に移転する計画となっていることから、泊漁港は大きな転換期を迎えるものと捉えております。私自身、泊漁港は本市並びに本県の水産業を支える重要な拠点であると承知していることから、荷捌施設も含めた泊漁港が抱える諸課題について、現場の声を聞きながら、これまで以上に課題解決へ向けて不退転の覚悟を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

不退転の決意、高く評価いたします。

次に、

ジェンダー平等・男女賃金格差是正について

日本の女性差別の根底には雇用における女性差別、ジェンダー差別があります。男女の賃金格差は改善されず、正規雇用の男性と比べて正規女性は７割、非正規雇用の女性は４割です。政府の統計調査では、非正規を含めた労働者の平均給与は男性が 540 万円、女性が 296 万円で、女性は男性の 55％しかありません。40 年間の生涯賃金では、なんと、約１億円の格差が生じます。給与に連動する年金でも格差が広がります。そこで、男女の賃金格差を是正することは、ケアに手厚い社会、雇用は正規が当たり前の社会へと切り替え、誰もが人間らしく、働き生活することのできる賃金と労働時間短縮の実現を進め、ジェンダー平等の社会をつくる土台となります。見解と取組を伺います。

○野原嘉孝　副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦　総務部長

生涯賃金の格差のなど、女性が不利益な環境に置かれている中、性別で差別されることなく、働く女性が個人の能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは極めて重要であると認識しております。本市は、第４次男女共同参画計画において、あらゆる分野への女性の活躍推進という基本目標の下、男女均等な雇用機会と待遇の確保を基本課題に位置づけ

ております。引き続き、これらの視点に立ち関連施策の推進に努めてまいります。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

本市は立派な「なは男女平等推進プラン」を策定しています。その施策展開に頑張ってください。

男女の賃金格差の改善、選択的夫婦別姓制度の実現、同性婚を認める法改正、性暴力の根絶、政策・意思決定の場におけるジェンダー平等など、多様性を大切にし、個人の尊厳の尊重する、誰１人取り残さない、優しい社会の速やかな実現が求められています。超党派で心ひとつに取り組んでいきましょう。

日本共産党は昨年、党の綱領にジェンダー平等を明記しました。日本共産党も私も、学び、自己改革し、共に進むという姿勢を堅持して、ジェンダー平等の社会づくりへ、幅広い皆さんと力を合わせて頑張り抜きます。

ちょっと時間があります。先ほど 40 番議員から声がありました。下水道料金の問題は、粟國議員の影ながらの大きなお力添えがあったこともひと言加えて私の質問を終わります。

以上

伊部岳実弾射撃演習阻止闘争碑

この地は、沖縄を占領しているアメリカ合衆国が北部訓練場として使用し、更に、実弾射撃演習場併設を通告し、強行に演習を実施しようとしたことに対し、地域住民・村民・支援団体が必死の決意で実弾射撃演習場設置を阻止した場所である。

一九七〇年（昭和四五年）十二月二二日国頭村長あてに伊部岳を中心とした北部訓練場内に実弾射撃訓練場を設置することを琉球政府（現沖縄県）を通して電話通告してきた。

二六日に国頭村議会は即、抗議決議を採択し演習阻止を明確に宣言した。同日に安田区では演習場設置反対評議会を結成し、住民ぐるみの動員体制を整えた。午後には米海兵隊が三一日から射撃演習をはじめるとの情報を村に伝え、緊迫する中で三〇日を迎えた。

国頭村字安田・安波・楚洲の3集落では小中学生も阻止行動に参加した。一方、着弾地点には、子供、高齢者を除き最大動員して座り込み、抗議・阻止の旗を掲げ、火を焚き、煙の合図で強固な阻止体制が完了したことを告げた。

三一日を迎えた。国頭村長を先頭に村民はじめ、支援団体約600人が発射地点近くで実弾射撃阻止大会を開き、着弾地点の北側に70人、南側に200人の行動隊が座り込み実力阻止、有刺鉄線を乗り越えて発射地点に突入。大混乱の中で、重軽傷者を出しながら体を張って米軍権力に対抗して阻止実現。「やったぞ！米兵は帰れ！」と歓声と怒りの声が深い豊かな山にこだました。

持ち込んだ砲弾はヘリで持ち帰り、米軍は正式に実弾射撃演習の中止を発表した。

こうした決死の思いで村民、県民の生命、財産をはじめ、豊かな自然、水資源、ヤンバルクイナやノグチゲラなどの貴重な動植物を守ることができた。

"森と水とやすらぎの里"といわれる山原の自然を守り育てようとした先人達の偉業を伊部岳実弾射撃演習阻止闘争碑の存在を通して、平和、命の大切さを学習し、後世に語り継ぐために、この地に伊部岳実弾射撃演習阻止闘争碑を設置した。

二〇〇九年（平成二一年）八月一五日
国頭村制一〇〇周年記念

○祖国復帰５０周年記念事業国頭村実行委員会設置要綱

（令和３年５月24日告示第30号）

（設置）

第１条　令和４年は、沖縄県が祖国に復帰して50周年という節目を迎えるにあたり、記念事業を実施するため、祖国復帰50周年記念事業国頭村実行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（事業）

第２条　委員会は次の事業を行う。

(1)　祖国復帰50周年記念事業の企画及び運営に関すること。

(2)　祖国復帰50周年記念事業の広報に関すること。

(3)　その他必要と認める事業に関すること。

（構成）

第３条　委員会は次の団体等で構成する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1)　国頭村

(2)　国頭村議会

(3)　国頭村教育委員会

(4)　国頭村商工会

(5)　国頭漁業協同組合

(6)　国頭村森林組合

(7)　沖縄県農業協同組合　国頭支店

(8)　国頭村区長会

(9)　復帰運動関係者代表

(10)　国頭村青年団協議会

(11)　国頭村婦人会

(12)　一般社団法人国頭村観光協会

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から記念事業終了後の実行委員会を終えるまでとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会の委員長及び副委員長は、次のとおりとする。

(1)　委員長 国頭村長

(2)　副委員長 国頭村議会議長

(3)　副委員長 国頭村副村長

２　委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を努め、審議を進行する。

２　委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（監査）

第７条　委員会の会計を監査するため、監査役２名を置く。

２　監査役は、委員の中から互選する。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、事業担当課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

本土復帰５０周年に向けた記念事業
国頭村実行委員会での企画案

◎ 来年４月２８日に辺戸岬で開く記念式典・与論町との交流会

◎ 沖縄と本土を分断していた北緯２７度線の海上で再現する
「沖縄返還要求運動海上集会」

◎ 与論町との同時点火で復帰への取り組みを再現する「かがり火」

◎ 宜名真漁港から辺戸岬までの記念行進、与論町と村の児童の訪問交流

◎ 与論町と５０周年記念誌発行

◎ 関連事業として、「沖縄を返せ」の歌碑建立

◎古堅茂治一般質問　資料　4
文化庁報道発表資料・HPより

Ⅱ．解説

［（１）重要無形文化財の指定及び保持者の認定（各個認定）］

（芸能の部）

1　琉球舞踊立方　宮城　幸子
志田　フサ子（芸名　志田　房子）

「琉球舞踊立方」は，今回，新たに重要無形文化財に指定され，宮城氏及び志田氏が，その保持者として認定されるものである。

（１）重要無形文化財の指定について

①　名称
琉球舞踊立方

②　重要無形文化財の概要
琉球舞踊は，１８世紀から１９世紀中頃にかけて，琉球国で大成した古典舞踊と，その演技技法を基礎として明治以降に創作された雑踊から成る舞踊である。古典舞踊は，組踊などとともに冊封使歓待の御冠船踊の一つとして士族の子弟によって演じられた。明治以後は舞踊家が担うところとなり，演技技法をより高度に洗練させ，新たな鑑賞者となった庶民の嗜好や感性に応じた演目も創作された。
琉球舞踊立方は，琉球舞踊を構成する技法の一つで，三線音楽にのせ，登場人物の心情や情景を，沖縄独自の演技技法を用いて情緒豊かに踊るものであり，芸術上特に価値が高く，芸能史上特に重要な地位を占め，琉球舞踊を成立させる上で欠くことができないものである。

（２）保持者の認定について

（その一）

①　保持者
氏　　名　宮城　幸子
生年月日　昭和８年１１月２４日（満８７歳）
住　　所　沖縄県那覇市

「2020年版情報通信白書」より

・個人データを提供することについて８割が「不安を感じる」

・感じる不安は「個人情報や利用履歴の漏えい」が88.4%

・個人データの活用について「便利・快適性を重視すべきである」が22%にとどまる

・一方、「安心・安全性を重視すべきである」が79%にも

参考様式③

2021年度　会派名　日本共産党　議員名　古堅茂治　整理番号 6

【項目】 □調査研究費　□研修費　☑広報費　□広聴費　□要請・陳情活動費
□会議費　□資料作成費　□資料購入費　□人件費　□事務所費

領　収　証

№ 000501

得意先コード	お得意先名
	古堅茂治　殿

2021年12月27日

¥235,500

但し 11月議会報告・一般質問 A4×34P 500部

上記金額正に領収致しました。

内訳		
	現金	
	小切手	
	銀行振込	
	手形	
	相殺	

担当者印	取扱者印
	[redacted]

あけぼの印刷株式会社
〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2
TEL (098) 861-9145
FAX (098) 861-9148

按分率　%　充当額 235,500円

那覇市議会 2021 年 11 月定例会　12 月９日（木）本会議

日本共産党
那覇市議会議員

古堅茂治

一般質問報告

― 質問項目 ―

1．那覇市制･那覇市議会 10 年について
2．気候危機打開について
3．災害対策・電動自動車活用について
4．ＳＤＧｓ について
5．首里城正殿の大龍柱の向きについて
6．バス停の上屋設置について
7．首里鳥堀町地域の水路整備・浸食防止対策について
8．汀良市営住宅の駐車場確保について
9．プロ野球・巨人の公式戦について
10．新型コロナ感染対策の抜け穴･米軍の自由入国問題等について

古堅茂治議員の 11 月定例会での一般質問議事録大要をお届けします。
ご意見、ご要望などをお気軽にお寄せください

発行：日本共産党那覇市議団　那覇市泉崎１－１－１市役所４階　那覇市議会
電話：８６２―８２６８　ＦＡＸ８６７－３１７０

那覇市議会2021年11月定例会

12月9日（木）

一般質問

日本共産党　古堅　茂治

※主な質問項目

1. 那覇市制･那覇市議会100周年について
2. 気候危機打開について
3. 災害対策・電動自動車活用について
4. ＳＤＧｓ について
5. 首里城正殿の大龍柱の向きについて
6. バス停の上屋設置について
7. 首里鳥堀町地域の水路整備・浸食防止対策について
8. 汀良市営住宅の駐車場確保について
9. プロ野球・巨人の公式戦について
10. 新型コロナ感染対策の抜け穴･米軍の自由入国問題などについて

○古堅茂治　議員

ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。オール沖縄・日本共産党の古堅茂治です。一般質問を行います。

最初に、紅白幕の飾られた歴史が刻まれる議場で、

那覇市制と市議会の100周年について　質問します。

那覇市と本議会は、琉球王国の歴史に終止符を打った1879年の廃琉置県の布告・琉球処分から42年後の1921年に創設されました。

その後、76年前の県民を総動員した国内唯一の地上戦となった沖縄戦、27年間の米国の軍事的植民地支配、米軍の土地強制接収、1972年の基地付き施政権返還、日本国憲法と地方自治法の適用、米軍基地の集中など、幾多の苦難を乗り越え、自治と人権の拡大を進めるなどの道のりを歩んでまいりました。

市勢の発展と議会の進展に貢献された先達の尊い努力に対し、深甚なる敬意と謝意を表明いたします。

市制100周年、市長の見解を伺います。

あとは、質問席から質問を行います。

○野原嘉孝　副議長

金城康也企画財務部長。

○金城康也　企画財務部長

お答えいたします。

本定例会初日の11月26日に行われました那覇市議会100周年記念式典におきましては、市長から御挨拶を述べたところではございますが、改めて、市制・議会100周年についての市長の見解を申し上げます。

1921年（大正10年）の那覇市の市制施行と那覇市議会の開設から、本年で100周年の節目を迎えました。この100年の間には、首里市、小禄村、真和志市との合併、沖縄戦とその後の米軍による統治、そして本土復帰などの大きな歴史の波がございました。

今日の県都那覇の発展は、市民一人ひとりが平和を願い、未来を見据え、知恵と経験で本市を支えてこられたことの積み重ねであります。市政運営の両輪となる那覇市議会におかれましては、これまでに交わされてきた活発な議論をとおして、先達の英知が結集され、常に先進的な議会運営に反映されているものと認識しております。

歴代の正副議長をはじめ市議会議員の皆様が、たゆまぬ努力と熱意をもって本市の発展に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

次の100年に向けて、風格ある県都・那覇市の歩みがより力強いものとなるよう、

市議会の皆様をはじめ、市民の皆様と手を携えながら、本市のさらなる発展に尽力してまいります。

以上が、市制・議会100周年についての市長の見解でございます。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

平和・子ども・未来、笑顔輝く那覇市づくりへ、ともにがんばっていきましょう。

気候危機打開について

気候危機は、地球を守り、人類の未来にとって待ったなしの死活的大問題となっています。

今、思想・信条の違いを超えて、みんなで力を合わせ、ただちにＣＯ2削減への思い切った緊急行動をしなければ、私たちの未来はありません。

モニターを御覧ください。

（モニター資料・１－１）

2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体は、11月30日現在で40都道府県、295市、14特別区、119町、24村にのぼります。

本市もこの実質ゼロ表明を行い、地球を守る施策の推進を加速すべきです。見解を伺います。

○野原嘉孝　副議長

玉寄隆雄環境部長。

○玉寄隆雄　環境部長

お答えいたします。

本市では、現在、那覇市環境基本計画及び那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の２つの計画を基に、各施策の実行をとおして温室効果ガス排出の削減に取組んでおります。

この２つの計画は、今後、温室効果ガス排出量を削減する緩和策と地球温暖化の影響へ対処する適応策を総合的・計画的に推進するため、両計画を統合した新たな計画を策定する予定です。

国においては、2050年までのカーボンニュートラルを宣言し、2030年度までに対2013年比マイナス46％の温室効果ガス排出削減目標を掲げていることから、新たな計画の目標値についても、これらを勘案したものになると考えております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

一日も早い表明を期待します。

全国の地方自治体は2030年までの地球温暖化対策推進計画を策定し、住民とともに実践の先頭に立つよう、責任を持った取組を加速することと、地域に還元され、貢献する再生可能エネルギー活用を進めるために、自治体が役割を発揮することが求められています。

これらに関する本市の施策の数と、環境部の予算額を伺います。

○野原嘉孝　副議長

玉寄隆雄環境部長。

○玉寄隆雄　環境部長

お答えいたします。

那覇市環境基本計画において16の取組の柱に275の施策・事業を掲げ、そのうち、地球温暖化を防ぐ施策として32事業があり、関係部局において取り組んでいるところです。

環境部における温暖化対策に係る事業等の予算額は、502万6,000円となっております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

予算が少なすぎます。地球を守る脱炭素社会の実現は、自治体と私たち一人ひとりの決意と行動にかかっています。

モニターを御覧ください。
（モニター資料・１－２）

沖縄県と沖縄電力は、2050年脱炭素社会の実現に向けた連携協定について締結しています。

本市も沖縄電力と脱炭素社会の実現、災害支援などの包括連携協定を締結すべきではありませんか。

○野原嘉孝　副議長

玉寄隆雄環境部長。

○玉寄隆雄　環境部長

お答えいたします。

沖縄電力は昨年12月にゼロエミッションへの取組を発表し、2050年ＣＯ2排出ネットゼロを目指し取り組んでいることから、本市の温暖化対策に関して、これまで５回ほど沖縄電力と意見交換を行っております。

沖縄電力との包括連携協定につきましては、今後も脱炭素社会の実現に向けて、互いに協力できる部分について、意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

提携締結へするように、頑張ってください。

自治体自ら、公共施設、公共事業、自治体業務でどれだけＣＯ2を削減できるかなど、脱炭素化に向けた目標と計画、さらに、区域内の脱炭素化の目標と計画を策定する必要があります。

その実現のために、地元企業と独自の協定や、省エネ投資への自治体独自の支援、断熱・省エネルギー住宅へのリフォーム、太陽光発電用パネルの設置などへの助成を行い、推進することが求められています。

太陽光など再生可能エネルギーによる電力の利用、税金の優遇、補助金の申請、脱炭素に有効な製品・サービスの選択など、住民や地元企業に専門的なアドバイスを行える支援窓口を、環境省、県、電力会社などとの連携を強化しながら、設置すべきです。見解を伺います。

○野原嘉孝　副議長

玉寄隆雄環境部長。

○玉寄隆雄　環境部長

お答えいたします。

脱炭素社会の実現に向けては、市民や事業者と連携し取り組んでいく必要があり、専門的なアドバイス等を行える支援窓口の設置は、有効な方策の一つだと考えます。

本市としましては、まずは国や県等のセミナー開催や補助事業等の情報提供を行うとともに、関係機関・団体などとも連携を図りながら、支援につなげてまいりたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

連携を図ってください。施策の拡充と加速へ、環境部の頑張りを期待します。

次に、

災害時の電気自動車などの電動車の活用について

モニターを御覧ください。
（モニター資料・２－１）

気候危機打開、災害対策、ＳＤＧｓの推進で、電気自動車の普及促進が求められています。

電気自動車は、災害時の停電に避難所などで非常用電源の確保に使用できます。

モニターを御覧ください。
（モニター資料・２－２）

本市が締結した電気自動車などを活用した災害応援協定の構図です。

協定に基づく本市の取組を伺います。

○野原嘉孝　副議長
仲本達彦総務部長。
○仲本達彦　総務部長
本市では令和２年３月に県内自動車４ディーラーと災害時応援協定を締結しております。
これまでに実際に応援要請を行った実績はございませんが、災害時の迅速な応援体制の構築について、意識してまいりたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長
古堅茂治議員。
○古堅茂治　議員
モニターを御覧ください。
（モニター資料・２－３）
電気自動車などの電動自動車を活用に関する神戸方式の補助制度です。
１点目は、災害停電時に地域の共助活動を行う活動拠点に、電動自動車から受電するための電気工事について補助制度を設けています。
２点目は、電動自動車からの電気を高出力で取り出すことのできる外部給電器の購入について、補助制度を設けています。
本市でも取組むべきではありませんか。

○野原嘉孝　副議長
仲本達彦総務部長。
○仲本達彦　総務部長
今般の神戸市の取組は、これまでの地球温暖化対策のみならず、災害時対策からも電気自動車等の活用を図るものであり、新たな視点が提起されたものと認識しております。
今後、どのようなことができるのか展望しながら、関係部局と連携し、神戸市の新しい取組を注視してまいりたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長
古堅茂治議員。
○古堅茂治　議員
本市の公用車の電気自動車などの保有台数と可搬型の外部給電器の保有数を伺います。

○野原嘉孝　副議長
仲本達彦総務部長。
○仲本達彦　総務部長
本市所有の公用車数は、令和３年７月末現在において363台あり、そのうち、電気自動車は７台、プラグインハイブリッド車が１台となっております。
また、移動用外部給電器の保有数につきましては、２台保有しております。

○野原嘉孝　副議長
古堅茂治議員。
○古堅茂治　議員
本市の公用車の電気自動車への切り替えと、外部給電器の保有への方針を伺います。

○野原嘉孝　副議長
仲本達彦総務部長。
○仲本達彦　総務部長
公用車につきましては、那覇市グリーン購入方針において、電気自動車等の環境負荷の少ない車両への方針が推奨されております。
また、移動式外部給電器の保有に関する指針につきましては、現時点でございません。

○野原嘉孝　副議長
古堅茂治議員。
○古堅茂治　議員
市民の電気自動車と外部給電器の購入に、独自の補助制度を創設すべきではあ

りませんか。

○野原嘉孝　副議長

玉寄隆雄環境部長。

○玉寄隆雄　環境部長

お答えいたします。

国においては、2035年までに新車販売で電動車100%の実現を表明するとともに、避難所における電動車の活用について、災害時における電動車の活用促進マニュアルにより推奨し、補助金制度も導入しております。

電動車の普及は、温室効果ガス排出削減に大きく寄与することから、広く市民や市内事業者へ国の補助制度の情報提供を図るとともに、他の自治体の取組につきましても調査研究してまいりたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

独自の補助制度も考えてください。

モニターを御覧ください。

（モニター資料・２－４）

国連広報センターの文書です。

気候変動への危機感と、それに打ち勝つ強い決意があふれています。本市も、この立場で気候危機に対応すべきです。

議決した議会の責任もありますが、第５次総合計画は気候危機への対応が弱く、見直す必要があります。環境部の対策予算が増えないのも、企画財務部、議会の気候危機への認識が弱いのも、この総合計画ゆえではないでしょうか。

地球と人類の未来を守るために、市の三役、環境部、議会を先頭に、全部局が危機感を持った対策の加速が求められています。

そこで、市幹部と職員、議員、市民に対して、気候危機問題への認識を高める研修、啓蒙活動の強化が求められています。

担当副市長の決意を伺います。

○野原嘉孝　副議長

久場健護副市長。

○久場健護　副市長

それでは、古堅議員の望まれる決意表明になるかわかりませんが、お答えをします。

まず、地球温暖化対策はまさに世界共通の課題であり、世界中の人々が環境への配慮、特段、地球温暖化への配慮を強く認識しなければならないものと考えております。

地球温暖化対策の推進に関する法律第４条第２項を読み上げますと、「地方公共団体は自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、施策に関する情報の提供、その他の措置を講ずるよう努めるものとする」というふうにございます。

それに基づき本市におきましては、一事業者として環境に配慮した行動の取組を進めるために、那覇市エコオフィス計画を策定し、部長級で構成する那覇市環境保全対策会議において確認するとともに、温暖化対策についての認識を共有しているところでございます。

冒頭、環境部長からも答弁がございましたけれども、本市における温暖化効果ガス排出量を削減する緩和策と地球温暖化の影響へ対処する適応策を総合的、計画的に推進してまいりたいと考えております。

また、二酸化炭素排出ゼロ表明についても、適正な時期に表明に向け、鋭意取り組んでまいる所存です。以上です。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

ぜひ、来年度の施政方針で表明されてください。

気候危機、知れば知るほど、地球と人類の未来を守る対策の重要性がわかります。　次に、

ＳＤＧｓについて

城間市長は２月定例会の施政方針・予算編成説明で、「今回の予算編成では、全庁でＳＤＧｓに向き合うため、17のゴールと各事業のひも付けを行っております。ＳＤＧｓは、自治体の目指す方向そのものであり、第５次総合計画を着実に推進することが、そのゴールにつながるものと考えております。今後とも、『誰ひとり取り残さない』という理念を心に刻み、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります」と表明しています。高く評価いたします。

モニターを御覧ください。

（モニター資料・３）

全国でのＳＤＧｓに基づくまちづくりを目指す条例の制定状況です。

本市でも、ＳＤＧｓ条例を制定し、市民、企業、ＮＰＯなどとの連携を強化し、効果的に施策をさらに加速すべきです。見解を伺います。

○野原嘉孝　副議長

金城康也企画財務部長。

○金城康也　企画財務部長

お答えいたします。

ＳＤＧｓについては、幅広く意識の醸成を図り、多くの皆様と思いを共有する必要があるものと考えております。

去る11月10日には、100周年記念事業の一環でＮＡＨＡ　ＳＤＧｓシンポジウムを開催し、ＳＤＧｓの推進には、行政と市民・企業・大学・ＮＰＯ団体などとの協働によるまちづくりが、より一層求められていることが確認されたと考えております。

また、議員御提案のＳＤＧｓに基づくまちづくりを目指す条例につきましては、全国で少なくとも３つの自治体が制定していることを承知しております。

条例制定につきましては、持続可能な社会の実現に向け、有効な手段の一つになり得る可能性もございますので、先進地の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

県都那覇市として条例を制定し、沖縄県の自治体をリードしてください。

次、

バス停の上屋設置について

モニターを御覧ください。

（モニター資料・４）

福祉施設が多い、市道・石嶺福祉センター線の石嶺営業所前バス停への上屋設置について、伺います。

○野原嘉孝　副議長

幸地貴都市みらい部長。

○幸地貴　都市みらい部長

石嶺福祉センター線は、平成７年に延長約1,300m、幅員17mの道路として都市計画決定し、平成10年度から街路整備事業に着手し、平成27年度に完了しております。周辺には福祉施設が多く、また、歩道幅員も広いことから、バス停上屋が設置可能となっておりますが、街路整備事業が完了していることから、補助金の活用が可能なのか、財源を含め整備の可能性について調査研究してまいります。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

知恵と力を発揮して、設置されてください。

次に、整備中の市道石嶺線・りうぼう前のバス停などへの上屋設置について伺います。

○野原嘉孝　副議長

幸地貴都市みらい部長。

○幸地貴　都市みらい部長

現在、整備中の石嶺線のバス停上屋設置につきましては、街路整備事業の交付金を活用して整備を進めてまいります。

今年度は、整備予定14か所のバス停上屋のうち、首里りうぼう前などの４か所について上屋整備を行ってまいります。残りの10か所のバス停上屋につきましても、街路整備事業の進捗に合わせ、整備を進めてまいります。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

頑張ってください。次、

琉球王国の歴史と文化の象徴であります

首里城正殿の大龍柱の向きについて

１日、国の首里城復元に向けた技術検討委員会は、首里城正殿の大龍柱の向きについて、暫定的な結論として、前回を踏襲し向かい合わせにすると発表しました。1877年にフランス海軍が撮影した写真では、大龍柱が正面向きだったことが明らかになっています。

今回の技術検討委員会の結論には、研究者・市民らの３団体が抗議声明を発表しています。地元２紙も、３日の社説で「疑問を禁じ得ない、最新の研究成果を踏まえて、もっと幅広い議論を重ねるべきだ」（琉球新報）、「県民が納得がいかないままの見切り発車はすべきではない」（沖縄タイムス）と批評しています。見解を伺います。

○野原嘉孝　副議長

比嘉世顕市民文化部長。

○比嘉世顕　市民文化部長

首里城正殿の大龍柱の向きについては、相対向きと正面向きの異なる意見があることは承知しております。

昨年10月に、首里城再建の際、正殿前大龍柱を正面向けにすること等について意見を聴取し広く議論する場を設けることを求める意見書が議会に提出され、決議されております。

本市といたしましても様々な意見を聴取し、広く議論がなされることが望ましい考え、認識しております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

首里城の大龍柱は、最近の研究結果をいかし、正面向きにすべきです。

次、

水路行政について

モニターを御覧ください。

（モニター資料・５）

県管理２級河川・安里川の上流で、環境の杜に隣接する首里鳥堀地域では、県営鳥堀市街地住宅の雨水排水で私有地が浸食されています。

地権者から浸食防止対策と水路整備の要望が寄せられています。

本市と県の対応を伺います。

○野原嘉孝　副議長

大嶺政信上下水道部長。

○大嶺政信　上下水道部長

お答えいたします。

県営鳥堀市街地住宅を所管する沖縄県によりますと、当該地域からの雨水排水の浸食防止対策としましては、令和２年度に仮設管の設置を完了しており、現在、その仮設管を通し、雨水が排水されているとのことでございます。

今年度は仮設管を本設にするための実施設計の業務委託の発注を予定しており、令和４年度に本設の工事を実施するための予算を要求しているとのことでございます。

本市管理の水路整備につきましては、本市の雨水整備は、浸水被害の軽減を目的として、浸水の起こりやすい箇所から優先して整備を進めております。また、下流から整備を行っていく必要があることから、御要望の地域を整備するには時間を要します。

本市としましては、当該水路の適切な排水機能の維持管理を行うために、今年度、官民境界の明確化のための復元測量を行い、令和４年度に維持管理工事に資するための実施設計、令和５年度に工事を予定しております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

浸食されている地権者に寄り添って対応してください。　次、

汀良市営住宅の駐車場確保について

汀良市営住宅には駐車場が設置されていません。

モニターを御覧ください。

（モニター資料・６）

汀良市営住宅自治会は近接地にある企業所有の用地を自治会で賃貸契約し、駐車場を確保しています。

ところが、駐車場所有者から売却に伴う賃貸契約解約の通知を受けて困惑しています。周辺には代替の駐車場がないため、自治会からは問題解決に向けた陳情が市長と議長宛てに提出されています。対応を伺います。

○野原嘉孝　副議長

城間悟まちなみ共創部長。

○城間悟　まちなみ共創部長

お答えいたします。

陳情の趣旨は、自治会が契約している汀良市営住宅駐車場の所有権移転に伴い、新たな土地所有者から、令和５年３月末をもって、土地賃貸借契約を解約するとの通知を受けたので、新たな土地所有者と本市において土地賃貸借契約を締結し、引き続き駐車場として継続使用できるようにしてもらいたいというものでございます。

本市としましても、自治会及び新しい土地所有者へ状況を聴き取りの上、汀良市営住宅の入居者の立場に立って、解決策を一緒に考え提案していきたいと考えております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

駐車場確保へ自治体の皆さんに寄り添って、ぜひ、頑張ってほしいと思います。

次に、

巨人の公式戦について

先月、プロ野球セ・リーグの来季の公式戦日程が発表され、沖縄で初めて巨人主催で巨人―ＤｅＮＡ戦が４月12、13日に本市の沖縄セルラースタジアム那覇で行われます。巨人キャンプを誘致し、力を尽くしてこられた翁長雄志前市長、城間幹子市長をはじめとする関係部署の粘り強い努力のたまものです。心から敬意と感謝を表し、見解を伺います。

○野原嘉孝　副議長

末吉正幸経済観光部長。

○末吉正幸　経済観光部長

読売巨人軍として、初めての主催となる公式戦については、来年４月12日の火曜日、13日の水曜日に沖縄セルラースタジアム那覇で開催されることが11月２日に正式に発表されました。

現在、主催者であります読売巨人軍・読売新聞社と那覇市政施行100周年記念事業の冠を付けた公式戦開催に向けて調整を進めているところでございます。

対戦チームは、沖縄県出身者が多数所属する横浜ＤｅＮＡということで、県出身者の活躍も大いに期待でき、市民県民の皆様には、春季キャンプと合わせて喜ばれるイベントになるものになると考えております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

キャンプ、公式戦、成功へ頑張ってください。　次、

新型コロナ感染症について

新たな変異株オミクロン株の感染者が世界各国で急速に広がる中で、米軍関係者は日米地位協定で特権が与えられ、日本の検疫や規制を受けずに基地経由で自由に入国していて、水際対策の大きな抜け穴となっています。

県内の民間地域に３割以上も居住している米軍関係者の自由入国は、エアロゾル感染、オミクロン株感染拡大につながります。

そこで、日米地位協定を抜本的に改定し、米軍関係者にも国内法を適用し、検疫と厳しい規制ができるようにすべきです。見解を伺います。

○野原嘉孝　副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦　総務部長

米軍関係者につきましては、嘉手納飛行場など米軍基地から直接入国する場合、検疫について国内法の適用がないことが課題とされております。

米軍への国内法適用など日米地位協定の改定につきましては、引き続き、関係市町村と共に軍用地転用促進・基地 問題協議会の要請活動の中で取組を進めてまいりたいと考えて思います。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

頑張ってください。

ワクチン効果は６か月で低下するとされており、日本の３回目接種が原則８か月後というのは、科学的な数字ではありません。国の供給の都合で決めています。日本政府は安全性と供給への責任をしっかり果たしながら、思い切った前倒しを決断・実施すべきです。

本市の３回目接種の間隔期間と課題を伺います。

○野原嘉孝　副議長

長嶺達也健康部長。

○長嶺達也　健康部長

現在、国からの通知で原則８か月を経過しないと３回目接種ができないことになってございます。本市としましては、医療従事者だけでも６か月以上経過後に接種できるように接種間隔の例外的取り扱いの申請を県をつうじ国に対し行いましたが、却下されました。

12月６日、岸田総理は所信表明演説で、オミクロン株への効果等を一定程度見極めた上で、追加承認されるモデルナを活用した８か月を待たずに、できる限り前倒しすると述べましたが、その後、政府

の発表では、ワクチン供給の制約があり、全国一律に前倒し接種は困難、８か月から短縮する対象などを早急に提示したいとしており、現在のところ具体的な通知がなく、対応に苦慮しております。

また、ワクチンの２月以降の供給スケジュールも示されていないため、接種計画を最終的に確定することは難しい状況となっております。

○野原嘉孝　副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治　議員

（※那覇市政100周年の歴史には、第16代那覇市長に就任した瀬長亀次郎さんが、米軍の布令によって11ヵ月で市長を追放された許せない出来事もありました。）

今、本土復帰50年を前に、瀬長亀次郎さんを題材に沖縄の米軍占領時代にスポットを当てる小説が相次いでいます。

（冊子を掲げる）推理作家の伊東潤さんの「琉球警察」が７月に発刊され、週刊誌の週刊ポストではベストセラー作家柳広司さんが描く沖縄が主人公の物語、「南風（まぜ）に乗る」が10月4日号から連載が始まっています。瀬長さんとともに、本市出身の詩人・山之口漠さんの詩もよく出てきます。ぜひお読みになっていただきたいと思います。　終わります。

以上

古堅茂治議員資料　１－１

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2021年11月30日時点

環境省

■ **東京都・京都市・横浜市を始めとする492自治体（40都道府県、295市、14特別区、119町、24村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。表明自治体総人口約1億1,227万人※。**

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

表明都道府県（1億72万人）

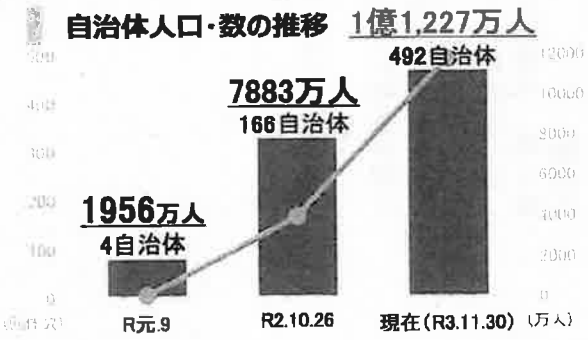

表明市区町村（6,843万人）

北海道
古平町
札幌市
ニセコ町
石狩市
福内市
釧路市
厚岸町
豊頃町
豊浦町
羅臼町
富良野市
当別町
小樽市
紋別市
苫小牧市
足寄町
更別村
東水町
沼田町
旭川市
室蘭市
名寄市

青森県
八戸市
七戸町
つがる市
深浦町
佐井村

岩手県
久慈市
二戸市
葛巻町
普代村
釜石市
野田村
九戸村
洋野町
一戸町
八幡平市
宮古市
一関市
雫石市

宮城県
気仙沼市
高谷市
美里町
仙台市
岩沼市
名取市

秋田県
大館市
大潟村

山形県
東根市
米沢市
山形市
朝日町
高畠町
庄内町
鮭川村
鶴岡市
川西町
酒田市
尾花沢市
白鷹町

福島県
喜多方市
大熊町
湯江町
福島市
広野町
檜枝岐村
本宮市
喜多方市
白河市

茨城県
水戸市
土浦市
古河市
結城市
常総市
高萩市
北茨城市
牛久市
鹿嶋市
潮来市
守谷市
常陸大宮市
那珂市
筑西市
坂東市
稲川市
ひたちなか市
小美玉市
茨城町
城里町
東海村
五霞町
境町
取手市
下妻市
ひたちなか市
笠間市

栃木県
那須塩原市
大田原市
那須烏山市
那須町
那珂川町
鹿沼市
宇都宮市

群馬県
太田市
藤岡市
神流町
みなかみ町
大泉町
館林市
嬬恋村
上野村
千代田町
前橋市

埼玉県
秩父市
さいたま市
所沢市
深谷市
小川町
飯能市
狭山市
入間市
日高市
春日部市
久喜市
越谷市
鶴加市
三郷市
吉川市
八潮市
松伏町
川越市
本庄市
美里町
上尾市
鴻巣市
桶川市

千葉県
山武市
野田市
我孫子市
浦安市
四街道市
千葉市
鴨川市
八千代市
木更津市
銚子市
船橋市
佐倉市
鋸山市
南房総市
君津市

東京都
墨田区
多摩市
世田谷区
豊島区
武蔵野市
調布市
足立区
国立市
港区
狛江市
中央区
新宿区
荒川区
北区
江東区
豊田区
府中市

神奈川県
横浜市
小田原市
鎌倉市
川崎市
御殿場市
三浦市
相模原市
横須賀市
藤沢市
厚木市
葉野市
葉山町
茅ヶ崎市
寒川町
真鶴町
松田町
伊勢原市

新潟県
[illegible]
[illegible]
妙高市
十日町市
新潟市
柏崎市
津南町
村上市
新発田市
胎内市
小千谷市
魚沼市
湯沢町
立山町
富山市

石川県
加賀市
白山市
小松市

福井県
坂井市
福井市
大野市
鯖江市
敦賀市
越前市

山梨県
南アルプス市
甲斐市
富士吉田市
上野原市
中央市
市川三郷町
富士川町
昭和町
北杜市
甲府市
富士西湖市
都留市
山梨市
大月市
亜崎市
甲州市
早川町
身延町
南部町
道志村
西桂町
忍野村
山中湖村
鳴沢村
富士河口湖町
小菅村
丹波山村

長野県
白馬村
小谷村
軽井沢町
立科町
青木村
佐久市
小諸市
東御市
松本市
上田市
高森町
伊那市
飯田市
大桑村
木曽町
塩尻市
茅野市
佐久市
小諸市
東御市
松本市
上田市
高森町
伊那市
飯田市
大桑村
木曽町
塩尻市
茅野市

岐阜県
大垣市
多治見市
恵那市
郡上市
飛騨市
瑞穂市
本巣市
揖斐川町
関市
美濃市
郡上市
飛騨市
瑞穂市
本巣市
揖斐川町

静岡県
御殿場市
浜松市
静岡市
牧之原市
富士宮市
御前崎市
藤枝市
焼津市
伊豆の国市
島田市
富士市
掛川市
袋井市
裾野市

愛知県
豊田市
みよし市
半田市
岡崎市
大府市
田原市
武豊町
犬山市
蒲郡市
小牧市
春日井市
常滑市
知多市
瀬戸市
豊橋市
東伊勢町
豊名市
多気町
明和町
大台町
大紀町
紀北町
度会町

滋賀県
草津市
近江八幡市

京都市
京都市
与謝野町
宮津市
大山崎町
京丹後市
京田辺市
亀岡市
福知山市
城陽市
綾部市

大阪府
枚方市
東大阪市
泉大津市
大阪市
阪南市
岸和田市
河内長野市
堺市
八尾市
和泉市
箕面市
岡山市
摂津市
玉野市
総社市
柳崎市
瀬戸内市
赤磐市

和歌山県
[illegible]
日高川町

鳥取県
北栄町
南部町
米子市
鳥取市
境港市
日南町

島根県
松江市
邑南町
美郷町
出雲市

岡山県
真庭市
岡山市
津山市
玉野市
高梁市
真庭市
本山町

広島県
尾道市
広島市
大竹市

山口県
下関市

徳島県
阿南市
北島町
吉川町
美馬市
高松市
東かがわ市
丸亀市
坂出市
宇多津町

愛媛県
松山市
新居浜市
西原村

高知県
四万十市
香南市
高知市
高知市
土佐市
本山町

福岡県
大木町
福岡市
北九州市
久留米市
大野城市
筑手町
小竹町
太宰府市
みやま市
福原町
宗像市
古賀市

佐賀県
武雄市
佐賀市

長崎県
平戸市
五島市
長崎市
長与町
時津町
西海市

熊本県
熊本市
菊池市
宇土市
宇城市
阿蘇市
合志市
美里町
玉東町
大津町
菊陽町
高森町
西原村
南阿蘇村
御船町
嘉島町
益城町
甲佐町
山都町
苓北町

大分県
大分市
宇佐市
日田市

宮崎県
延岡市
宮崎市
都城市
五ケ瀬町

鹿児島県
鹿児島市
知名町
指宿市
薩摩川内市
霧島市
肝付町
南大隅町
錦江町
阿久根市
長島町
日置市

沖縄県
久米島町
竹富町
沖縄市

＊朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略

古堅茂治議員資料　1－2

沖縄県と沖縄電力株式会社との
2050年脱炭素社会の実現に向けた連携協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と沖縄電力株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、ＳＤＧｓの理念の下、本県における2050年の持続可能な脱炭素社会の実現を目指して、甲及び乙が緊密に連携・協力することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため次の事項について連携して取り組むものとする。

（１）電気の安定的かつ適正な供給の確保に関すること

（２）再生可能エネルギーの導入拡大に関すること

（３）二酸化炭素を排出しない、もしくは排出量の少ない発電への転換促進に関すること

（４）石炭火力発電所等から排出される二酸化炭素の回収及び利活用の促進に関すること

（５）運輸等の電化推進に関すること

２　具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第４条　本協定の有効期間は、締結日から当該年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲又は乙が書面により終了の申し出を行わない時は、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第５条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和２年12月22日

甲：沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
沖縄県知事　玉城　康裕

乙：沖縄県浦添市牧港五丁目２番１号
沖縄電力株式会社
代表取締役社長　本永　浩之

古堅茂治議員資料　２－１

災害時における
電動車の活用促進マニュアル

２０２０年7月１０日

経済産業省　自動車課

国土交通省　安全･環境基準課

電動車活用社会推進協議会

災害時における電力供給源の特徴整理（全体像）

※本マニュアルのスコープ

	都市ガス 停電対応型コージェネ	自家発電設備	電源車 （非常時のバックアップ）	ポータブル 発電機	電動車 （EV,PHV,FCV,HV）
給電能力	0.7kW～55MW	大規模向け （400～1000kVA）	大規模向け 低圧：13kVA~100kVA、75kVAが標準 高圧：100kVA~1,000kVA、300kVA～500kVAが標準	中・小規模向け （900VA～4.5kVA）	中・小規模向け （外部給電器:1.5～9.0kVA） （コンセント:1.5kVA）
特徴・留意点	**（特徴）** ■ 常時、災害時いずれも活用可能 ■ 発災直後から、外部給電を用いずに電力確保が可能 ■ 耐震性の高い導管供給のため、燃料備蓄、管理が不要であり、導管が健全である限り継続して給電が可能 ■ 排熱の有効利用により常時の省エネ・省コスト・省CO_2が可能 **（留意点）** ■ 定期的なメンテナンスが必要 ■ 都市ガス導管網の圧力等により、設置できる発電機容量が異なる	**（特徴）** ■ 発災直後から、外部支援無しで電力確保が可能 **（留意点）** ■ 定期点検など、災害時に利用できるようメンテナンスが重要 ■ 備蓄燃料が揮発油・軽油・灯油・重油の場合、劣化に留意が必要。LPガスの場合、劣化せず長期保存が可能。	**（特徴）** ■ 大規模に給電可能（エリアの複数家庭などにも対応可能） **（留意点）** ■ 接続に以下情報が必要 ・契約者名・契約者番号 ・電圧（高圧、低圧） ・契約容量（kW） ■ 電気主任技術者の立会いが必要 ■ 駐車スペースが必要 ■ 排ガス・音・振動が発生するため、周辺環境に要配慮	**（特徴）** ■ 軽量・コンパクト ■ 持ち運び可 ■ コンセントタイプ ■ 燃料：ガソリン、カセットボンベ等 **（留意点）** ■ 排ガスが発生するため、屋内使用不可（屋内に供給する場合、コードが必要）	**（特徴）** ■ 機動性・静音性・低振動性 ■ 可搬型・V2H（充放電設備）を介して給電する場合、中規模（家庭1軒程度）に給電可能 ■ 車載コンセントから直接小規模需要に給電可能な車種もあり ■ 排ガスが出ないのでEV・FCV※による給電は屋内でも可 **（留意点）** ■ 駐車スペースが必要 EV：電気自動車 PHV：プラグインハイブリッド自動車 FCV：燃料電池自動車 HV：ハイブリッド自動車

※FCVは酸素を消費するため、密閉　　場所での利用は避けるなど、使用上の注意が必要

（参考）電動車の種類・特徴

EV
（電気自動車）

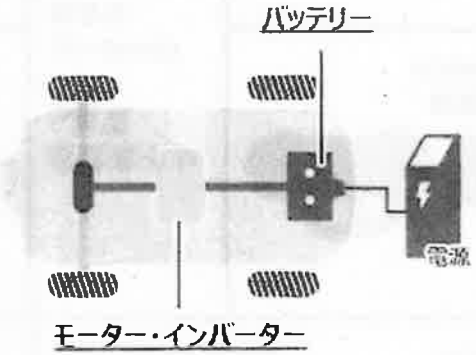

- クルマに搭載した大容量バッテリーに車外から充電し、充電された電気で走行。
- ガソリンは使用しない（電気で走行）。

PHV
（プラグインハイブリット自動車）

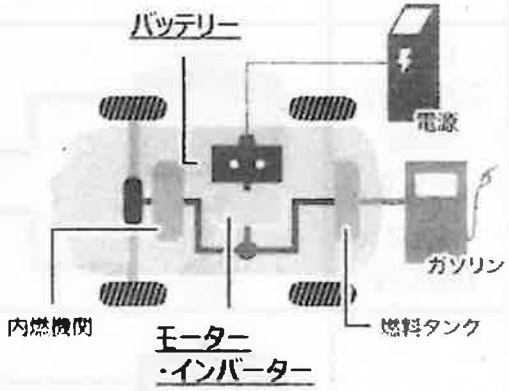

- ガソリンエンジンに加えてモーター・バッテリーを搭載。
- バッテリーはHVに比べ大容量で、EVと同様に車外から充電可能。
- バッテリー充電量が多い時は、極力EVと同様に電気のみで走るが、充電量が少なくなると、必要に応じてガソリンエンジンを作動させてHVとして走行。
- 燃料はガソリンと電気の２つ。

FCV
（燃料電池自動車）

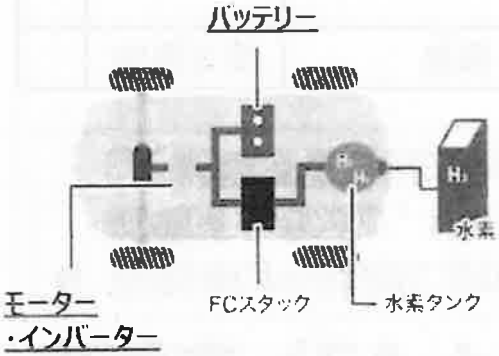

- 水素と酸素の化学反応によって作られる電気を使用してモーターで走行。
- ガソリンは使用しない（水素で走行）。

HV
（ハイブリット自動車）

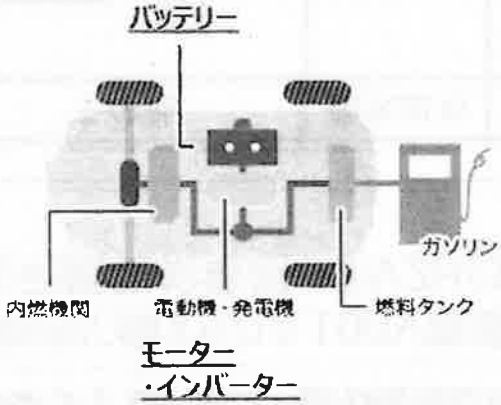

- ガソリンエンジンに加えてモーター・バッテリーを搭載。
- 走行状況に応じてエンジン・モーターの2つの動力源を最適にコントロールし、燃費を向上させる。
- 燃料はガソリンのみ。

電動車（EV・PHV・FCV・HV）の外部給電機能について

- 電動車から外部に給電する方法は大別すると、①車内に備えられた100V電源用コンセントを用いて給電する方法と、車の給電端子に特定の機器（②可搬型給電器、③V2H(充放電設備)）を接続して給電する方法がある。

	給電方法	電源	給電器	その他	最大出力	備考
①	100V電源用コンセントから給電	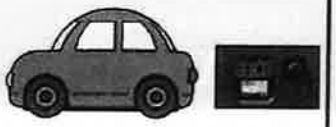 100V電源用コンセント		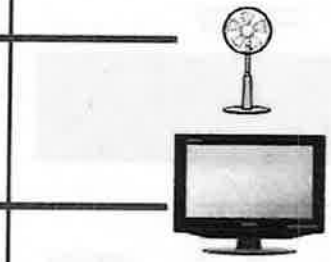	AC100V 1.5kW	・車本体のみで給電可 ・設置・配線工事不要 ・出力が比較的小さい ・EV, PHV, FCV,HV（メーカーオプション等により、100V電源用コンセントを持つ車）が対応可能
②	給電端子から給電 （EV・PHVの場合はCHAdeMO急速充電端子を給電用に共有）	給電端子（CHAdeMO）		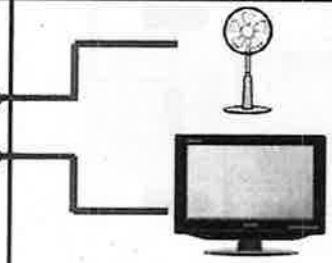	AC100/200V 1.5～9kW（機器による）	・可搬型給電器が必要 ・可搬型でどこでも給電可 ・設置・配線工事不要 ・給電端子を持つEV, PHV, FCVが対応可能
③		給電端子（CHAdeMO）		（本接続は一例です）	AC100/200V 3～9kW（機器による）	・V2H（充放電設備）が必要 ・建物への直接給電可 ・設置・配線工事必要 ・給電端子を持つEV, PHV, FCVが一定の条件下で対応可能

主な車種の外部給電機能について

- 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の外部給電機能は以下表のとおり。
- ハイブリッド自動車についても、100V用電源コンセントを利用可能な車種も多い。※1

	電気自動車(EV)		プラグインハイブリッド自動車(PHV)			燃料電池自動車(FCV)	
メーカー名	日産自動車	三菱自動車	トヨタ自動車	三菱自動車	本田技研工業	トヨタ自動車	本田技研工業
車両名	リーフ　e+ G	i-MiEV	プリウスPHV	アウトランダーPHEV	CLARITY PHEV	MIRAI	CLARITY FUEL CELL
100V電源用コンセント	―	―	○（メーカーオプション：ヴィークルパワーコネクター*2付き）	○（標準装備）	―	○（標準装備）	―
CHAdeMO端子	○	○	○（メーカーオプション（2019年5月以降のモデル））	○	○	○	○
備考	・給電時にあまり音が発生しない。 ・エンジンがなく、排ガスゼロ。		・バッテリーによる給電時は、あまり音が発生しない。 ・バッテリー残量が所定値を下回ると、エンジンで発電。			・給電時にあまり音が発生しない。 ・エンジンがなく、排ガスゼロ。	

*2　100V電源用コンセントを備えた、AC充電端子に接続する給電用コネクター

※１ハイブリッド車は、従来車に比較して、大きな出力で電気を供給することが可能。
ハイブリッド車：100V/最大1,500W（コンセント）　　従来車：100V/最大100W（コンセント）、12V/最大120W（シガーソケット）

（参考）給電端子から給電する場合に必要な設備

可搬型給電器の例

メーカー名	豊田自動織機	ニチコン	本田技研工業	三菱自動車
型式	EVPS-L1	VPS-4C1A	EBHJ	MZ604775
容量	9000VA	4500W	9000VA	1500W
コンセント 電圧×数	AC 100V×6	AC 100V×3	AC 100V×6 AC 200V×1	AC 100V×1

充放電設備の例

メーカー名	ニチコン	東光高岳	三菱電機	デンソー
型式	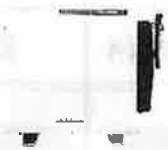 VCG-666CN7	CFD1-B-V2H1	EVP-SS60B3-M7/Y7/Y7W	DNEVC-D6075
出力	6kW(系統連系時) 6kVA(自立運転時)	3kW	6kW(系統連系時) 6kVA(自立運転時)	6kW（系統連系時） 6kVA（自立運転時）
	AC 200V/100V			

避難所等で使用が想定される電気製品（例）

消費電力1500W以下で動かすことが可能な電気製品（一例）

※電力は全て単相

※立ち上がり時等に瞬間　多くの電力を消費する場合等に使用できない／接続できないケース　ります。

イラスト出典元：本田技研工業 PowerExporter9000カタログ

2．１００Ｖコンセントの使用方法と注意事項

下表、コンセントから給電するの場合の、使用方法の例と注意事項を次ページ以降に紹介します。

	給電方法	電源	給電器	その他	最大出力	備考
①	100V電源用コンセントから給電	100V電源用コンセント	１００Ｖコンセント		AC100V 1.5kW	・車本体のみで給電可 ・設置・配線工事不要 ・出力が比較的小さい ・EV, PHV, FCV,HV（メーカーオプション等により、100V電源用コンセントを持つ車）が対応可能
②	給電端子から給電 （EV・PHVの場合はCHAdeMO急速充電端子を給電用に共有）	給電端子（CHAdeMO）	可搬型給電器 １００Ｖコンセント		AC100/200V 1.5～9kW（機器による）	・可搬型給電器が必要 ・可搬型でどこでも給電可 ・設置・配線工事不要 ・給電端子を持つEV, PHV, FCVが対応可能
③		給電端子（CHAdeMO）	V2H（充放電設備）	分電盤 （本接続は一例です）	AC100/200V 3～9kW（機器による）	・V2H（充放電設備）が必要 ・建物への直接給電可 ・設置・配線工事必要 ・給電端子を持つEV, PHV, FCVが一定の条件下で対応可能

古堅茂治議員資料　２－２

【令和３年度】

電動自動車による外部給電・神戸モデルに関する補助金制度　のご案内

近年、地震や台風などの自然災害に伴い、市街地で大規模な停電が、数日から数週間にわたり続く事例が起きています。

地域の防災・福祉活動の拠点となる集会所などにおいて、天井照明が付かない、テレビなどの情報家電が利用できないとなると、暗い中、必要な情報を得ることもできずに、不安な状態で過ごさなければなりません。また、最近では、多くの方々が携帯電話やスマートフォンで、情報収集することから、充電ができなくなると、様々な活動に支障をきたすことが予想されます。

＜ 自然災害の下で発生した大規模停電事例 ＞

- 2018 年、北海道胆振東部地方での地震(震度７)では、道内のほぼ全域の最大 295 万軒が停電
- 2019 年、台風 15 号が関東地方を直撃し、千葉県を中心に最大約 93 万軒が停電

大規模停電にあなたの地域は備えていますか？

備えあり

備えなし

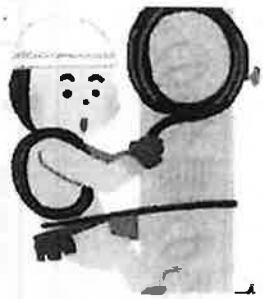

そこで、神戸市では、令和元年度より、災害停電時の備えとして、地域の拠点となる集会所などの施設で、天井照明、テレビ、ファックスなどの利用や、携帯電話の充電などが行えるよう、電動自動車による外部給電・神戸モデルを展開しています。これに伴い、次の A、B、２つの補助制度(併用可)を設けました。

補助制度 A

災害停電時に、地域の共助活動を行う活動拠点(自治会集会所など)に、電動自動車から受電するための電気工事について、補助制度を設けました。なお、この補助を受けた施設には、「外部給電・神戸モデル」の普及のため、情報発信を担っていただきます。

＜手続きは３、４ページ参照＞

補助制度 B

電動自動車からの電気を高出力で取り出すことのできる、外部給電器の購入について、補助制度を設けました。なお、この補助を受けた施設には、外部給電器の利便性や静寂性などのメリットの情報発信を担っていただきます。

＜手続きは５、６ページ参照＞

外部給電・神戸モデルとは

外部給電・神戸モデルでは、 施設内の分電盤に商用電源以外の外部電源を受け入れるための改修を事前に行い、停電時に電動自動車などのバッテリーを接続することで、天井照明やテレビ、パソコンなどの情報家電の一部が使用可能となります。なお、電動自動車の車種によっては外部給電器が必要な場合があります。

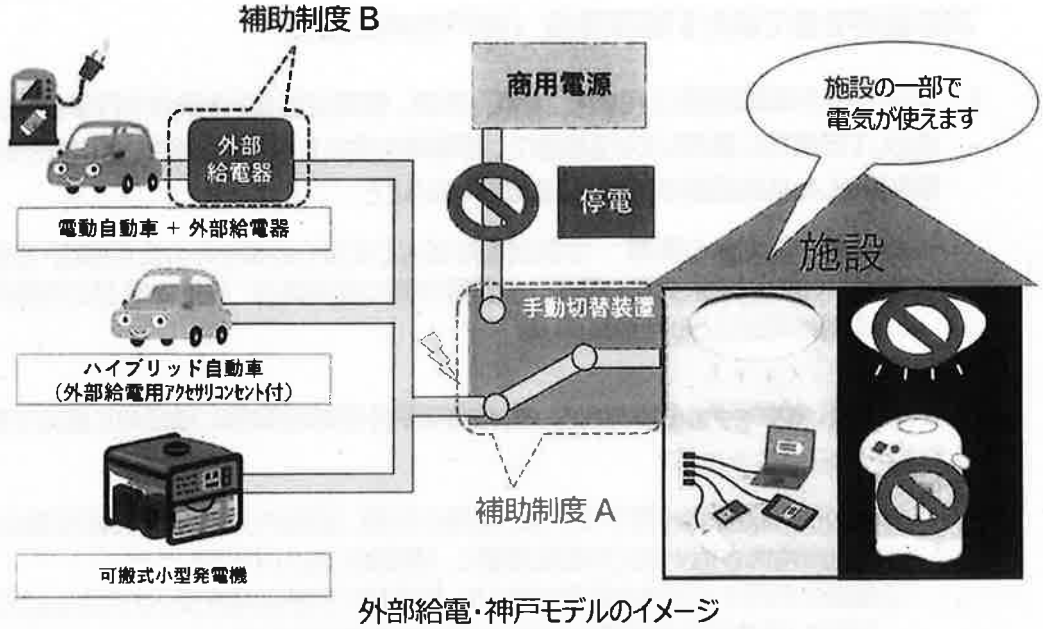

外部給電・神戸モデルのイメージ

外部給電・神戸モデルの活用イメージ【※】

例）消費電力 1,500W（天井照明（32W 蛍光灯×30 本）で約 1,000W、TV・PC・FAX で約 500W）
⇒ 電動自動車が満充電または燃料満タンの場合、最大 40～60 時間程度の連続給電が可能
（1 日 8 時間の利用であれば、5～7 日間の供給が可能）

※ 電動自動車の車種や、使用状態により変わります。

外部給電・神戸モデルのメリット

1．施設の天井照明に給電が可能

施設に既に設置されている電気回路を利用し、一部の天井照明やコンセントに給電が可能となります。

2．簡易な電気工事（低コスト）で整備可能

分電盤に手動の電源切替器や、外部給電取込口の設置など、必要最小限の改修工事を行うだけで、外部給電を受けることができます。

3．様々な電源による外部給電が可能

外部給電・神戸モデルでは、様々な電源に対応できます。

○外部給電器と接続した電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）などの電動自動車
○外部給電用アクセサリコンセント内蔵のハイブリッド自動車（HV）
○カセットガス発電機などの小型発電機

【補助制度 A】 外部給電・神戸モデル対応化電気工事費補助の内容 1

対象施設

次の要件を全て満たす既存施設（神戸市内に限る）

1．自治活動や地域活動として福祉、防犯、防災、住民交流などの集会や行事などの活動拠点として日常的に使用している施設で、停電時を含めた災害時においてもこれらの活動基盤を生かした共助活動の拠点となる施設であること

停電時共助活動の事例　①独居高齢者など支援の必要な方の安否確認・支援活動の拠点、②防災対策会議の開催、③支援物資の提供拠点、④地域住民の情報収集拠点、⑤携帯電話などの充電拠点　等

2．外部給電・神戸モデル普及のため、情報発信や外部給電訓練に積極的に協力できる施設であること

①他の団体関係者の見学受入など施設の公開、施設内外部給電設備写真の公表、広報誌等取材協力などの普及活動に、積極的に協力すること
②施設を利用する団体の会員の誰もが、停電時に外部給電を受入れできるように、わかりやすい具体的な手順書を作成して施設内に常備すること
③年１回以上、団体会員が参加する電動自動車等からの給電受入訓練を、団体の事業計画に計上して実施すること

3．自治会などの地域団体※、分譲集合住宅の管理組合が所有する集会施設であること

※地方自治法第 260 条の２第１項に規定する地縁による団体

市が所有し、地域団体に管理委託している施設（地域福祉センター等）は、助成対象外です

対象者

上記対象施設の所有者

補助額

外部給電・神戸モデル対応工事費用（税込）の３分の２（上限 20 万円）

外部給電・神戸モデル対応工事
電動自動車から施設内の電気回路に給電できるように、商用電源（関電など）から供給されている電気回路に、事前に分電盤改修や電源切替器・外部電源取込口の設置などを行う工事

※施設の状態や施工内容により費用は変わります

工事費用２１万円の場合※

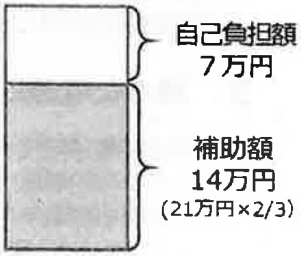

【補助制度 B】 外部給電器の新規購入補助の内容　1

外部給電器とは

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車などに内蔵されているバッテリーに蓄えられた電気（直流電流）を家電等が利用できる電気（交流電流）に変換するために必要なものです。

外部給電器を用いると、より多くの電気機器に給電できるようになります。

V2L (Vehicle to Load)

車から家電機器等に電力を供給

外部給電器※が必要

災害時の避難所での電力供給源等で利用

※車によっては、100Vコンセントを装備している場合があります。
その場合、外部給電器なしでの電力供給が可能です。

出展　一般社団法人次世代自動車振興センター資料より一部抜粋

対象機器

令和３年度に CEV 補助金※対象である外部給電器（新品の購入に限る）

※経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金

対象者

補助制度 A の対象者

補助額

CEV 補助金による補助金額の４分の１（上限 10 万円）

対象機器・補助額は、申請時点での CEV 補助金の対象機器・補助額をもとに決定します。
CEV 補助の最新情報については（一社）次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。
(http://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2l.html)

（参考）令和３年６月現在の補助対象機器・補助額

メーカー	型式	本体価格(税抜)	国の補助額	市の補助額
豊田自動織機	EVPS-L1	1,500,000 円	50 万円	**10 万円**
ニチコン	VPS-4C1A	650,000 円	21.6 万円	**5.4 万円**
ニチコン	VPS-3C1A-Y	450,000 円	15 万円	**3.7 万円**
ニチコン	VPS-3C1A-B	450,000 円	15 万円	**3.7 万円**
本田技研工業	EBHJ	1,092,500 円	36.4 万円	**9.1 万円**
三菱自動車工業	MZ604775	142,667 円	4.7 万円	**1.1 万円**

千円未満切り捨て

古堅茂治議員資料２－３

浦添市、那覇市 ← 支援 ← **次世代自動車利活用プロジェクト※**

↓ 要請　　↓ 支援

自動車販売会社4社	次世代自動車等の種類
(株)OTM	①ハイブリッド自動車
(株)りゅうにちホールディングス	②電気自動車
沖縄ホンダ(株)	③プラグインハイブリッド自動車
琉球三菱自動車販売(株)	④外部給電に必要な機器等

↓ 派遣

①非常用電源として避難所等で活用	②エネルギーや防災教育等へ出前授業
・炊飯器、電気ポット、TV、洗濯機等	・新エネや省エネ等の教育
・ノートパソコン、携帯電話の充電等	・次世代自動車を利活用した非常時のデモンストレーション
・照明機器等	・自動車の試乗体験等

※次世代自動車利活用プロジェクトでは、次世代自動車の利活用についての情報共有・発信や啓発活動を通じ、次世代自動車への理解と普及拡大を図ることを目的とする。

【プロジェクト事務局：内閣府沖縄総合事務局経済産業部エネルギー対策課】

古堅茂治議員資料２－４

気候変動は現代の危機を決定づけており、私たちが恐れていた以上の速さで進んでいます。しかし、私たちはこの地球規模の脅威に対し、決して無力なわけではありません。アントニオ・グテーレス事務総長が2019年9月に 指摘したとおり、「私たちは気候緊急事態という競争でリードを許してはいるものの、それは私たちが勝てる競争」なのです。

地球上に、気候変動の壊滅的影響から無傷でいられる場所はありません。気温の上昇は環境破壊や自然災害、異常気象、食料不安と水不足、経済の混乱、紛争やテロを助長しています。海面は上昇を続け、北極氷原は融解し、サンゴ礁は死滅へ向かい、海洋の酸性化が進み、森林は山火事で失われています。これまで通りのやり方を続けていたのでは不十分です。気候変動の無限のコストが取り返しのつかないほど大きくなる中で、今こそ大胆な集団行動を起こす時です。

↗ 地球の温暖化

何十億トンものCO_2が毎年、石炭や石油、ガスの生産により、大気中に放出されています。人間の活動は、記録的な水準の温室効果ガス排出をもたらしており、その勢いはまったく衰える兆しを見せていません。

最近の4年間は記録上、最も暑い4年間となっています。2019年9月の世界気象機関（WMO）報告によると、現在の気温は産業革命以前の水準を少なくとも1℃上回っており、科学者たちが「受け入れがたいリスク」と警告するレベルに近づいています。気候変動に関する2015年パリ協定は、最終的な温暖化を2℃を「かなり下回る」よう抑えるとともに、この気温上昇をさらに1.5℃に抑えるための取り組みを続けるよう求めています。しかし、私たちが全世界的な排出量を削減できなければ、気温は2100年までに3℃ も上昇し、私たちの生態系にさらに取り返しのつかない損害が生じるおそれがあります。

極地と山地の氷河と氷床はすでに、これまでにない速さで解け出し、海面を上昇させています。人口500万人を超える 世界の都市の3分の2 近くは、海面上昇のリスクにさらされる場所にあり、世界人口のほぼ40%は、海岸から100km以内で暮らしています。何ら対策が講じられなければ、ニューヨークや上海、アブダビ、大阪、リオデジャネイロをはじめとする多くの都市は、私たちが生きている間に水没し、何百万もの人々が避難を強いられることにもなりかねません。

↗ 食料不安と水不足

地球温暖化は、あらゆる人の食料と水の安定確保に影響を与えます。気候変動は土壌劣化の直接的原因であり、それによって地球が固定できる炭素の量も制約を受けます。現時点で約5億人が浸食の影響を受ける地域で暮らしているほか、その結果として失われたり、無駄にされたりする食料は全体の30% にも達しています。その一方で、気候変動は飲料水と農業用水の入手可能性と水質を低下させます。

多くの地域では、これまで数世紀も生育してきた作物が存続に問題を抱え、食料の安定確保が脅かされています。このような影響は主として、貧困層や弱者層に及びがちです。地球温暖化の影響で、世界の最富裕国と最貧国との経済格差は、**さらに広がる可能性**が高くなっています。

↗ 新たな極限

異常気象に関連する災害は常に、地球のシステムの一部となってきました。しかし、地球の温暖化に伴い、その頻度と激しさがともに増しています。どの大陸も無傷ではなく、熱波や干ばつ、台風、ハリケーンは全世界で猛威を振るっています。現在では、災害の**90%**が気象・気候関連とみなされており、世界経済への損害は**毎年5,200億米ドル**に上るほか、その結果として2,600万人が貧困に追いやられています。

↗ 紛争の媒介役

気候変動は、国際の平和と安全にとって大きな脅威となっています。気候変動の影響は、土地や食料、水などの資源の獲得競争を激化させ、社会経済的な緊張状態を高めるほか、**多くの避難民発生**につながることも多くなっています。

気候はすでに存在する課題を悪化させる**リスク乗数**でもあります。アフリカやラテンアメリカで起きた干ばつは直接、政治不安や暴力につながりました。世界銀行の推計によると、対策を講じない場合、サハラ以南アフリカやラテンアメリカ、南アジアで**1億4,000万人**以上が2050年までに、それぞれの地域からの移住を余儀なくされると見られます。

↗ 今後の道のり

科学は私たちに、気候変動を疑う余地はないことだけでなく、その流れを断ち切るのも手遅れではないことを教えてくれます。そのためには、食物の育て方、土地の使い方、物資の輸送方法、経済の動かし方など、社会のあらゆる側面で根本的な変革が必要となります。

技術は気候変動を助長してきたものの、新たな効率的技術は、正味の排出量を減らし、世界を浄化することに役立つ可能性があります。現在の排出量の**70%**以上について、簡単に利用できる技術的解決策が存在します。今では、再生可能エネルギーが最も安価なエネルギー源となり、電気自動車が主流になると見られる場所も多くあります。

これら拡張可能な解決策を採用すれば、私たち全員がよりクリーンで強靭な世界へと一足飛びで転換を遂げることができます。政府や企業、市民社会、若者、学界が力を合わせれば、苦痛を和らげ、正義が守られ、人間と地球が調和と取り戻す、環境に優しい未来をつくることができるのです。

国連創設75周年（UN75)特集ページ（日本語）は以下をご覧ください。
https://www.unic.or.jp/activities/international_observances/un75/

（日本語訳・国連広報センター　2020年1月）

古堅茂治議員資料　3

RILG 一般財団法人 地方自治研究機構
Research Institute for Local Government

ＳＤＧｓに関する条例

（令和３年１１月２５日更新）

【ＳＤＧｓに関する条例】

○　ＳＤＧｓとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、２００１年（平成１３年）に策定されたミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の後継として、２０１５年（平成２７年）９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」において記載された２０１６年から２０３０年までの国際目標である。ＳＤＧｓにおいては、１７のゴール、１６９のターゲットが設定されるとともに、進捗状況を測るための約２３０の指標（達成度を測定するための評価尺度）が提示されている。日本政府は、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）推進本部を設置するとともに、ＳＤＧｓ実施指針を決定し、ＳＤＧｓを総合的かつ効果的に推進することとしている（ＳＤＧｓの内容や日本政府の取組等については、外務省ＨＰ「JAPAN ＳＤＧｓ Action Platform」参照）。

また、内閣府は、「持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっては、ＳＤＧｓの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、ＳＤＧｓを原動力とした地方創生を推進します。」とし、ＳＤＧｓ未来都市・自治体ＳＤＧｓモデル事業を選定するなどして、自治体におけるＳＤＧｓの取組の推進を図っている（内閣府ＨＰ「地方創生ＳＤＧｓ」参照）。

こうしたことを受けて、自治体においても近年ＳＤＧｓの取組が進められているが、一部の市町村では「ＳＤＧｓ」または「持続可能な開発目標」を規定する条例を制定するようになっている。以下、紹介する。

【ＳＤＧｓに基づくまちづくりを目指す条例】

○　ＳＤＧＳに基づくまちづくりを目指す条例として、以下のような条例がある。

北海道下川町	下川町における持続可能な開発目標推進条例	平成30年6月22日公布	平成30年7月1日施行
群馬県桐生市	持続可能な開発目標(ＳＤＧｓ)を桐生市のまちづくりに生かす条例	平成31年3月19日公布	平成31年3月19日施行
茨城県下妻市	下妻市ＳＤＧｓに基づく持続可能なまちづくり推進条例	令和3年6月25日公布	令和3年6月25日施行

○　下川町条例は、ＳＤＧｓを推進するための関係機関の設置根拠となる条例であるといえる。７条から構成されている。

「下川町における持続可能な開発目標(以下『ＳＤＧｓ』という。)の達成に向け、推進体制を整備し、『２０３０年における下川町のありたい姿』・・・の具現化を図り、誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能な地域社会を実現すること」（１条）を目的としたうえで、「ＳＤＧｓパートナーシップセンター（ＳＤＧｓに係る事業の実施及び普及展開等のための拠点）」の設置（３条）、「ＳＤＧｓ推進町民会議（ＳＤＧｓに係る計画の策定及び実施を町民との協働により推進する組織―町民から構成）の設置（４条）、「ＳＤＧｓ評議委員会（ＳＤＧｓに係る計画の実施内容、進

捗等について評価し、助言等をする組織ー町内外の者から構成）」の設置（５条）、「ＳＤＧｓ推進本部（町長をはじめとする全ての町の執行機関から構成）」の設置（６条）等について、定めている。

１条に規定されている「２０３０年における下川町のありたい姿」とは、ＳＤＧｓの考え方を取り入れて町の将来像を描いたものであり、これを基にして町の総合計画及びＳＤＧｓ未来都市計画を策定し、下川版ＳＤＧｓの実現に向けた取組を進めようとするものである（平成３０年４月２３日策定）。

下川町は、平成２９年１２月１６日に第1回ジャパンＳＤＧｓアワード総理大臣賞を受賞した。「『下川町自治基本条例（平成１８年１０月３日公布　平成１９年４月１日施行）』に『持続可能な地域社会の実現』を位置付け、①森林総合産業の構築（経済）、②地域エネルギー自給と低炭素化（環境）、③超高齢化対応社会の創造（社会）、統合的に取り組んでいる。」として、下川町のこれまでのＳＤＧｓの実現に資する取組が評価されたものである。さらに平成３０年６月１５日には、内閣総理大臣により、ＳＤＧｓ未来都市及び自治体ＳＤＧｓモデル事業の選定を受けた。下川版ＳＤＧｓを実現するため、総合計画及びＳＤＧｓ未来都市計画を策定し、町内外の多様な人々が連携をして、林業の川上から川下までのシームレス産業化、中心市街地最適居住空間計画、森林バイオマス利用拡大による脱炭素社会構築などのモデル的な事業を積極的に進めるとする下川町の提案が、採択されたものである。こうしたことを受けて制定された本条例は、関係する計画の策定と事業の推進を着実に進めるため、下川町における必要な体制整備を図ろうとするものであり、町として下川版ＳＤＧｓ達成に向けた取組への決意を表わすものと言える。

○　桐生市条例は、議員提案により制定されている。目的（１条）、理念(２条)、市の責務（３条)、事業者及び関係団体の役割（４条)、市民の役割（５条)、議会及び議員の役割（６条)、施策の基本方針（７条)、市民等の意見の反映（８条)、財政上の措置（９条)及び実施状況の公表及び情報発信（１０条）の１０条から構成されている。

条例推進の基本理念として、①ＳＤＧｓに掲げる「誰一人取り残さない」という基本理念及び１７の目標を取り入れること、②①の観点を市及びステークホルダー（市民、関係自治体、民間企業、ＮＰＯ等の広範で多様な主体及び関係者）が事業及び活動に取り入れ、その達成に向けて、力を合わせて取り組んでいくこと、③経済、社会及び環境を統合的に向上させ、市民が安心して暮らせる持続可能なまちを目指すこと、の３点を示す（２条）とともに、市の施策の基本方針として、ＳＤＧｓの特徴を生かした政策ビジョンの策定、ＳＤＧｓに関する研修や講演会・イベント等を実施等を掲げている（７条）。

本条例は、桐生市議会が議会改革の一つとして、各常任委員会においてそれぞれの所管事務における政策提案・提言や条例制定を目指す活動に取り組んできたなかで、総務委員会が、ＳＤＧｓに着目して、「視察や協議を重ね、また、 パブリックコメントを実施して、市民の方の意見募集を行い、頂いたご意見を反映させるなどして」、委員会提出議案として提出し、制定されたものである（桐生市ＨＰＳＤＧｓ「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を桐生市のまちづくりに生かす条例の制定」参照）。本条例の制定に向けた議会としての考え方や条例の内容等については、自治体法務研究２０１９年冬号ＣＬＯＳＥＵＰ先進・ユニーク条例「桐生市のまちづくりに生かす条例」を参照されたい。

○　下妻市条例は、目的（１条）、定義(２条)、基本理念（３条）、市の責務（４条)、ステークホルダーとの連携（５条）、計画等とＳＤＧｓとの調和（６条)、施策の評価等（７条)、職員の研修（８条)、広報及び啓発（９条)、市民の役割（１０条)及び委任（１１条）の１１条から構成されている。

基本理念を「本市におけるまちづくりは、ＳＤＧｓで掲げる持続可能な開発を基本とし、環境保護、社会的包摂及び経済開発の観点から、その調和を図ることを旨として、市民との協働により推進されなければならない。」（３条）とし、市は「ＳＤＧｓの達成に資する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする」（４条）としたうえで、「ＳＤＧｓの達成に資する施策を推進するため、市の総合計画その他の市の基本的政策を定める計画等にＳＤＧｓで掲げる１７の目標（・・・）を取り入れるよう努めなければならない。」（６条１項）等と規定している。

【その他ＳＤＧｓに関する規定を置く条例】

○　上記の条例のほか、ＳＤＧｓに関する規定を置く条例として、以下のようなものがある。

徳島県上勝町	上勝町木づかいの景観まちづくり条例	令和元年9月20日公布	令和元年10月1日施行
さいたま市	さいたま市ＳＤＧｓ企業認証審査会条例	令和3年3月11日公布	令和3年4月1日施行
東京都江戸川区	ともに生きるまちを目指す条例	令和3年6月30日公布	令和3年7月1日施行

○　上勝町条例は、上記の条例とは異なり、ＳＤＧｓの推進そのものを目的とするものではない。いわゆる景観条例であるが、景観形成の方針の一つとして、「町の景観形成は，地域の社会課題と環境課題を同時に解決する持続可能な開発目標ＳＤＧｓ(Sustainable Development Goals)の観点から推進する。」（３条２項６号）と規定し、ＳＤＧｓの考え方を明示している。

古堅茂治議員資料　4

古堅茂治議員資料　5

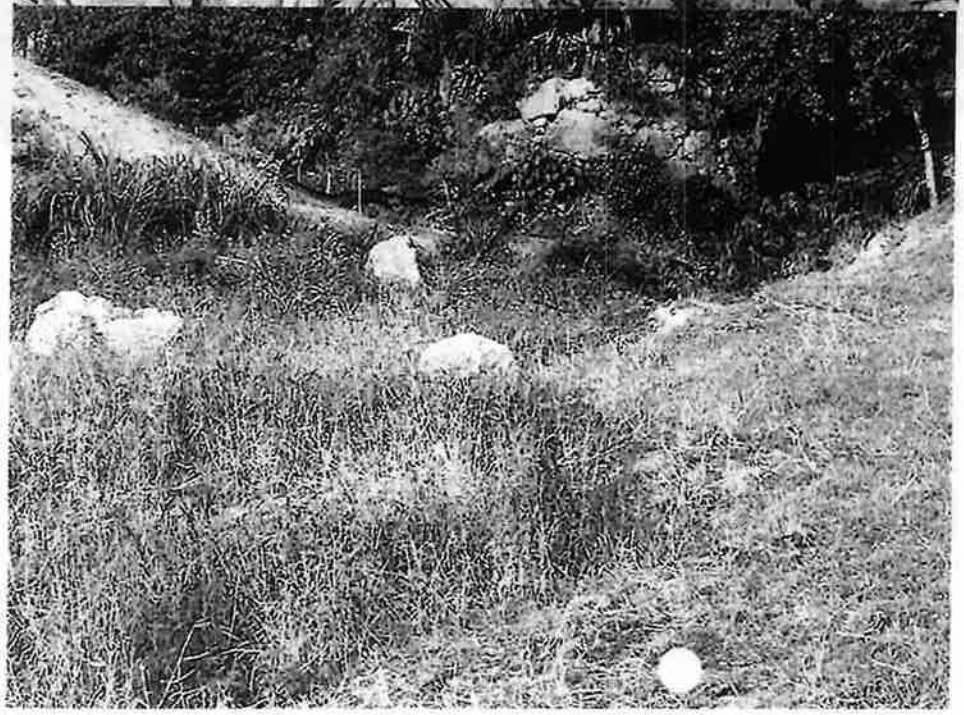

古堅茂治議員資料　6